

314  
a  
29



\* 0006383000 \*

0006383-000

a 314-29

選挙読本

関口泰・著

日本評論社

1936

ABE

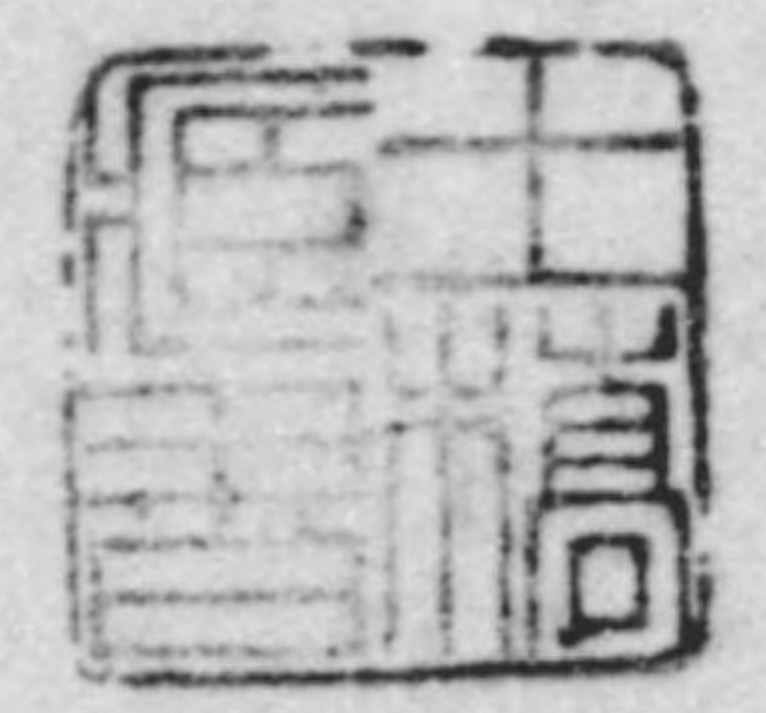
314

29

# 選舉讀本

關口泰著

314
29



關 口 泰 著

選 舉 讀 本

日 本 評 論 社 版

57209

030.48.

314  
29



27565

### 序

選舉肅正運動が、選舉違反の絶滅を差當りの目標として行はれるとしても、選舉法令を周知徹底せしめることは、一番先になされなければならぬことであるが、根本的には選舉法令の違法的精神の涵養が必要であり、選舉觀念の正しい教育からして、かゝらなければならぬ。

選舉觀念の教育となると、それは單に選舉法規の説明だけでは出來ない。立憲政治の正しい把握による憲法的確信の基礎の上に打ち建てられて、はじめて可能なのである。

選舉讀本は當然に選舉法規の解釋説明を中心とするのであるが、前後に帝國議會を中心とした憲法論を付けたのは、その用意からである。

憲法發布されて五十年に近からんとする今日、選舉肅正運動が全国的に行はれなければならぬといふのは、畢竟政治教育による憲法精神と、立憲思想が涵養されてゐなかつた結果に過ぎない。

序

一

選挙を清浄にし、政治を明朗にするには、その本を顧みなければならぬ。憲法發布の勅語を拜して、一票の力よく國家を負擔するに堪ふる所以を顧るとき、立憲國民の光榮と責任に揮ひ立たぬ者があらうか。

選挙は政治的の國民總動員である。併し乍ら多年選挙界を一部不純なる分子に蹂躪させてゐた結果は、選挙法規に不自然なる煩雜性を加へざるを得ざらしめ、一般國民の選挙に近付くのを妨げてゐるかに見える。

本讀本は選挙を一般國民の手に取り戻し、選挙を一般國民と親しませんが爲めに書いたといつてよい。その所期の一端でも實現し得れば望み足るのである。

昭和十年十二月二十七日第六十八議會開院式の日

關 口 泰

## 目 次

第一講 立憲政治と公選議會	一
第一節 國體と憲法	一
第二節 公議思想と民權運動	六
第二講 選挙法の歴史	一四
第一節 普選以前	一五
第二節 普選以後	二二
第三講 選挙とは何か	二六
第一節 選挙の意義	二六
第二節 選挙手續の大筋	三三
第三節 選挙の種類	三三
第四節 未施行と特例	三三
第四講 選挙に関する区域と管理と費用	三九
第一節 選挙に関する区域	三九

第二節 選舉管理者	二〇
第三節 選舉に關する費用	二一
第五講 選舉權と被選舉權	二五
第一節 選舉人と被選舉人	二五
第二節 性と年齢の問題	二六
第六講 選舉缺格者	二七
第七講 華族・軍人・官吏	二八
第八講 選舉人名簿と立候補届出	二九
第一節 選舉人名簿	二九
第二節 議員候補者	三〇
第九講 選舉運動の制限	三〇
第一節 選舉運動の制限	三〇
第二節 選舉運動者と選舉事務所	三一
第十講 無料郵便物と選舉公營	三一
第一節 無料郵便と選舉公報	三一

第二節 公立學校等の使用	三二
第十一講 演説文書に依る選舉運動	三二
第一節 文書による運動	三二
第二節 演説による運動	三三
第十二講 選舉運動の取締	三三
第一節 買収の罪	三三
第二節 選舉妨害と選舉干渉	三四
第十三講 選舉運動の費用	三四
第一節 選舉運動費用の法定	三四
第二節 當選無効の訴	三五
第十四講 投票の方法と設備	三五
第一節 投票の方法	三五
第二節 投票の設備と取締	三六
第十五講 不在者投票	三六
第十六講 開票と當選	三七

第一節 開 票 ..... 二〇二

第二節 選 舉 會 ..... 二〇一

第三節 當 選 人 ..... 二〇四

第十七講 選舉に關する訴訟 ..... 二〇七

第一節 選舉訴訟と當選訴訟 ..... 二〇七

第二節 當選無效の訴 ..... 二〇三

第十八講 當選人と議員の補充 ..... 二〇九

第一節 次點者繰上げ ..... 二〇九

第二節 再 選 舉 ..... 二〇三

第三節 補 闕 選 舉 ..... 二〇七

第十九講 選舉法違反の制裁 ..... 二〇二

第一節 嚴 罰 主義 ..... 二〇二

第二節 刑罰以外の制裁 ..... 二〇九

第二十講 公選議會たる衆議院 ..... 二〇七

第一節 帝 國 議 會 ..... 二〇七

第二節 法律と豫算 ..... 二〇二

第三節 通常議會と臨時議會 ..... 二〇六

第四節 其他の權能と議事手續 ..... 二〇七

第二十一講 貴族院と樞密院 ..... 二〇六

第一節 兩院の關係 ..... 二〇六

第二節 貴 族 院 ..... 二〇六

第三節 樞 密 院 ..... 二〇六

第二十二講 司法裁判所と行政官廳 ..... 二〇六

第一節 立法、司法、行政の三權 ..... 二〇六

第二節 司法裁判所 ..... 二〇八

第三節 行 政 官 廳 ..... 二〇九

第四節 行政裁判所と會計検査院 ..... 二〇九

第二十三講 責任内閣による政治 ..... 二〇九

第一節 大權補弼の機關 ..... 二〇〇

第二節 責任内閣と政黨政治 ..... 二〇四



第三節 統帥權との關係 ..... 三〇七

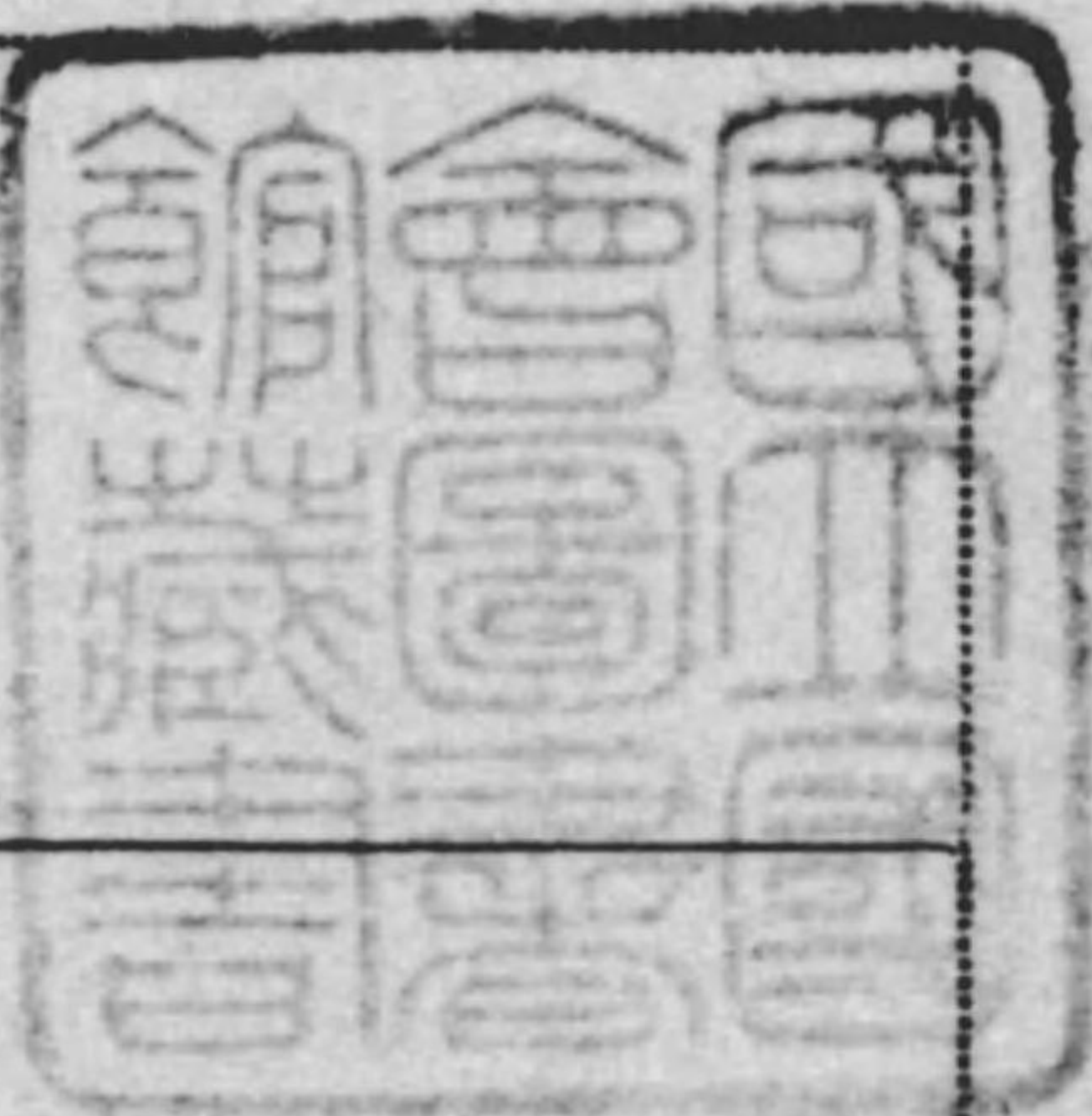
第二十四講 立憲政治の完成 ..... 三三三

第一節 立憲政治と元首 ..... 三三三

第二節 大臣任命の大權 ..... 三三六

第三節 我國の君臣關係 ..... 三八六

第四節 常時の忠君愛國 ..... 三三三



## 第一講 立憲政治と公選議會

國體明徴——憲法尊重——憲法の目的——立憲政治——明治維新以來の洪  
 讓——立憲政治と專制政治——兵役と納税の義務——立憲國民の参政權——  
 我國古來の君臣關係——公議思想と民權運動

### 第一節 國體と憲法

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス  
 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス  
 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

といふ如き、帝國憲法の規定は、天壤無窮、千古易らざる我が國體を宣  
 明してゐるのであります、帝國憲法によつて新にされたのでないこと  
 は、申すまでもありません。

この事は、憲法發布の際、皇祖皇宗の神靈に誥げさせられました告文

國體明徴

憲法第一條

憲法第二條

憲法第三條

中にも

皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ

皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス

朕カ現在及將來ノ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ

とのたまはせられてあるのであります。

然らば明治になつて初めて行はれた憲法政治、明治天皇欽定の帝國憲

法によつて新に定められたのは何かといひますれば、

憲法第四條

天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

憲法尊重

といふのがそれでありまして、この條項こそ憲法發布によつて初めて我國に立憲政治が行はれる出發點なのであります。この點は憲法前文にも特に

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫

ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ヲサルヘシ

と仰せられ、更に

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來

憲法の目的

ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

と憲法施行の責任と、遵法の義務を明かにし給ふてあるのであります。

而して此の憲法を發布したまひし大御心は、憲法發布勅語中、

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ

と仰せられ、告文中にも、

外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲

民生ノ慶福ヲ増進スヘシ

とのたまひ、憲法前文中には、

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍

内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

と、臣民權利の保障について宣言し給ふのを拜するのによつて知り得るのであります。

立憲政治

即ち立憲政治は、天皇は國家統治の權を總攬遊ばされるに當りましては、憲法の條規により行はせられ、憲法施行の責任を負ふ大臣を任せられ、公選議會を設けて臣民翼賛の道を廣むると共に、憲法法律によつて

臣民の権利の享有を完全ならしめんことを期するのであつて、このことは單に當時の先進諸國の模倣をし、其の民權思想にならつたものではないとせん。御告文の内にも、

此レ皆皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ皇祖皇宗及我カ皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ

と宣ふ如く、その「世運ノ進展ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ」たまふ大御心によつたのであります。

この事は明治十四年國會開設の勅諭を拜すると、一層よくわかるのですが、

夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ

願ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ

在リ

御英斷の程を述べさせらるゝと共に、「立國ノ體國各宜キヲ殊ニス」る點を特に注意せられて、當時の澎湃たるフランス流の民權思想を戒め、

故ラニ躁急ヲ争ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシと諭し給ふてあります。

此の立憲政治を斷行せられますに就ては、明治二十二年の憲法發布により急激になされたのではないことは、これによつてもわかるのであります。明治元年三月十四日、天皇祖宗の神靈に誓ひ、衆庶に宣し給ふた五箇條の御誓文が既に立憲政治の基礎といつてよいであります。

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國

明治維新以來の  
洪謨

五箇條の御  
誓文

政體書

是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心協力セヨ  
これは全く立憲思想でありまして、これを實行する目的を以て、翌二年  
四月二十七日には、政體書が發せられてをります。

太政官ノ權力ヲ分ツテ立法司法行政ノ三權トス

各府各藩皆貢士ヲ出シ議員トス

議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ

諸官四年ヲ以テ交代ス

公撰入札ノ法ヲ用フヘシ

とあり、これは實行されませんでした。明治八年四月の元老院大審院  
設置の大詔には、

國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラント欲ス

といふ思召を傳へられ、翌九年九月には、勅旨を元老院議長有栖川宮熾  
仁親王に下して、憲法を草按せしめ給ふたのであります。

第二節 公議思想と民權運動

立憲政治と専制  
政治

立憲政治が何であるかは、専制政治と比較して見ることによつて、は  
つきりするのであります。又憲法以前の状態を考へて見ないと、憲法の  
條文に掲げられたる臣民の權利の章はわかりにくいのであります。即ち  
専制政治の下に於ては、人民は土地に附屬した従物に過ぎないのであり  
まして、統治の目的物であつて人格權は認められてみませんから、大公  
方といはれた將軍にとつては、大よりも人民の生命は軽いものであり、  
封建諸侯の御家重代の寶物に比べては、臣下の命は無價値に均しかつた  
のであります。又殿様の御氣に入らなかつた爲めに、閉門監禁はいふに  
及ばず、御手討ちになるのであります。また武士は百姓町人を斬捨御免  
で、町人でも主人の敵を討つことは許されるといふ風に、生命權も自由  
權もなく、百姓は領地と一しよに讓渡されることは勿論、町人の財産權  
はただ領主の情けに於てのみ保護されてゐるに過ぎないのであります。  
この時代と比べて見てはじめて、

日本臣民の權利

憲法第二十七條

憲法第二十三條

日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

憲法第二十四條

日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ  
などといふ規定の意味もよくわかります。  
又海外渡航をゆるされぬ鎖國の状態は云ふまでもなく、藩の外に旅行  
するにも關所があり、勝手に居住も移轉も出来なかつた時代のあること  
を考へれば、

憲法第二十二條

日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス  
といふ條文も生きてきますし、切支丹宗門の禁壓の事實が如何に激しか  
つたかを回想して見るときに、

憲法第二十八條

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タル義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ  
有ス

兵役納税の義務

といふ憲法の保障は尊いのであります。それは権利のみならず、義務の  
方面に於ても、そうであつて、

憲法第二十條

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス  
ることは、舉國皆兵主義の下に、一定の年齢に達した男子にして、いや  
しくも兵役に堪へる者は、凡て徴兵制度によつて兵役義務が有るといふ

憲法第二十一條

趣意であります。一面に於ては兵役が單に武士といふ様な一定の階級  
の者に獨占されたものではなくて、農工商如何なる職業の者も、均しく  
一様に兵役に當つて國防の事に従ふ權利があることを認めたものであり  
ます。又兵役と共に國民の二大義務といはれる租税に關しましても、

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

るのであつて、租税は國の費用に供するものとして、國恩の下に生活し  
てゐる者は、喜んでこれを負擔しなければならぬのであります。そ  
の負擔は財力に應じ、法律で定めた一定の種類と率とを以て課せられな  
ければならず、その租税その他の國の收入を以て充てる國の費用を如何  
に使用するかも、豫算によつて年々定めなければならぬので、専制政  
治の時代の君主や、封建時代の大名がした様に、その生活を豪華にする  
爲めに、隨時必要に従つて重税を取り立てるといふことは、絶対に無い  
のであります。

國民の参政權

然もこれらの臣民の權利義務を定める法律と、國の收入支出を明かに  
する豫算が、天皇の御信任による政府が勝手に定められるのではなくて

公選議會の承認を経て、御裁可により決するといふのが、立憲政治の特長でありまして、これによつて國民翼賛の道は廣くされたといはなければなりません。

## 憲法第十九條

日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

るのでありますから、平安朝の時代のやうに、藤原氏でなければ關白や大將になれないとか、徳川時代のやうに、大名の家からでなければ幕府の高官にはなれず、士の階級でなければ武官に任ぜられないといふやうなことはなくて、苟も知識なり經驗なり徳性なりが一定の資格にかなへば、門閥階級によらず、均しく文武官に任ぜられ、その他の公務に就くことが出来るのであります。この點に於ても、既に專制政治の時代とは異つて、臣民の國の政治に關與出来る道は廣くなつてはゐるのであります。それが選舉により代議士を出して、國の政治に賢を選び能を薦めるの道が開けたといふことは、劃期的の變革といはなければならぬのであります。

## 我國古來の君臣關係

それ故に君主と人民と對立してゐる歐洲諸國に於ては、人民が立憲政治を得る爲めには、多くは君主に抗し、流血を以て購つた參政の權利なのであります。然るに我國に於ては、古より君臣の別が明かであると共に、君民一體、臣民は身も心も大君に捧げ奉り、天皇は民の心を心として御代知ろし召しておはしましたのであるから、外國の君主專制政治の如き君主中心の政治が行はれ、臣民は奴隸の如く、國土は皇室の私有財産であるといふやうなことはなかつたのであります。普天の下、率土の濱、王土に非るはなく、臣民は大御寶として、その惠撫の下にありましたから、臣民と土地財物を争はれるが如き事なく、國土は自由にその所有使用にまかされ、封建時代の君臣の關係の如く、嚴格であると共に冷酷に、臣たるものは身命を捧げて、君の馬前に喜んで死ぬのみならず、甘んじて御手打になるといふ様なことは、少しも要求されません。却つて近臣の進んで殉死せんとする者があつても、御許しにならなかつたといふ例もあるのであります。併し乍ら恩寵に馴れ、君命をさしはさむて、國家の政治的權力を私する中間勢力者が出てきては、或は總地頭として

全國を領し、封建諸侯に領地を分與し、その領地に住む人民も、その土地を耕し租税を納めしめる關係から、土地に附屬した奴隸の如き地位に落されたのであります。徳川幕府の下に諸大名があり、士はその下に知行を貰ひ、扶持を受け、百姓町人は獨立の人格は認められずに、單に國を富まし、士を養ふ爲めの生産要具として、蟲の如き生存を許されてゐたのであります。

## 公議思想と民權運動

この中間權力者を排して、王政復古、四民平等、日本民民の本來の姿にかへり、直接に天皇の下に統治せられんとの要求が、明治維新によつて實現したのであります。明治の新政治を打建てた思想は、勤王思想と共に公議政治の思想であります。公議政治といふのは、天下の政治は公議輿論によつて行ふべし、爲政者の私を去つて、公明正大の政治を行ふべしといふのであります。これが五箇條の御誓文にも明かに現れてゐる指導精神であります。明治新政權が、やゝともすれば、薩長藩閥が徳川幕府に替る中間權力者たらんとする勢を生じて來ると、再びこの公議思想が民權自由の運動の形をとつて起つたのであります。

明治十四年十月十二日、その勢が過激に至らざる前に、

將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テ經畫ノ責ニ當ラシム

といふ勅諭を發せられ、十五年三月には參議伊藤博文を歐洲に遣はして憲法取調を命じ給ひ、十七年三月には宮中に制度調査局を置き、伊藤博文を長官として、憲法、皇室典範を調査起草せしめられ、明治二十二年紀元節を以て、帝國憲法と皇室典範は發布せられ、翌二十三年を以て第一回の帝國議會が開かれたのであります。此の如く帝國憲法は欽定憲法であり、明治天皇の大御心によつて下し給ふたものではありませんが、幕末から明治維新の志士、民權自由の運動者の努力と犠牲が、立憲政治の建設に寄與貢獻した功績も少々ならざるものあることを、忘れることは出来ません。

## 第二講 選舉法の歴史

帝國憲法と公選議會——最初の選舉法(明治二十二年法)——第一回の改正(明治三十三年法)——第二回の改正(大正八年法)——普通選舉運動——普通選舉制の採用(大正十四年法)——普選法改正の議——普選改正法(昭和九年法)

帝國憲法には公選議會に就ては、

帝國憲法と公選議會  
憲法第三十三條

帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

憲法第三十五條

衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

といふ二つの條文があるだけでありまして、公選の範圍と方法とは、すべて選舉法の定むる所に委任してあるのであります。これは伊藤公の憲法義解にもいつてゐる如く

議員選舉ノ制規ヲ以テ之ヲ別法ニ讓ル者ハ蓋選舉ノ方法ハ時宜ノ必要ヲ將來ニ見ルニ從ヒ之ヲ補修スルノ便ヲ取ルコトアラムトス故ニ憲法ハ其ノ細節ニ渉ル

コトヲ欲セザルナリ

といふ理由に外ならぬことと思はれます。事實に於て明治二十二年憲法と共に公布された最初の選舉法以來、既に數回の改正が行はれ、時代の進歩、社會の變遷に従つて、補修されて今日に至つてゐるのであります。普通に選舉法といふのは衆議院議員選舉法を指すのであります。

### 第一節 普選以前

最初の選舉法  
(明治二十二年法)

明治二十二年の最初の選舉法は、今日の選舉法に比べて見ますと、餘程變つたものであります。制限選舉であつたことは勿論であります。被選舉人の資格も、選舉人と同様一年以上(所得税については三年以上)その府縣内で直接國税十五圓以上を納めたことを要し、選舉區制は大體郡を單位とした一區一人の小選舉區制で、一區二人の例外が多少ありましたが、その場合は連記投票によつたのであります。選舉人は被選舉人の氏名を自書しなくても代書が許され、且つ選舉人自身の住所氏名を記載し捺印したのでありますから、祕密投票主義は認められず、公開投票



第一回の改正法  
(明治三十三年  
法)

であつたのであります。この選挙法によつて第一回から第六回の総選挙が行はれたのであります。

その間に日清戦役があり、社会状況は變つてゐました、殊に我國の資本主義が發達して來て、商工業が盛になりましたから、從來の選挙法では農業代表に過ぎるといふ批難が加へられ、この點を改めることを主眼として最初の選挙法改正が行はれたのであります。先づ選挙権の要件としての納税額を、十五圓から十圓に引下げ、被選挙権については納税要件も住居要件も撤廢されましたが、選挙制度において最も大きい變化は、小選挙區制を廢して、大體府縣を單位とする大選舉區制に改め、多くの市を獨立選挙區としたことであります。これによつて、郡部では人口約十三萬人につき議員一名を出すのに、市では人口三萬以上あれば議員一名が出せるのでありますから、人口數による平等主義の投票制ではなくて、商工業の利益を代表させる職業代表的色彩を多分にもつてゐるものといつてよいのです。更に大選舉區連記投票制が多數黨にとつて不當に有利だといふので、大選舉區單記投票といふ外國にはなかつた制度が、

この改正法以來日本獨特の制度として今日迄行はれて來てゐるので、これは少數代表の目的を或點まで達してゐるといつてよいでせう。

この外、從來の記名投票では選挙の自由公正が保てないといふ非難は無記名投票制を採用させ、同時に代書投票も廢止されて、こゝに祕密投票制が確立したのであります。これが明治三十三年の法律であります。政府は既に明治三十一年の臨時議會にこれとほゞ同様の案を出したのを衆議院で修正、貴族院で審議未了となつたので、更に次の第十三議會に提出したのを、今度は兩院の議合せず、兩院協議會を開いても成案を得ずに否決され、第十四議會に至つて、政府案は兩院から種々修正を加へられた末遂に議會を通過したのであります。

この明治三十三年法が大體大正十四年の普選法採用に至るまでの我國選挙法の基礎をなしてゐるのであつて、大正八年の法律は、選挙権の大擴張と選挙區制の大改正を行つてはゐるものゝ、共に當時の政治状況を支配する爲めの原内閣の政略的のものといはれてゐるのであります。即ち納税額を三圓に引下げたのは、既に當時輿論となりつゝあつた普通選

第二回の改正  
(大正八年法)

選挙希望の叫を押へるためであり、大選挙区制を廢して小選挙区制を復活したのは黨略本位だといはれ、多少妥協の意味を以て一區二人三人の例外を認め、しかもなほ市の獨立選挙区を残してゐたのであります。これで第十四、第十五、二回の總選挙を行つて政友會は絶對多數を制し、大正十四年の普選法成立に及んだのであります。過渡的なものに過ぎなかつたと見てよいでせう。

## 普通選挙運動

憲法發布以前にも、普通選挙を唱へた人があるのですから、帝國議會が開かれてからは無論その意見はあつたのですが、それが議會で問題になつたのは、明治三十三年選挙法改正が行はれた翌年召集された第十六議會に於て、衆議院に提出されたのが最初であります。それから數回衆議院に提出されましたが、常に少數で否決され、明治四十四年、第二十七議會に至つて初めて衆議院を通過し、貴族院に回付されたのであります。貴族院は満場一致で否決し、その後十年間は普選案は議會に現はれませんでした。

併し乍ら世界大戰と共に我國に於ける社會狀勢は大分變つて來て、無

産階級の社會的勢力も勃興して來たので、普選法を要求する根據も、從來の天賦人權說的空論でなく、社會の實際に基礎を置くに至つたのであります。そこで大正八年の原内閣の選挙法改正に對しては、非政友各派は普通選挙論を以て迎へ、大正九年の第四十二議會では、院内の普選實行派は、各々普通選挙法案を衆議院に提出するに至つたのであります。これを原因として衆議院は解散され、前年改正しに選挙法によつて總選挙を行ひ政友會は空前の絶對多數を獲得したのであり、此の絶對多數を以て第四十三議會以後第四十六議會に至るまで、野黨の提出する普通選挙法案は常に破られたのであります。

## 普選案の略問

議會ではさうであつても、此の間に普選運動は國民的要望と化しつゝあつたのであります。政府もこゝに於てか、この問題を取り上げ、加藤友三郎内閣は大正十二年普選を意味する選挙法の改正を臨時法制審議會に諮問し、山本内閣は普選斷行の意思を公に表明したのであります。虎ノ門事件によつてこれを實現せずして退き、清浦内閣が成立して、政友會は分裂し、清浦内閣擁護の政友本黨に對して、政友會は從來の政敵

と手を握り肩を組んで、憲政擁護普選即行の運動を起したのであります。その結果議會は解散され、大正十三年五月の總選挙は、普選の可否を選挙題目として行はれた様なものでしたが、選挙の結果は、在野諸派の勝利に歸し、護憲三派即ち憲政會、政友會、革新クラブの聯立内閣が、加藤高明伯を首班として組織されるに至つたのであります。

#### 普選案の提出

此に於てか政府は、先に法制審議會が答申した所を基礎として、普通選挙法案を作り、大正十四年二月、第五十議會に提出したのであります。この案は既に前年十二月樞密院に諮詢せられたのであります。憲法關係の重要法案として慎重審議、二月二十日に至り希望條件を付して可決され、翌二十一日を以て衆議院に提出したのであります。衆議院では利己的修正を加へて貴族院に回付した所が、貴族院も或點は政府原案に復すると共に、普選を阻むが如き重大なる修正を取てし、兩院の議合せずして、兩院協議會が開かれたのであります。幾度か決裂せんとして、會期を延長すること三度、辛うじて妥協案を得て、三月二十九日、兩院共大多數を以て可決、同年五月公布せられるに至つたのであります。

#### 普通選挙の採用 (大正十四年法)

### 第二節 普選以後

この普通選挙法と通稱せらるゝ衆議院議員選挙法は、十三章百五十條から成る大法典であつて、改正追補といふよりも、新法律といふべきものであります。その特長とする所は、選挙權の納税制限を撤廢したること第一とし、選挙區は一區三人乃至五人の所謂中選挙區制により、市部の獨立選挙區を廢したのを初めとして、候補者制度の採用とか、選挙運動方法及費用の制限と、之に伴ふ無料郵便物及公立學校等の使用に關する新规定、點字投票と不在投票の新設といふ如き、從來無かつたものを創始したところが多いのであります。そして選挙腐敗の事實が普く問題となつてゐたので、選挙法改正の度毎に選挙法罰則を嚴重にすべきことが唱へられてゐた結果として、此の點に關する改正も、その重要な部分をなしてゐるのであります。即ち舊法に定むる所の刑罰規定は全部そのまゝ存置して、その罰を重くする外、新しき罰則、殊に所謂連坐規定と稱せらるゝが如きものも加へられたのであります。

## 普選法改正の議

然るに昭和三年普選による第一回の總選挙の経験は、選挙界の面目を一新して、選挙を廓清し政界を革新すべき期待を、見事に裏切つてしまひました。選挙権の擴張と同時に選挙腐敗の範圍も擴張してしまつたのであります。有権者の數が増したばかりでなく、中選挙區制を採用した結果は選挙費用の増大となつて、その爲めに選挙には一層金がかかり、政界は愈々金力の爲めに腐敗して、政治疑獄頻出の因を作るに至つたのであります。これに對しては選挙運動取締規定も、選挙法違反嚴罰主義も、何の力もないのみか、却つて官權の濫用選挙干渉の手段を供するやの疑惑をも生じ、總選挙の度に政府黨は勝ち、所謂「不自然の多數」によつて衆議院を支配し、「合法的選挙干渉」の言葉が世間に唱へられる始末になつたのであります。

そこで選挙法改正の準備は、早くも昭和五年濱口内閣の時に初まり、「衆議院議員選挙革正審議會」なる内閣直屬の諮問機關が設置され、同年十二月、詳細なる選挙革正に關する意見が政府に答申されたので、政府はこれによつて選挙法改正案を作成して、昭和六年二月樞密院の議に附

した所が、選挙年齢低下等の問題で政府と樞府の議合はずして、遂に撤回するに至つたのであります。大養内閣も首相自ら選挙法改正の熱心な意思を有してゐたといひますが、志を實現せずして非業の最後を遂げ、齋藤内閣に及んでは政界の淨化刷新がその使命の一であつた關係もあり、組閣と共に選挙法の改正に着手し、昭和七年八月法制審議會に諮問を發し、十一月その答申を得て、これを基礎とした改正案を作成し、昭和八年二月樞密院の意見により改訂を加へ、第六十四議會に提出したのであります。衆議院の審議未了のまま會期を終へてしまひました。法制審議會に於ては比例代表制に關する適當なる成案を得ないので、政府はその参考案中、比較的簡單であつて、最も現行制度に近い比例代表案を作成し、これに選挙公營の案を加へた選挙法改正案を、昭和九年二月に樞密院に御諮詢を請ふたのであります。樞密院では比例代表制に異議があり、原案の儘では審議結了の見込が立たないので、政府は比例代表に關する部分を削除して改案の上、審議を了したので、第六十五議會にこれを提出したのであります。

普選改正法  
(昭和九年法)

衆議院は三月十五日に至つて可決しましたが、大體に於て政府案を緩和するが如き修正を加へてゐたので、貴族院に此の案が廻付されるや、衆議院の修正を其のまゝ承認したところもありますが、一部分は政府提案の趣旨を尊重し、一部分は貴族院の考を加へてこれを再修正したので、茲に兩院協議會が開かるゝことになり、會期の最後日即三月二十五日午後十一時半に、兩院の互譲の結果得た妥協案を可決したのであります。

改正した點は相當範圍が廣く、附則を別にして四十八箇條に及び、選挙の方法に關するもの十五箇條、選挙運動及其の費用に關するもの十六箇條、罰則に關するもの十箇條と數へられるのであります。その主な點は選挙公營を不十分ながらも取り入れたこと、これと關係して選挙運動費制限額を従來の四分の三程度とし、選挙罰則を嚴重にして、選挙ブローカーの買収犯を特に重く罰し、選挙干渉防止の爲めに法文を追加し選挙運動を一層制限してゐるなど、選挙革新を目標としてゐるのであります。その他事務的法條整理もありますが、不在投票事由を擴張し、名簿登録條件の住居期間を短縮し、選挙人の年齢算定期日の變更により、

選挙権行使の範圍を擴張し、投票所増加の方針を示すなど、選挙人の便宜を計つた進歩的の改正條項も多少はあります。

衆議院議員總選挙有権者數

選挙年月日	選挙回次	議員定數	有権者數	議員一人につき有権者數
明治	一	300	450,851	1,503
同	二	300	434,594	1,449
同	三	300	440,014	1,467
同	四	300	449,533	1,499
同	五	300	433,677	1,446
同	六	300	501,252	1,671
同	七	300	493,123	1,644
同	八	300	491,860	1,639
同	九	300	477,768	1,593
同	一〇	300	456,676	1,522
同	一一	300	453,660	1,512
同	一二	300	456,676	1,522
大正	一	300	456,676	1,522
同	二	300	456,676	1,522
同	三	300	456,676	1,522
同	四	300	456,676	1,522
同	五	300	456,676	1,522
同	六	300	456,676	1,522
同	七	300	456,676	1,522
同	八	300	456,676	1,522
同	九	300	456,676	1,522
同	一〇	300	456,676	1,522
昭和	一	300	456,676	1,522
同	二	300	456,676	1,522
同	三	300	456,676	1,522
同	四	300	456,676	1,522
同	五	300	456,676	1,522
同	六	300	456,676	1,522
同	七	300	456,676	1,522
同	八	300	456,676	1,522
同	九	300	456,676	1,522
同	一〇	300	456,676	1,522

## 第三講 選舉とは何か

選舉の文字と事實——選舉の法律的意義——選舉の政治的意義——選舉手續の大筋——選舉の種類——總選舉の期日——選舉期間——補闕選舉、再選舉の期日——選舉法を施行しない地域と交通至難の島嶼の特例

### 第一節 選舉の意義

選舉は多數の人が或任務の適任者を定むる場合に用ゐられるので、社交團體や會社にも行はれますが、最も重要性をもち、制度として最も發達したのは、近代の民主的國家の政治的部門に於てあります。我國に於いても、選舉と投票と議會とが一つに結び付いたのは後のことですが、明治二年の政體書には、選舉投票にあてゝ公選入札の語を用ゐてゐます。入札といふのは今日の如く競賣等の場合にも用ゐられてゐたと同時に、徳川時代にも名主入札といつて、村長選舉の方法がないでは

選舉の文字と事實

なかつたのです。選舉といふ語を以て、今日の如き意味でもつて用ゐたのは、明治十一年の府縣會規則に初まるのであります。

選舉投票の事實は昔からあつたことは、豊臣秀吉が小田原戦後會津の主將を決めるに當つて、隱起請を行つたといふこともあり、水戸義公が大日本史編纂の總裁を定むるのに、投票を用ゐる義公自身も一票を投じたと傳へられてゐます。明治二年五月には、東京城に於て輔相議定以下の大官、參與副知事以下の高官を入札選舉によつて定めたことがあるのであります。即ち『列祖ノ靈ニ告テ公選ノ法ヲ設ケ更ニ輔相議定參與ヲ登庸ス、神靈降鑑過ナカラシコトヲ期ス』と詔書を以て仰せ出され、『輔相議定、六官知事、内廷職知事右四職、公卿諸侯ノ中ヨリ選舉スヘシ但三等官以上總會同入札ノ法ヲ用ユ』、『參與、副知事、右二職貴賤ニ拘ラズ選舉スヘシ但同斷』といふので、選舉人は三等官以上總會同、被選舉資格は輔相等は公卿諸侯に限られたのでありますが、參與以下は貴賤に拘らなかつたのです。

『神靈降鑑過ナカラシコトヲ期ス』といふ詔書の御言葉は、如何にも

選挙の神聖を示して莊嚴襟を正さしめるのであります。此の時の公選の次第は、詔書を読み、入札箱を御坐前に持出して開票したのであつて、如何にその光景の森嚴なりしか想像に餘りあるのであります。隠起請の語を見ても、宣誓して祕密投票を行ふ義を表してゐるのであつて、選挙投票の然かあるべき性質、心構えをよく示してゐるといはなければなりません。

### 選挙の法律的意思

選挙はこれを法律的に云ひますれば、選挙人團が議員を選定する行爲であります。その行爲は合意によることは任命と同じでありまして、選挙人團といふ國家の機關が特定の人を議員に選定せんとする意志表示に對して、それを受諾するその特定人の意思表示が合致したときに、選挙といふ行爲が完成して、その特定人が議員たる地位を取得するのであります。官吏の任命行爲が公法上の契約だといふならば、選挙もまた同じく公法上の契約であります。

如何にして選挙人が選挙人團を構成するか、そして有效なる選定の意思表示を爲し得るか、又それに対する一方の當事者であるところの特定

人の意思表示は如何にして行はるゝかは、選挙手續と稱する各種の國家機關の総合的な行爲の連續によつてなされるのであります。即ち選挙期日の公布又は告示、議員候補者の届出、選挙人の投票、開票、當選人の決定、當選の告知、當選人の當選承諾といふ一と連りの手續によつて、選挙が完成するのであります。

### 選挙人團 第一條

選挙は各選挙區で行はれるので、一つの選挙區の選挙人が一つの選挙人團を形作るのでありますが、この選挙人團と稱する國家機關は、議員を選挙するといふ権限をもつてゐるのであつて、議員の職務は衆議院議員選挙法といふ國法によつて賦與せらるゝのであるから、選挙人團の委任によるものでもなく、従つて議員は選挙人團の代理人となるのではありません。それでありまして一旦議員となつたらば、選挙人團の指令を受けて行動する必要はなく、独自の意見によりその信ずる所に従つて、議員として帝國議會といふ國家機關の職務を行ふのであります。選挙法に『行政區劃ノ變更ニ因リ選挙區ニ異動ヲ生ズルモ現任議員ハ其ノ職ヲ失フコトナシ』としてゐるのはその意味であります。ドイツ憲法では此

### 第四條

の點を明かにして、議員は全國民の代表者にして其の良心のみに従つて行動し委任に拘束せられぬ旨を定めてゐるのは、ヨーロッパに於ては、立法議會の前身である昔の等族會議が等族の委任により議員はその受任者に外ならなかつたからであります。我が國の地方制に於ては、特に「議員ハ選舉人ノ指示又ハ委囑ヲ受クヘカラス」と規定してをりますが、選挙法には別段さういふ條文は無く、たゞ罰則に於て地方的利益を以て投票を誘導することを禁じてゐるのであります。

併し乍ら政治の實際から見ますると、選挙區と議員との關係は、もつと密接なものがあるのは已むを得ないばかりでなく、選挙人の意思を尊重し、候補者として選挙に當つて宣言したことを實行する政治道徳上の義務を負ひますから、それによつて公選議會の存在が、民意代表の趣旨を完全にすることが出来るのであります。議員は地方的利益を代表するものであつてはなりません、いはゞ國家的利益を地方的色彩に於て代表してゐるといつてよいかも知れません。それが選挙區を全國に配分して、人文の發達程度や、産業經濟の力に拘らずに、人口數によつて選出

選挙の政治的意義

議員數を定めてゐる理由でもあります。この故に議會は國民の縮圖だといひ、選挙によつて一般人民の意思が實際政治に反映する作用をするのであります。

## 第二節 選挙手續の大筋

選挙とは何かといふことを、法律的定义や、政治的の意義を理論的に解説するよりは、選挙とはどんなことをするのか、その手續の大筋を述べる方が、判りいゝかと思ひますから、先づ衆議院議員選挙法によつて、一ト通りの説明を致しませう。

衆議院議員は、朝鮮や臺灣を除いた日本内地を百二十二に分け、選出議員定員數を定めた選挙區に於て選挙します。選挙は投票に依り之を行ふので、選挙人は選挙の當日、自ら投票所に到り投票するのであります。その投票に関する事務は、市町村長が投票管理者となつてこれを擔任します。

投票管理者は選挙人の投票した投票函を投票の當日又は翌日迄に開票

選挙手續の大筋

投票



開票

管理者に送るのであります。開票管理者は、支廳長、市長、又は地方官の指定したる官吏がなるのですが、投票管理者から總ての投票函が送られて来た翌日に、投票函を開き、投票の總數を計算してその結果を選挙長に報告するのです。

當選

選挙長は地方長官、市長がなるので、總ての開票管理者から受けた報告を調べた上で、有効投票の最多數を得たる者を當選人とし、その旨を直に當選人に告知します。當選人が其の當選を承諾すると、地方長官は直に當選證書を與へ、これに總選挙の期日から四年の任期を以て、衆議院議員となるのであります。

立候補

帝國臣民たる男子にして年齢二十五年以上の者は選挙權を有し、三十年以上の者は被選挙權を有すといふことになつてゐるのであります。選挙權を有してゐる選挙人は選挙人名簿に登録されてゐさへすれば投票出来るのであります。被選挙人はたゞ被選挙權があるだけではいけないのであつて、議員候補者として届出でてなければ、選挙されることは出来ません。そしてこの立候補の届出をした後でなければ一切の選挙運

選挙運動

動は許されないのであります。

選挙運動といふのは、當選を得るため、得しむる爲めにする運動であります。議員候補者の選んだ選挙事務長を責任者とし、これを中心として行はれます。この選挙運動を正しく行ふ爲めに、いろいろの制限が法律で定められてをり、一方には選挙運動の費用も額を定めて、それ以上の費用を使ふことを許しません。これらの制限に反するものは罰則の制裁があるのみならず、當選を無効とすることによつて、その規定の勵行をしてをります。選挙は大體こゝろいふ仕組で行はれるのであります。

第三節 選挙の種類

選挙の種類

總選挙

選挙には議員の全部について行はるゝ總選挙と、一旦總選挙が行はれた後に於て、補充的に行はるゝ再選挙、補闕選挙とがあります。總選挙は議員の任期が満ちたときと、衆議院の解散によつて行はるゝのであります。選挙を通じ投票によつてのみ民意は議會に反映されるのですから、總選挙と總選挙の間隔は短かい方がいゝわけです。しかしまた總選

選挙は多くの費用と手間とを必要とするし、政局の變化を伴ふ虞れがある  
ので、そう頻繁には行はれません。我國に於ては議員の任期は四年です  
が、その間に解散があるので、二年半毎に総選挙が行はれてゐる計算で  
あります。

## 再選挙

再選挙は総選挙における選挙の全部又は一部の無効を原因として、選  
挙のやり直しをするのであつて、その場合は當然訴訟により必要を生じ  
た場合、選挙法違反のため選挙が無効になつた場合、当選人が無資格者  
であり、死亡者であり、又は當選を辭した場合、初めから議員定數に達  
しなかつた場合には凡て再選挙を行ふのであります。補選選挙の方は一  
旦當選人は確定した後、議員の關員が生じた事によつて行はるゝのであ  
つて、その補充的性質に變りはありません。

## 補選選挙

## 任期

議員の任期は総選挙の期日から計算し、総選挙は勅命を以て全國一齊  
に行はれるのですから、任期に不同はないわけです。補選選挙によつて  
選出された議員の任期は残任期間を任期とする旨が明に定めてあります  
が、再選挙に依つて選挙せられた議員に於ても再選挙の期日を起算點と

総選挙の期日  
任期の満了

せず、総選挙の期日から起算して四年を以て任期とするのであります。

これは補充的選挙である當然の結果であります。

総選挙の期日は、総選挙を行ふ日の事ではありますが、議員の任期の終  
りたる日の翌日であることが、本則であります。議員の任期は四年で、  
総選挙の期日から之を起算するのでありますから、四年の任期が終つた  
翌日といふことは、前の総選挙が行はれた日に當るわけであります。但  
此の日が御大禮に當るといふ様な特別の事情があれば、その日から五日  
以内に、勅命を以て期日を定めるのです。

併し乍ら議會開會中に議員の任期が終る場合には、その議會の閉會迄  
は在任することになつてゐますから、こゝにいふ場合には、総選挙は議會  
閉會の日から二十六日以後三十日以内に行ふのであります。又議會開會  
中でなくても、議會閉會の日から二十五日以内に議員の任期が終る場合  
には、その日の翌日に総選挙といふことにしたのでは、現に議員の職に  
在る者にとつては、総選挙に對する準備及び選挙運動が出来ませんから、  
矢張り議會開會中に任期が終つた時と同じく、議會閉會後二十六日以後

衆議院の解散

三十日以内に総選挙を行ふのであります。

議會閉會後二十六日以後に議員の任期が終る場合は、その日の翌日に総選挙があることは、前からわかつてゐるのでありますから、これらの凡ての場合を通じて、二十五日以上の選挙準備の期間があるわけであり、又衆議院には解散といふことがありまして、議員の任期中でも、政治上の理由で解散を命ぜられれば、任期は中断されるのであつて、総選挙は解散の日から三十日以内に之を行ふことになつてをります。総選挙の期日は勅命を以て之を定め、少くとも二十五日前に之を公布することを要するのでありますから、解散の場合、その日から三十日以内といふだけが定めてあるのですが、事實上は、解散の日から二十六日以後三十日以内といふことになります。

選挙期間

この選挙の期日前少くも二十五日以前に、その日を定めて公布するといふことは、この日から議員候補者も届出でが出来るし、選挙運動も出来る、即ち言ひ換ればこの前には一切の選挙運動は許されないものであつて、これによつて選挙の期間は最長三十日といふことに限定されるので

憲法第四十五條

第十八條 第四項

選挙法を施行しない地域

あります。普通選挙法の前には、選挙の期間に就ては何等規定がなく、たと憲法に

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選挙セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシとあり、選挙法に

總選挙ノ期日ハ勅命ヲ以テ之ヲ定メ少クとも三十日前ニ之ヲ公布ス

とあるのみでありましたから、選挙の期日の公布日から選挙の期日まで、甚しきは百十日、解散の日から総選挙の期日までは八十日、九十日といふ長さで、この間は選挙運動がつゞき、自然選挙運動費用も嵩むので、結局は金力の競争にもなり、その間選挙気分て各種の弊害も起りますから、普通選挙法の實施と共に、選挙期間を短縮することとなり、最長期を三十日に限つたわけであり、

第四節 未施行と特例

朝鮮、臺灣、樺太等所謂外地に、何故に選挙法が行はれないかは、法

第五百十條

律上からも、政治上からも論ぜられる所でありませんが、理論はとにかく事實に於ては、これらの地域に選挙法を施行して選挙を行ひ、之等の地域から衆議院に議員を出すことは未だ適當ならずとしてゐるのであつて、衆議院議員選挙法は内地にのみ行はれてゐるのであります。併し乍ら内地に於ても交通不便の地であつて、選挙法を施行するに堪へざる小笠原島や千島の占守、新知、得撫には、當分の内これを施行しないのであります。色丹郡は大正十四年法では施行されなかつたのを、昭和九年法ではこれから除いたのであつて、これは實情に應じて漸次施行されるものであります。

交通至難の島嶼の特例

第四百十六條

令第八十八條  
乃至第九百九條

又選挙法を施行した地域であつても、交通至難の島嶼其の他の地に於ては、選挙法の本則通りを適用出来ないのので、勅令を以て特別の規定を設けてゐます。即ち北海道廳根室支廳管内國後郡、紗那郡、擇捉郡、藥取郡及色丹郡、東京府の青ヶ島、沖繩縣大東島の如きがそれであり、これらの地域は自治制度がまだ發達せず、普通の町村制に據り難いものがあるからであります。

### 第四講 選挙に関する区域と管理と費用

選挙区——選挙区制——選挙区の定員——議員定数と人口数——大選区区

と小選挙区の利弊——投票区——開票区制——投票管理者——開票管理者

——選挙長——選挙に関する費用

#### 第一節 選挙に関する区域

衆議院議員は各選挙区に於て之を選挙するのでありますが、その選挙区と、各選挙区に於て選挙すべき議員の數即ち定員は、衆議院議員選挙法の別表に定めてあります。

別表に依りますと、選挙区の總數は百二十二でありまして、その一つの選挙区から、三人乃至五人の議員定員を選ぶのであります。詳しく云ひますれば、三人區が五十三、四人區が三十八、五人區が三十一といふことになつてゐます。

選挙区

第一條

選挙区制

選挙区制には、大選挙区制と小選挙区制とがあつて、一選挙区で二人以上の議員を選ぶ場合を大選挙区といひ、一選挙区一人の議員を選ぶのを小選挙区といふのですが、我が國では明治二十二年の選挙法では小選挙区制により、明治三十三年には一府縣一選挙区の大選挙区制を採用したので、現行法の如きその中間をゆくものをば、中選挙区制と云つて區別してをるのであります。

選挙区の設定

中選挙区とはいひますが、この選挙区に議員定数を割當てるのに、人口十二萬人に議員一人の割合で、各道府縣に對して人口数を標準として一定数の議員を配當し、これを議員定數五人乃至三人の範圍で、人口数を標準として各選挙区に配當したのですから、一縣一選挙区たるものは七箇所あり、奈良、山梨、滋賀、福井、宮崎、沖繩の六縣は各五人の議員定数をもつてゐますが、鳥取縣は一選挙区四人定員であります。これに反して東京府の如きは第一區から第七區まで七選挙区があり、大阪府は六選挙区、北海道は五選挙区といふことになつてゐます。

議員定数と人口

議員配當標準の人口數は、大正九年十月一日の國勢調査に基く人口で

あります。その後には於て人口の増減の著しき選挙区もありまして、例へば昭和五年の國勢調査によれば東京府の第五區第六區の如きは二十九萬人になつてゐるのに第四區は十萬人に減じてゐます。その外でも新しい市が出来たり、市の區域が變更したりした所も少くないのでありますが、別表は十年間は之を更正せずといふことになつてゐますし。

令第一條  
別表ニ掲クル以外ノ市ハ其ノ設置前屬シタル郡市ノ屬スル選挙区ニ包含スルモノトス

とされ、

第四百四十四條ノ二  
従前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域内ニ於テ市ノ設置アリタルトキ又ハ其ノ區域ノ境界ニ涉リテ市町村ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自ラ變更シタルモノト看做ス

従前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界ニ涉ツテ町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スヘキ區域ハ内務大臣之ヲ定ムといふことになつてをります。

大選挙区と小選挙区の利弊

大選挙区制と小選挙区制と、どつちがよいかといふ議論は、いろく

に云はれてをりますが、大選挙区だから大人物が出る、小選挙区だと地方的の人物しか出ないといふ様なことはありません。たゞ小選挙区だと死票が多くなるとか、大選挙区では補欠選挙に不便だといふことはいはれるでせうが、その他はどつちが棄権率が多いか、選挙費用がかゝるか、選挙運動が激しくなるか、餘り相違がなく、果して兩者の長を採り短を捨てるといつて採用された中選挙区に於て、弊害が少くなつたかどうか疑問です。中選挙区に於ても、事實上地盤の割當てによつて、小選挙区と同じ様な区分をして、味方の同士討ちを避けるといふ様な事も行はれてをり、却つて兩者の弊害を併せ有してゐるといふ批評も行はれてゐるのであります。又小選挙区に於ては少数黨の選出が困難だといはれてゐますが、事實に於ては必ずしもそうでなく、中選挙区になつてから少数代表、比例代表の趣意が行はれたかといへば、必ずしもそうとはいはれません。若し本當の比例代表制を行はうとすれば、現在の如き中選挙区の廣さでは不適當であります。

一縣一選挙区は七縣ですが、二十一の縣は二選挙区、十一縣は三選挙

投票區

區に分れてゐるといふ様に、東京、大阪等大都市を包含してゐる府縣の外は、全國の大部分に於て、一選挙区の區域は相當廣い範圍に亘つてゐるのであります。殊に選挙區が人口數を一つの基準にしてありますから、人口稀薄の地方は一層選挙區が廣いといふ結果になります。この廣い選挙區を一つにして投票を行ふことは、投票する選挙人の不便もさる事乍ら、一選挙區に於ける有権者數が平均十三萬人、二十萬を越すものもあるのでは、選挙を管理する點からいつても不可能です。そこで各選挙人が投票を爲す場合、その選挙人の屬する投票の區域を定めて、一定區域内の選挙人を一箇所の投票所で投票させるといふことにしたのが投票區であります。

投票區は出来るだけ小さくして、投票所を多く設ける方が、投票する者には便利であります。選挙事務の方からいへば、餘り小さくして多數設けるのは困る事情もあり、選挙事務を管理する便宜からも、原則としては投票區は市町村の區域に依ることとし、東京市、大阪市、京都市の區は、此の場合も、市町村と同じに取扱はれます。

第二條

第四百四十五條

全国に存在する市町村数は約一萬二千でありますから、全国百二十二の選挙区が約一萬二千の投票区に分れるわけですが、併し乍らこれではまだ少ないので、殊に人口稠密の市や區、町村區域の廣漠たる山村に於ては、この原則に據つては、投票所へ殺倒する選挙人が投票の順を待つために半日かゝつたり、投票所に行くのには一日がかり或は一晩泊りといふ様なことになるのでありますから、こんな事情にある地方では、必要に応じて市町村の區域を分つて、數投票區を設ける權能を、地方長官に認めたのであります。従來は特別の事情ある時に限つたのであります。改正法は地方長官が必要ありと認めたら、投票區を設けることが出来るのであります。

數町村の區域を合せて一投票區を設けることも出来る様にもなつてゐますが、實際上は第一回普選總選挙の場合新潟縣に一事例があつた限りで、其の外にはかゝる場合はなく、投票所をなるべく多く設けて投票を便利にし、棄權を少なからしめるといふ趣旨からいつても、この必要はないと思はれます。従つてこの場合、投票管理者は地方長官が關係町村

第二條第二項

第二條第二項後段

長の中から定めるとか、町村長は選挙の期日の公布又は告示ありたるときは、直に選挙人名簿を投票管理者に送付すべしとかいふ規定も、實際の必要がないことになります。

小選挙區制、制限選挙の時代には、開票の手續は選挙會に於てすればよかつたのですが、中選挙區制になつて選挙區の區域が廣くなると共に選挙權の擴張の爲めに、一選挙區内に於ける有権者數は従來の十倍になり、開票手續を到底一選挙會ですることが困難となつたので、原則としては郡市の區域を以てする開票區の制度を設け、明治三十三年から大正八年に至る大選挙區制の時代の開票區制度を復活したわけでありませう。

開票區は選挙區と投票區の中間で、投票の點檢並に之に附隨する選挙手續の爲めに設けられた區劃であります。一選挙區内の有権者が十萬乃至十五萬人あるとして、これを一選挙會で開票してゐては、開票時間も晝夜兼行して一週間位かゝらねば濟まぬことになりませうし、そうかといつて一投票區毎に開票したのでは、投票の祕密が保てず、全国一萬二千の市町村長が別々に投票の效力を決定するといふ様なことになり、選

開票區制

開票區

第三條

數開票區を設ける場合

舉の嚴正が疑はれる虞れもありますので、原則としては郡市の區域を以て開票區としたのであります。これによつて全國の郡市數六百七十九が開票區の目安になり、各選挙區平均五半の開票區をもち、十八の開票所の投票が一つの開票所に集ることになる計算になります。

一開票區の投票數は約二萬とすれば、從來の經驗では、百票の開票が約六分、一時間に千票といふことになつてゐますから、二十時間かゝるわけです。そうしますと若し神戸市の様な一市一選挙區が、郡市の區域を以て開票區とする原則で行けば、有権者數が十六萬人あるとしても、晝夜ぶつ通して七日ばかりかゝらなければ開票が出来ません。これでは管理者側もやりきれぬばかりでなく、開票期間の長いことは各種の弊害取締の困難も考へられますから、こゝにいふ特別の事情ある場合には、郡市の區域を分ちて數開票區を設けることを得るのであります。

これと反對に、郡の區域に於ては、大都市の大規模な市域擴張が行はれた爲めに、一郡の有権者數が千、二千、中には三百三十八といふ京都府第二區葛野郡の如きものが出来て來たので、これを一郡一開票區とす

隣接郡市と併合の場合

第三條

第二條第三條第三項

る必要もないし、却つて開票區を設けて、投票の祕密を保つ主旨にも反することになるので、此の如き有権者數の少い郡は之を隣接の郡又は市京都市の如き場合は區と合せて、一開票區と爲し得るの途を開いてあります。此の場合の開票管理者は、地方長官が官吏又は關係市長の中に就き定めるのです。投票區開票區を設けたときは、地方長官は直に告示しなければなりません。

第一節 選挙管理者

投票管理者

第二十條

令第七條 第二號

令第八條 第一號

投票區は市町村の區域に依るのが原則でありますから、その投票區に於ける投票に關する事務を擔任すべき投票管理者は、市町村長を以てするのが當然の結果であります。たゞ地方長官が必要ありと認めて、市町村の區域を分つて數投票區を設けた場合は、一人は市町村長が投票管理者となるのですが、その外の投票管理者は地方長官が縣廳の官吏又は市役所町村役場の吏員の中から之を定めます。又數町村の區域を合せて、一投票區を設けた場合には、關係町村長の中から、地方長官がその一人



投票管理者の代理

を投票管理者とするのであります、

投票管理者は原則として市町村長であります。大都市の如きは何十人といふ投票管理者が無ければならぬのですし、不在者投票の管理に付ては、相当長い期間に亘つて、投票管理の事務をとらねばならぬのですから、従來の様にその故障ある時に臨んで、監督官廳が官吏又は吏員に事務管掌を命ずるのでは、種々の不便不都合を免れないので、豫め事前に故障ある時に代るべき代理者を定めてをき、その代理者に故障がある時に初めて事務管掌を命じ得ることとしたのであります。法文に投票管理者及其の代理者といつてゐる、その代理者といふのは、市町村長に對する市町村助役の如き、一般職務上の代理者を指してゐるのであります。投票管理者の擔任すべき投票に関する事務は、選挙法の外、施行令や施行規則にも定めてありますが、その主なるものは、投票所の場所の指定、投票所の告示、投票所の開閉及取締、投票立會人の届出受理及其の選任、投票の受理及拒否の決定、投票録の作成、投票函投票録及選舉人名簿の送致、天災其の他避くべからざる事故に因り投票を行ふことを得

令第九條

投票管理者の擔任事務

開票管理者

ざるとき又は更に投票を行ふの必要あるときの届出等であります。

開票區の區域は原則としては、郡市の區域に依るのでありますから、市の開票區に於ける開票事務を擔任すべき開票管理者は市長を以て當てることに問題はありませんが、郡の區域に依るものは、郡長のない今日では、地方長官が、府縣廳の書記官事務官又は屬等の中から選ぶ事になります、但支廳長がある府縣でその管轄區域が開票區となる場合には、支廳長が開票管理者となるのであつて、北海道廳の支廳長の場合も同じであります。

第四十四條

令第三十七條

擔任事務

郡市の區域を分つて數開票區を設けた場合には、各開票區に於ける開票管理者は、地方長官に於て官吏又は吏員の中に就き之を定めますが、支廳長の管轄區域又は市の區域を分ちて數開票區を設けた場合には、開票管理者の内一人は支廳長又は市長を以て之に充てなければなりませんし、數郡市の區域を合せて一開票區を設けた場合には、開票管理者は地方長官が府縣の官吏又は關係市長の中に就き之を定むるのであります。開票管理者の職務は、開票所の場所の指定、開票の場所及日時の告示、

令第三十七條ノ二

選挙長

開票立會人の届出の受理及其の選任、投票の計算點檢及其の效力の決定、開票の結果の報告、投票の保存、開票録の作成、開票所の取締等、開票に關する一切の事務を擔任するのであります。

開票の事務以後の選挙會に關する事項は、當選人を決定する手續を中心として、選挙會の場所及日時告示、選挙立會人の選任、開票管理者の報告の調査、選挙會場の取締、當選人の決定、通知告示及び報告等であります。これらの選挙會に關する事務を擔任するのが選挙長であります。

一縣一選挙區の場合には、その地方長官が選挙長になりますが、各府縣は數選挙區に分れ、一選挙區は數郡市から成立つてゐるのが普通です。一市一選挙區の場合にはその市長がなり、數市又は支廳管内及市に涉る場合には、關係支廳長又は市長の中に就き地方長官が選挙長を指定し、其の他の選挙區に於ては府縣廳の官吏又は關係市長の中に就きこれを指定します。東京府第一區から第四區、第六區、大阪府の第一區から第四區の如きは、數區から成つてゐるので、その關係區長の中から、

第五十八條

現行の選挙法は、  
七の選挙区劃の  
変更を要する。

選挙に關する費用

第三百三十九條

令第六十九條  
令七十三條

地方長官が指定する者が選挙長となり、東京府第七區の如き場合には八王子市長が指定されるてせうし、京都府第三區の場合には京都府廳の書記官事務官の内から指定されることになり、又は支廳長が選挙長に指定されることが多からうと思はれます。

選挙長は選挙會の事務以外に、當選承諾の届出の受理及其の報告、議員補充の手續をし、訴訟の被告になることもあります。

### 第三節 選挙に關する費用

選挙事務の管理には市町村長等公共團體吏員もこれに當るのですが、衆議院議員選挙は國の事務ですから、選挙に關する費用は、地方官廳と地方自治體の費用を以て支辨します。

選挙に關する費用は、選挙運動費用ではなく選挙行政費用で、これに付ては全部勅令を以て定めてあるのですが、選挙人名簿、投票の用紙及封筒、特別投票者證明書及其の封筒、投票函並に點字器の調製に要する費用及び投票立會人、開票立會人、選挙立會人の職務に要する費用は、府

縣又は北海道地方費の負擔であります。

選挙事務の爲地方長官、選挙長、開票管理者又は投票管理者に於て要する費用、及選挙會場、開票所又は投票所に要する費用は、關係行政廳の經費を以て之を支辨し、不在投票に關する選挙事務の爲投票者又は特別投票管理者に於て要する費用及其の投票記載の場所に要する費用は、選挙人の屬する投票區の行政廳の經費を以て支辨するのであります。これらの關係行政廳が二つ以上ある場合には其の支辨すべき費用は、關係行政廳に之を平分するのであります。此の場合に於て關係行政廳の經費が同一經濟に屬するときは一行政廳の經費を以て支辨するのです。

令第七十條

令第七十一條

### 第五講 選挙權と被選挙權

選挙人と被選挙人——制限選挙と普通選挙——選挙權と被選挙權——帝國臣民たる男子——女子選挙權の問題——女子選挙權の理據——社會と政治の變化——理論より實際——選挙年齢——被選挙資格

#### 第一節 選挙人と被選挙人

選挙といふからには、選ぶ人と選ばれる人とが無ければなりません。その選ぶ人が選挙人で、選ばれる人が被選挙人であります。この如何なる人を選挙人とし、如何なる人を被選挙人とするかといふのが、選挙法の中でも一番政治的にやかましい問題を生ずるのであります。公選の範圍を廣くするとか、制限選挙を廢して普通選挙制を採用するとかいふのは皆この選挙資格、特に選挙人の資格をどうきめるかの問題なのであります。

選挙人と被選挙人

## 制限選舉と普通選舉

憲法發布と同時に定められた最初の選舉法では、直接國稅十五圓以上を納める者でなければ選舉人になれませんでした。その後明治三十三年の改正では、それが十圓以上になり、大正八年には三圓以上となり、これに伴つて選舉人の數も四十五萬人から三百二十八萬人に殖えたのであります。併し乍しまだ租稅を納めてゐる者だけを選舉人としてゐたので、大正十四年の選舉法によつて初めて、此の納稅資格によつて選舉權を制限してゐる制度をやめたのであります。一定の納稅をしてゐる者だけに選舉權を與へるといふのは、國の費用を負擔してゐるから、その國の支出の相談に與からせるといふイギリスなどの議會が出来た當時からの考へ方であります。

こゝにいふ風に選舉權の有無を納稅額といふやうな財産上の資格に置いてゐる制度を、制限選舉といひ、この納稅資格を撤廢した選舉制度を、普通選舉といふのであります。普通選舉といふのは、總ての人民は一般的に選舉權を與へるといふ意味でありまして、納稅とか兵役とかいふ對價に與へるのではなく、苟も國民である以上は參政權のあるのを原則と

するといふ考へ方であります。それ故選舉の意味が、制限選舉制と普通選舉制に於ては全然異なるのであります。我が憲法は國民翼賛の途を廣くする爲めの公選を目指すのでありますから、根本の主旨からいつて普通選舉的であり、公選議會の主旨は普通選舉によつて完全になつたわけでありませぬ。

普通選舉が行はれたのは、天賦人權説や平等主義の理論が勝利を得たのでなくて、世運の進歩に基く民衆の自覺、殊に労働者の地位向上と勢力増進が、國民參政權の財産的制限の不合理を感ぜしめた爲めであつて、これが納稅制限撤廢の代りに、教育資格や獨立の生計を要件とするが如きも、技術的困難を伴ふたからではありましたが、姑息なるものとして受け容れられなかつたのであります。

選舉法には、

帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス、年齢三十年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス

といふ風に書いてありますが、選舉權、被選舉權といふのは通常いふと

## 選舉權と被選舉權

## 第五條

この権利ではないのであつて、選舉權者は選舉する権利があり、被選舉權者は選舉される権利があるといつても、これを裁判上に主張することも出来ませんし、これを侵害されたといつて救済を求めるわけにもゆきません。選舉權は選舉する資格、被選舉權は選舉されれば議員になる資格といふべきものでありますから、選舉資格、被選舉資格といつた方が當つてゐるであります。

## 第二節 性と年齢の問題

帝國臣民たる男子

選舉權、被選舉權は、共に帝國臣民たる男子でなければありませんから、外國人は日本に長く住んでゐてもいけないし、帝國臣民でも女子は選舉權被選舉權共にありません。又帝國臣民たる男子であつても、年齢二十五年未滿の者には選舉權が無く、三十年未滿の者には被選舉權がありません。

歸化人

選舉權、被選舉權は、立憲國民の國家統治の公務に參與すべき權利若くは資格でありますから、これを帝國臣民に限り、帝國臣民たるの要件

憲法第十八條

外地人

は國籍法その他の法律によるのですが、外國人が歸化した場合は、選舉權はあるが、國籍法の規定によつて、歸化人の被選舉權は制限せられてゐるのであります。

帝國臣民であれば、朝鮮人、臺灣人、樺太土人にも、選舉權被選舉權共にあるのであつて、たゞ朝鮮、臺灣、樺太等の外地は選舉法施行區域外であるから、これらの地方に住んでる場合は、内地人でも外地人でも、等しく選舉權を行へないのみであつて、内地に居住してゐる場合には、他の要件さへ具へてゐるならば、内地人と同様、選舉權を有し得べきものであります。従來から斯く解釋され、その通り實行されて來てゐるのであります。

女子選舉權の問題

普通選舉の精神が、立憲國民たる資格に於て、なるべく廣い範圍に選舉權を擴張せんとする場合、帝國人口の半數を占むる帝國臣民たる女子に、選舉權被選舉權を認めないのは、女子が智能に於て男子の二十五歳以上の者に及ばないとか、國家觀念に於て外地人に劣るとかいふわけではなく、或は女子の社會生活に於ける地位、任務が參政權を附與するに

適當ならずとする傳統的考へに出づるものでもありませんが、女子參政權を認める外國に於ても、男子普通選舉とは別に、その後には解決されてゐるといふ、沿革的の理由とも見ることが出来ませう。實際上の問題として、三百萬人の選舉人が千三百萬人に激増した所へ、更に急激に女子選舉人を加へて二千何百萬人にするといふことは、政治の局に當る人々には、輿論も熟してゐない當時に於て、之を敢てすることが出来なかつたのは、當然のことといはなければなりません。

外國の例を見ますれば、多くの國では既に女子參政權、或は婦人選舉權の問題を解決してゐるのであります。英、米、獨、澳、露、蘭その他の國々、何れも男子と同様、或は之と類似の程度に於て、婦人も選舉權を有してゐるのであります。たゞ佛、伊、白、瑞等ラテン系統の諸國に於ては、宗教の關係もあり、婦選の實施が遅れてゐますが、地方議會の選舉權だけは既に認められてゐます。

普通選舉が、投票する權利を納税とか能力とかいふ資格によらず、國民といふ資格に於て選舉權を與へるのだといふことになりますと、女子

外國の例

女子選舉權の理據

合理的な理由がある  
 女子も選挙権を  
 持つべきである  
 (三三三三三)

社會と政治の變化

には選舉權を與へぬといふ理論的根據はなくなりません。今日に於ては、女子は能力に於て男子に劣るから選舉權を與へないといふ議論はもはや餘り行はれないやうですが、まだ性の相違は、政治は男子に任せておいて、女子は専ら家庭に於てその能力を發揮し、使命を行はしむべきだといふ意見は相當力をもつてゐるやうです。

併し乍ら實際は反對に女子を家庭から追ひ出したからこそ、女子參政權の問題が起つたのであつて、結婚難の社會的事情と、生活難の經濟的事實が、婦人を家庭生活の内に安穩に止めておかないで、職業婦人を事務所に、勞働婦人を工場に、初等教育や女子教育の爲に、多數の女教師を送り、社會事業の爲めには多くの婦人の協力がなされてゐるといふことが、一方に於ては婦人の社會的地位と能力とを、認めさせ自覺させたと共に、婦人が夫たり父たる男性を通してのみ、政治に参加出来るといふに満足せしめず、又満足したくもさういふ男性をもたぬ獨立婦人が多くなつた結果が、婦人に男子から離れた參政權を要求せしむるに至つたのであります。

それに政治の性質もかはつて来て、政治が政權争奪や、戦争を主要な仕事とせずに、産業、經濟、教育等社會の文化生活に關係が深くなつて來ると、婦人と政治とは別の世界に住まなければならぬわけもなくなるのです。たとひ婦人を家庭の中に閉ぢ込めておいても、政治の方から家庭の臺所に入つて來るのであります。こゝにいふ二つの事情が、兩方から政治と婦人を近付けて、ヨーロッパ大戰後、急激に歐米諸國に於ても婦人參政權、女子選舉權が行はるゝに至つたのであります。

それに女子選舉權の問題は、單に投票するだけの問題、候補者の何れに投票するといふ判断だけが要求されるのですから、それだけの能力が女子にはないといふことは、女子の教育普及程度と社會的地位の實際から見ても云ひ得ませんし、それだけで女子をその天の與へた使命である家庭生活から、奪ひ去るといふことも云へないのであります。現に歐米諸國でやつて見て、反對論者の云つた様に何等憂ふべき結果は實現せず、面白いことには、婦人に選舉を與へよと主張した進歩的の政黨よりも、反對した保守的の政黨の方に、婦人の投票は集まる傾向を、どこの國で

理論より實際

も示してをるので、却つて婦人參政權を與へても、政治は何等變化を受けないで何にもならないではないかといふ、議論さへ生じてゐるのであります。

婦人參政權はもはや議論の時代ではなくて、實行の時機如何の問題であります。我國に於ても、普選問題により議會を解散した原敬首相が『時が來れば婦人にも參政權を與へるに躊躇するものではない』といつてをり、普選は急激に行つてはいけない世帯主に止めよと論じた床次竹二郎氏も『地方議會に先づ女子の參政權を認めよ』と云つてゐたのであつて、現在の社會の内、一番思想的には遅れてゐるといはれてゐる實際政治界の保守的な部分にさへ此の程度の認識があるのでありますから、女子に選舉權が擴張されるのは時の問題であります。たゞ理論よりも實際であり、實行であります。急激に選舉有權者を倍加せしむべき女子選舉權の問題の解決は容易に出来るものではありません。漸進であり、問題は實行の時機と順序であります。

選舉年齡

次に選舉年齡の問題であります。我國の如く選舉權は二十五歳、被

選舉權は三十歳にならなければ與へないといふ例は少ないのでありまして、既にこの問題は選舉法改正の度に早くから唱へられたのであつて、普選運動の前から選舉權二十歳、被選舉權二十五歳の主張はあり、現に地方選舉に於ては被選舉權は二十五歳であり、濱口内閣の時の改正案では選舉權二十歳になつてゐたのであります。

外國の例

歐米の多くの國では私法上の成年と一致してゐるので、稀には獨、澳、露の如く民法上の成年期より低くしてあるところもありますが、大體に於て二十歳か二十一歳以上の者に選舉資格を認めてゐる例が多いのであります。

年齢低下の  
意見

我國に於ても、二十年に達した者は、民法上完全なる行爲能力が認められ、兵役の義務をも負擔してゐるのであつて、國法上相當の判断力ありとせられてゐるのに、衆議院議員の選舉に關しては、未だ之を認め得ずとする根據はないといふので、選舉年齢を二十歳に低下する議論は、前から主張されてゐるのであります。國家の公務に參與するには、私法上の行爲能力を有するだけでは足らず、公法上の成年期は二十五年と

被選舉資格

年齢算定期  
日  
第十二條  
第二項  
令マシ條

するのが、我國法制の從來採用してゐる所だといふので、普選法制定に際しては依然、二十五歳を以て選舉年齢と決したのであります。これは選舉年齢を二十年に低下することによつて更に三百萬人の選舉人が増すのを恐れたものと云はれてをります。

而して選舉人の年齢は、普選法では選舉人名簿調製の期日によつて算定してゐたのであります。改正法では選舉人名簿確定の期日に依ることとしたのであります。尙被選舉人の年齢は選舉の期日に依り之を算定するのであります。

被選舉資格に就ては、明治二十二年の最初の選舉法では、年齢三十年直接國稅十五圓以上といふことになつてゐたのを、明治三十三年の改正で、納稅要件を必要とせざるに至つて以來今日まで變りませんが、被選舉人の年齢を選舉人より更に五年高くしてゐるのは、選舉人は單に一票を投ずるだけだが、被選舉人は當選すれば、代議士として一國の國政に參與することになるので、一層思想圓熟したる年齢に達した者を必要とするといふ理由からであります。



年齢低下の  
意見

併し乍ら選ばれる方の人は、選ぶ人の思慮判断によるのでありまして、現在ならば二萬人近くの人が投票によつて、國政に參與する能力あり、適當なる人なりと認めなければ、當選して代議士になることは無いのですから、年齢制限を低下しても何等差支はない、寧ろ被選舉年齢を高くしてをくことによつて、天才的な年少有爲の材を逸することは、國家の爲に遺憾であるといふ理由から、被選舉年齢低下の論が唱へられるのであります。

外國の例

これを外國の例に見ましても、英、瑞、露の如きは被選舉年齢を選舉年齢と同一にしてゐますし、米、佛、獨等の如きは被選舉年齢の方を高くしてはゐますが、大體二十五年としてゐるのであつて、我國の如く三十年としてゐるのは、他に例が少いのであります。我國に於ても府縣市町村會議員選舉に於ては、選舉被選舉年齢共に二十五年であることは前にも述べた如くでありますから、早晚そう改正されるのではあるまいかと考へられます。

## 第六講 選舉缺格者

選舉缺格者——禁治産者、準禁治産者——破産者——貧困者——住居不定者——貴族院の固執——貧困者の疑義解釋——有害無益の規定——刑餘者——刑事政策上の問題——選舉法違反による缺格

選舉缺格者

選舉權、被選舉權は、國民たる資格に於て一般に享有せしむるといふのが、普通選舉の理論であります。實際に於ては幼少年者に與へられないやうに、狂人白痴の如き精神的不具者にも、これを行使せしめ得ないのは當然であります。然らば如何なる者に對して例外として與へないか。此の消極的の條件が即ち所謂選舉缺格條件であります。選舉法が選舉權被選舉權無きものとしたのは、禁治産者及準禁治産者の外に、破産者、貧困者、一定の住居を有せざる者、刑餘者等があります。

禁治産者及準禁治産者の如く、意思能力に缺陷あり、私法上の行爲能力を制限されてゐる者に、公法上の参政資格を認めないのは當然であり

禁治産者、準禁治産者  
第六條第一號

## 破産者

## 第二號

ますが、破産者にして復権を得ざる者といふのは、債務者が支拂を爲すこと能はざる爲め、裁判所の決定を以て破産の宣告を受け、その決定の確定したる後未だ復権の決定せざるもの、意でありまして、これは従來選舉法が採用して來た方針あり、社會生活上信義に違ふ者として、これに公權を與へぬ趣意に出てゐるのであります。併し乍ら破産は必しも自己の責任によらざる社會的事情に歸因すること多く、これに對して懲罰的意味から參政權を奪ふのは適當でないとして、獨、普等の新しい立法はこれを認めない傾向にあり、我國でも缺格條項整理が問題になつた時、これが削除を主張されたこともあります。

## 貧困者

## 第三號

貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者とは、貧困の状態に在る者が、貧困を原因として、國、道府縣、市町村其の他公共團體又は私法人私人等より生活上全部又は一部の經濟的補助を受くる者の義であります。何人が果して此の條項に該るか、實際の場合には判定が頗る困難なのであります。

## 住居不定者

## 第四號

一定の住居を有せざる者といふのは、乞丐浮浪人の類を指すのであつ

て、定つた住居がなく、社寺の縁の下や、公園のベンチなどへ露宿するを常とし、諸方を浮浪徘徊してゐる者を意味するのであります。これは選舉人名簿登録要件として、『同一市町村内ニ引續キ六ヶ月以上住居ヲ有スルコト』を擧げてゐるので十分であつて、これに重複して此の缺格條項を加へ、しかもその爲めに何が一定の住居であるかの、困難なる解釋問題を残すの必要はなかつたらうと思はれます。

## 貴族院の固執

## 第六條第三號

貧困に因り生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受くる者を缺格者にしたのは、全く普選法制定當時の政治的理由に據るのであります。といふのは、當時普選尙早論が政界一部に唱へられ、漸進的に先づ獨立の生計を營む世帯主に迄擴張せよといふ議論もあり、貴族院は大體此の意向をもつてゐたので、普選案が三派内閣によつて提出された際、これに正面から反對することも出来なかつたので、なるべくこの擴張範圍を狭めようと苦心したのであつて、『獨立ノ生計』を裏から云つて、政府原案の『貧困ニ因り公私ノ救恤ヲ受クル者』を『生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者』と修正したのも、その意味からでありました。併

し乍ら獨立の生計者に限るのは、護憲三派内閣としては、選舉を争つた相手の政友本黨の主張でありますから、この條項の修正をそのまま容認することは出来ません。そこで兩院協議會が開かれ、三回の會期延長を重ねて、やつとその字句の上に「貧困ニ因リ」の五文字を加へて、妥協が成り、普選法が通過したといふ事情があるのであります。

衆議院議員選舉法第六條第三號ニ關スル件通牒

(大正十五年三月三十日內務省發地方第十八號)

衆議院議員選舉法第六條第三號ニ謂フ貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者トハ貧困ノ状態ニ在ル者カ貧困ヲ原因トシテ國道府縣市町村其他公共團體又ハ私法人私人等ヨリ生活上全部又ハ一部ノ經濟的補助ヲ受クル者ノ義ニシテ左記第一號乃至第六號ニ掲クル如キモノヲ指稱シ第七號乃至第十號ニ掲クルモノノ如キハ該當セサルモノトス

記

- 一、乞食ヲ爲ス者
- 二、恤救規則ニ依リ救助ヲ受クル者

貧困者の疑義解釋

- 三、養老院ニ收容セララルル者及養老院ヨリ院外救助ヲ受クル者
- 四、貧困ニ陥リテ舊子弟ヨリ生活上ノ扶助ヲ受クル者
- 五、養子トナリテ他ノ家ニ入りタル者カ貧困ニ陥リタル爲實家ヨリ生活ノ補助ヲ受クル者
- 六、生活ノ爲他ヨリ補助ヲ受クル者ノ世帯ニ屬スル者
- 七、軍事救護法ニ依リ救護ヲ受クル者
- 八、廢兵院法ニ依リ救護ヲ受クル者
- 九、罹災救助ヲ受クル者
- 十、恩給法等ニ依リ恩給又ハ遺族扶助料等ヲ受クル者
- 十一、工場法鑛業法備人扶助令ニ依リ扶助ヲ受クル者
- 十二、各種共濟組合ヨリ給與等ヲ受クル者
- 十三、施藥施療ヲ受クル者
- 十四、學資ノ補助ヲ受クル者
- 十五、年末年始等ニ於テ何等カノ名義ノ下ニ施與ヲ受クル者
- 十六、傳染病豫防法ニ依リ生活費ヲ受クル者
- 十七、親戚故舊ヨリ體面維持ノ爲補助ヲ受クル者

- 十八、父兄ヨリ扶養ヲ受クル子弟、或ハ子弟ヨリ扶養ヲ受クル父兄其他民法上ノ家族タルト否トヲ問ハズ同一世帯内ニ在ル者ヨリ扶助ヲ受クル者
- 十九、托鉢僧雲水巡禮等

## 有害無益の規定

併し乍らこれらは凡て例示でありますから、これで盡きてあるわけではありません。この外の場合に疑問も生じませうし、實際の場合にはそれが乞食か托鉢僧か明かでない場合もあります。又その區別が出来るとしても調査は中々困難であります。公的救恤はともかく、私的扶助まで立入つて、それが貧困を原因とするか、體面維持の爲かと詮索することは、選舉の爲めに私生活を侵すものであるばかりでなく、果してそれだけの實益があるか疑はしいのであります。實數が僅か千三百人位で有権者の一萬分一なのに、此の人々を選舉から除外する爲めに、選舉人名簿調製の手數はどれだけ餘計にかゝるかわかりません。寧ろこの條項は廢すべしとする論が強いのは當然であります。

## 刑餘者

## 第五號

缺格條項の最後に掲げられたのは、刑餘者であつて、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は、終身間の缺格者として、選舉の如き

重要なる公務には近づけしめないことにしてあるのであります。

## 第六號

六年未滿の自由刑に付ては、禁錮の刑に處せられたものは、其の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者を缺格としてをりますが、六年未滿の懲役に處せられた者は、罪質の如何によつて、輕きものは六年未滿の禁錮の場合と同じにしてあります。重きものは、其の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる時まで、なく、更にその後、刑期の二倍に相當する期間を経過するに至る迄、即ち五年ならば十年、三年ならば六年の間は、選舉權被選舉權がありません。其の期間五年より短きときは五年とするので二年の者でも四年ではなくて五年、一年のものでも一年ではなくて五年といふことになつてをりますが、この點に關しては刑事政策上議論があるのであります。

『刑に處せられ』といふのは刑の宣告を受け確定したることを云ひ、『其の執行を終り』といふのは普通に刑の執行を終つたこととあります。が、『其の執行を受くることなきに至る』といふのは、刑の執行猶豫の言渡が取消されることなくその期間を経過し刑の言渡がその效力を失ふ場

合、大赦特赦に因り刑の言渡がその效力を失ひ、刑の執行の免除を受くる場合の外に、刑の言渡を受けた者が時効に因りて刑の執行の免除を受くる場合を指すのであります。時効又は特赦に因り刑の執行の免除を受けても、刑期は残つてゐるのですから、その刑期の二倍の缺格期間があるのですが、執行猶豫の期間の経過、大赦特赦に因り刑の言渡が效力を失ふ場合には、刑に處せられざりし者となるのでありますから、従つて刑期の二倍の缺格期間といふやうなことはなく、選舉權被選舉權共に享有することを得るのであります。

然らば何が罪質悪しきものであるかといへば、刑法各論に規定する、皇室に對する罪、外患に關する罪、放火の罪、通貨偽造の罪、文書偽造の罪、有價證券偽造の罪、印章偽造の罪、偽證の罪、誣告の罪、瀆職の罪、竊盜及強盜の罪、詐偽及恐喝の罪、横領の罪、及贓物に關する罪の十四種であつて、その内に内亂の罪が入つてゐないのは、政治犯だといふ理由だと思はれます。治安維持法の罪のはいつてゐないのは、刑法以外特別法は列擧しなかつた結果であります。

刑法第二編第一章  
第三章第九條  
第十六章乃至第二十一  
章第二十二條  
第五章又ハ第三十  
六章乃至第三十  
九章ニ掲クル罪

## 第四百四十八條

刑事政策上の問題

又明治十三年の舊刑法は刑法施行法によつて今日も生きてゐるので、その重罪の刑に處せられた者は、之を六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者と看做し、禁錮の刑に處せられた者は之を六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者と看做しますから、舊刑法で重罪の刑に處せられた者は生涯缺格者であります。

此等の刑餘者の缺格に付ても議論があるので、折角前非を悔い平和に生活してゐる刑餘者の前科を、本籍地に一々照會してまで調べ上げて、選舉權無き事由を周圍に示すことは、果してこれが選舉を清くする上の必要でありませうか。殊に六年未滿の短期自由刑に處せられたる者に對して、缺格期間を長くすることは、免囚保護の精神、刑事政策の上から、特に考慮しなければならぬ所と思ふのであります。

選舉界淨化には他に途があります。普通選舉が立憲國民の資格に於て公選の範圍を擴め、廣く選舉權被選舉權を認めんとする精神は、缺格者を最小限度に止めてをく事を要求します。その意味から缺格條項は整理さるべきであります。

選舉法違反による缺格

第三百三十七條第一項

選舉法の罰則に觸れた者は、輕微なる手續反則者の外は、一般の刑餘者よりも、選舉權制限は重くしてあるので、罰金の刑に處せられた者でも、其の裁判確定の後五年間、禁錮以上の刑に處せられた者は、其の裁判確定の後、刑の執行を経る迄、又は刑の時効に因る場合を除くの外、刑の執行の免除を受くる迄の間とその後五年間は、衆議院議員のみならず、衆議院議員選舉法を準用する議會の議員の選舉權被選舉權を享有せしめません。

同條第二項

選舉犯罪の内でも買収犯を重ねる常習的惡質者に對しては、五年間を十年間として、制裁を重くしてありますが、裁判所は情狀に因り、刑の言渡と同時に、前の五年間選舉權被選舉權を有せざる旨の規定を適用せず、若は其の期間を短縮する旨の宣告をする事も出來ますし、又は買収常習犯に對する十年間を短縮する旨の宣告をすることも出來ます。買収常習犯に對しては短縮は認めても、全然この規定を適用しないといふことはありません。これらの裁判所の宣告は、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者には適用しないのであります。

同條第三項

缺格者ニ關スル數(昭和六年九月十五日現在)

總數	五三、一四〇
第一號該當者(禁治產準禁治產)	三、七四七
第二號該當者(破產)	三、二〇〇
第三號該當者	七、三八七
公ノ救助又ハ扶助ヲ受クル者	六、〇六五
私ノ救助又ハ扶助ヲ受クル者	一、三二二
第四號該當者	七、〇五六
第五號該當者	五、五一五
第六號該當者	一一〇、九三三
第七號該當者	五、三〇二

## 第七講 華族・軍人・官吏

華族の戸主——貴族院議員——皇族男子——朝鮮貴族——現役軍人——軍人に賜りたる勅諭——召集中の者及學生生徒——濱口内閣の改正案——軍人と華族の制限撤廢——官吏の被選舉制限——選舉事務に關係ある官吏——在職の宮内官吏——司法官——收税官吏——警察官吏——一般事務官吏——政務官——地方議員との兼職禁止

私法上の行爲能力のない禁治産者や準禁治産者、貧困者や刑餘者に、選舉權被選舉權がないのとは異り、華族の戸主や、現役の陸海軍々人に、選舉權被選舉權を認めないのは、全く別な政治上の理由によることである。

華族の戸主は、公侯伯子男爵の當主で、公侯爵ならば、満三十歳に達すれば貴族院議員となりますし、伯子男爵ならば、同爵の互選によつて、七箇年の任期を以て貴族院議員たり得るのでありますから、我が帝國議

華族の戸主

第七條

貴族院議員

會が、貴族院と衆議院の兩院を以て成り、別々に會議を開き、互に牽制補足の任務を盡さしめんとしてゐることから見ても、兩院議員は相兼ねるを得ざらしむると同時に、それより一步を進めて、貴族院議員の世襲權或は互選權を有する者には、衆議院議員の選舉權被選舉權を認めないのを公平として、明治二十二年以來これを傳統的原則として來たのであります。貴族院議員であつても、勅選議員、多額納税議員、帝國學士院互選議員の如きは、衆議院議員の選舉權被選舉權共にあるのであつて、たゞ何人と雖同時に兩議院の議員たることを得ず、衆議院議員にして貴族院議員に任ぜられたるときは退職者とし、貴族院議員にして衆議院議員に當選した時は、何れかを辭さなければならぬのであります。

皇族の男子も成年に達した時には貴族院の議席に列するので、華族の戸主と同じ理由から、衆議院議員の選舉權被選舉權が無いといふ様に解釋する學者もありますが、皇族に關しては、皇室典範増補の規定により、皇族は一般臣民に適用される諸規則の外にあるのを原則とし、普通の法令を皇族に對して適用する場合は、特にその旨を明かにしなければなら

皇族男子

朝鮮貴族

ぬのでありますから、選挙法にその事が無い以上、特に華族の戸主の場合から推究して定めるべきではありません。

尙ほ朝鮮貴族は、華族ではなく、公侯爵でも貴族院議員の世襲権がなく、伯子男爵でも互選権がありませんから、若し内地に住居をもち、選挙人名簿に登録される条件を備へておれば、選挙権も被選挙権も有るわけです。

現役軍人

第七條第二項

現役軍人に、選挙権被選挙権を認めないのは、軍人は政治に拘らずといふ兵政分離の原則から来るのであつて、陸海軍々人が政治に干預し、政争の中に没頭するが如きことがあつては、部内に分派を生じ統制を害し、厳正なるべき軍紀軍律を紊つて、その本分を盡す能はざらしむる虞れがあるからであります。

軍人に賜りたる勅諭

軍人政治不關與の原則は、帝國憲法に先ち定められておるのであります。明治十五年、軍人へ賜りたる勅諭によつても、明かにされてをります。即ちその五箇條の第一は、次の御言葉を以て結ばれておるのであります。

抑々國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

召集中の者及學生生徒

陸海軍々人にして現役中の者の外に、戦時若は事變に際し召集中の者、兵役法第五十五條第二項の規定により、警備其の他の必要に因り召集せられたる豫備兵、志願に依り兵籍に編入せられた者も、軍隊内の嚴重なる軍紀軍律の下に生活することに於て、何等現役兵と異らないのでありますから、これらも選挙権被選挙権なきものとしておます。兵籍に編入せられたる學生生徒及志願に依り國民軍に編入せられたる者も亦同じであります。但し陸軍各部依託學生生徒、海軍々醫學生、藥劑學生、主計學生、造船學生、造機學生並に海軍航空豫備學生、海軍豫備生徒、及海軍豫備練習生は、陸海軍所屬の學生生徒ではありますけれども、未だ現役の陸海軍々人と爲らず、まだ軍隊外の生活をする者でありますから、これには選挙権被選挙権を認めておるのであります。



陸海軍々人で現役に服するものは、待命休職停職中のものでも、選挙資格がないのですが、現役兵でも未だ入營せざる者、及歸休下士官兵は選挙権被選挙権共にあります。又國民兵役に在る者は勿論、豫後備役に在る者が、選挙資格ある事は云ふ迄ありませんが、たゞ在郷軍人團として、選挙にたづさはるが如き事は戒められてゐるのであります。

この華族の戸主及び現役軍人の選挙無資格に就ては、一般國民の當然に有する参政権を制限するのは適當でないとし、濱口内閣の時代、衆議院議員選挙改正審議會の答申を基として作成した改正案には、選挙及被選挙年齢の低下と共に、陸海軍々人は選挙権を有するも現役中はその行使を停止することゝなつてゐたのですが、此の案は樞密院の反對により撤回されたのであります。

軍人の選挙資格を制限する例は、獨、佛、米等にもあるのであります。が、在營中の軍人が軍務に服するが爲めに、投票権を行使出来ないといふことは、不在者投票の制度が認められた今日になつては、技術的理由はなくなつたので、英吉利の如きは、不在者と同様特別の方法に依り投

## 濱口内閣の改正案

## 軍人と華族の制限撤廢

票せしめてゐる例もあります。選挙年齢が二十歳以上でよいことになること、在營兵士の選挙権に關し、この問題はより重大の意義をもつてゐることになるのであります。

普通選挙の精神は、國民たる資格に於て平等に公選議會の選挙権をもつにあるのでありますから、現役軍人と共に、華族の戸主も衆議院の選挙権を享有せしむることが當然と思はれます。たゞ現役軍人は、集團的統制的の軍紀の下にありますから、その間選挙権の行使を停止してをくのは適當でありませう。被選挙権の方はこれを認めないで制限すること、司法官警察官其他一般事務官吏と同じにしてもよろしいし、華族の戸主の方はたゞ兩院議員を相兼ねるを得ぬ程度でいゝかも知れません。

華族の戸主、現役軍人は選挙権被選挙権共に無いのであります。が、被選挙権だけが無い或種の官吏があります。一つは選挙事務に關係ある官吏であり、他は宮内官、司法官、稅務官吏、警察官吏等であります。前者はその職務關係を利用して不正の行爲を爲し、選挙の公正を害するが如き事があつてはいけないといふ趣旨からであり、後者はその職務上政

## 官吏の被選挙制限

第八條  
第九條

選舉事務に關係ある官吏  
第八條

治に干與することを避くべき爲めや、職務が選舉民に直接するものなので、選舉の公正を保つ必要からであります。

選舉事務に關係ある官吏及吏員といふのは、法令又は處務規定等に依り、選舉の事務に従事すべき地位に在る官吏及吏員は勿論、職務系統からはそうでなくても、上司の命により選舉の事務に従事する官吏及吏員を指すのであつて、地方長官、市町村長及その職務を代理すべき者、書記官、事務官、縣屬、市町村書記等はそれでありませんが、内務大臣及その補助機關たる官吏はそうでないといふことになつてゐます。

これらの官吏は、一般的に被選舉權がないのでなくて、關係區域内に於て被選舉權を制限されてゐるのであります。關係區域といふのは、これら官吏及吏員が擔任せる選舉事務の執行上關係を有する區域であつて、地方長官ならその道府縣、市町村長ならばその市町村の區域ですが、選舉長としてはその選舉區、市長たらざる開票管理者、市町村長たらざる投票管理者ならば、各自その擔任せる開票區、投票區を指すのであります。

第九條

在職の宮内官

在職の宮内官、司法官、行政裁判所、會計検査院の官吏、收税官吏及警察官吏は、單にその關係區域内ばかりでなく、一般的に在職中は被選舉權を有しません。

宮内官が議員になつて政治的活動をすると宮中府中の別を紊して、累を皇室に及ぼす虞れもありませうし、在職中の司法官が立法院に入ると、三權分立の精神に反し、司法權獨立を害することにもなるからであります。憲法上の獨立機關である行政裁判所、會計検査院の官吏も同様であります。

司法官

司法官は判事、検事のみならず、陸海軍の法務官、朝鮮、臺灣、等の判官、檢察官を含みます。即ち第九條の條文に掲ぐる所は次の如くであります。

在職ノ宮内官、判事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府判官、關東廳法院判官、南洋廳判事、檢事、朝鮮總督府檢事、臺灣總督府法院檢察官、南洋廳檢事、陸軍法務官、海軍法務官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計検査官、收税官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

收税官吏警察官吏

收税官吏といふのは、租税徴收の事務に従事する官吏であつて、税務監督局長以下の税務官吏は異論はないのですが、税關官吏は含まないといふ説もあります。警察官吏といふのは、一般警察事務の直接執行の任に該る者もその指揮監督をする者も、これを補助する者も含むので、警視總監、警察部長、警視、警部、警部補は勿論、待遇官吏たる巡査もそうであります。

在職といふのは、假令在官中でも、現に職務を奉ぜざる、退職判事、休職官吏の如きはその中に入りません。

一般事務官吏に關しては、從來は「官吏ハ其ノ職務ニ妨ナキ限ハ議員ト相兼ヌルコトヲ得」といふことになつてゐたのでありますが、普選法以來、政務官以外の官吏は衆議院議員と相兼ぬるを得ないことになりました。被選舉權がないのではありませんから、立候補して當選すれば、當選無効になるのではありませんが、當選を承諾するには、その前に官吏の職を辭してをかなければならぬのです。法律が絶対に兼職を禁じてゐるのでありますから、辭職せざる以前の當選承諾は無効とされるので

一般事務官吏  
第十條

政務官

衆議院議長

地方議員との兼職禁止  
第十一條

あります。

然らば如何なる官吏が在職中議員と相兼ぬるを得るかといへば、國務大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、各省參與官及内閣總理大臣秘書官、各省秘書官でありまして、警視總監や警保局長は政務官と見られてゐますが、衆議院議員とは相兼ぬるを得ないので。同じ立法院でも貴族院議員ならばよいのであります。

最後に北海道會議員及府縣會議員が衆議院議員と相兼ぬることを得ないのは、中央政黨の力を地方政界に及ぼさしめない爲でもありませんか一人の人が多くの議會の議員になつては、會期の重複等でその職を盡せないといふのでせう。東京市會議員をはじめ市町村會議員となら、兼職が出来るのですから、この規定は前からの踏襲で大した理由はないと見てよいでせう。

### 第八講 選挙人名簿と立候補届出

選挙人名簿——名簿調製者——数投票区を設けた場合——寫二通提出——  
 名簿の保存——名簿の送付——住居要件——市制第六條——外國の立法例  
 ——隨時名簿と定時名簿——申告主義と職權調査主義——調査事項——天  
 災事變の場合——名簿の縦覧——修正の申立——名簿の確定——立候補届  
 出——届出制度の理由——二千圓の供託金——供託金の没收——供託金の  
 還付——供託金制への非難——立候補手續——候補者辭退

#### 第一節 選挙人名簿

選挙権がある者ならば誰でも選挙することが出来、被選挙権がある者ならば、何人も選挙せらるゝことが出来るといふわけではなくて、選挙人名簿に登録せられてゐる者でなければ、投票することを得ませんし、立候補の届出をした者でなくては、當選することを得ません。

選挙人名簿

選挙人名簿といふのは、選挙人でない者が、投票することを防ぐ爲め

名簿調製者

第十二條

第百四十五條  
 令第七條  
 数投票区を設けた場合

に、選挙人の氏名、住居、生年月日等を記載した公の帳簿であつて、市町村長が調製するのであります。

市町村長は毎年九月十五日の現在に依り、其の日迄引續き六月以上、其の市町村内に住居を有する者の選挙資格を調査し、十月三十一日迄に選挙人名簿を調製しなければなりません。東京市大阪市京都市にあつては區長、町村組合にして町村の事務の全部又は役場事務を共同處理するものにあつては、その町村組合管理者、町村制を施行せざる地に於ては、町村長に準ずべき者に、選挙人名簿調製義務があります。

市町村の區域を分けて数投票区を設けた場合には、選挙人名簿は投票區毎に之を調製し、市町村長は選挙の期日の公布又は告示ありたるときは、直に選挙人名簿を各投票管理者に送付するのであります。投票區の區域と同一の區域に依り調製された選挙人名簿の無い場合には、選挙人名簿中、投票區の區域に依る部分を送付するのであります。これは選挙人名簿が大字若は小字毎に區別して調製され、一字若は數字毎に分綴されてゐますから、投票區を分ける場合も大體字などを基準にするので

寫二通提出

直に出来るわけです。

令第五條

市町村長が十月三十一日迄に選挙人名簿の調製をし、又は天災事變その他の事故で更に選挙人名簿を調製したときは、直にその寫二通を地方長官に提出するのです。それを修正したときも、直ぐ報告しなければなりません。これは主として選挙公報の發行に伴ひ、地方長官が選挙人名簿に登載された者を知る方法が無ければならぬのと、各議員候補者に交付する慣例になつてゐる有権者名簿作製に利用するが爲めであります。

名簿の保存

令第六條

選挙人名簿は毎年調製するのですが、訴訟の関係もありますから、議員の任期間、市町村長は之を保存しておかなければなりません。

名簿の送付

令第四條

市町村の境界が變更した爲選挙人名簿に異動を生じたときは、市町村長はその管理に屬する選挙人名簿中、異動に係る部分を、新に屬したる市町村の市町村長に送付しなければなりません。市町村の廢置分合があつた爲、選挙人名簿の引繼を要するときも同じであります。

住居要件

六月以上其の市町村内に住居を有するといふことは、選挙権の要件ではなくて、選挙人名簿登録の要件であります。事實上に於ては、この

六月と一年

要件を缺いては、選挙人として投票が出来ないのでありますから、その重要性は兩者の間に變りはありません。

普選法制定の當時は、これも選挙人の數をなるべく制限しようといふ意圖の下に、前の選挙法では六月以上だつたのを一年以上といふことにしたのでありますが、それを再び今度の改正によつて、六月に引き下げたのであります。その爲めに選挙権を行使することを得る人の數は約四十七萬人も殖える計算でありますから、これによつて見ても、住居制限も結局は選挙資格の制限に外ならぬことがわかります。

市制第六條

住居期間は、行政区畫を變更した爲めに同一市町村内でなくなつた場合でも、それによつて中斷されることはありません。又東京、大阪、京都に於ては、市に關する規定は區に適用されるのでありますが、住居期間の點に於ては同一區内に六月以上其の日迄引續き住居しなければならぬのではなくて、『其の日迄引續キ六月以上其ノ市内ニ住居ヲ有シ且其ノ日ニ於テ其ノ區内ニ住居ヲ有スル者』を、その區長が選挙人名簿に登録するのであります。

第四百四十五條  
第二項但書

## 外國の立法例

名簿調製の手續技術の上から、或程度の住居期間は、これを認めなければなりませんから、外國の立法例を見ても、獨、埃、瑞、西等では、一定期間の住居を選挙権の要件とも名簿登録の要件ともしてゐませんが、英國は選挙権の行使を三月以上の住居を有することを以て足れりとし、ベルギーは六月の住居を選挙権要件とし、フランスは名簿登録の要件としてゐます。獨逸諸國で住居期間を要件としないのは、選挙の行はるゝ度毎に、その選挙に必要な選挙人名簿をとる隨時名簿主義によつて關係からでもあらうと思はれます。我國の様な毎年一定の期日に於て、選挙があらうが無からうが、必ず選挙人名簿を調製するのは定時名簿主義といひ、これは選挙の全く行はれない年にも、多大の勞力と費用を使ふ點が不經濟の様であります。選挙を前にして急に調製する場合よりは登録の精確を期することが出來ますし、又我國の如く選挙期間を出來るだけ短かくしようとする方針とも合致するわけです。英、米、佛、伊等(獨逸諸國を除く)他の國は、殆ど皆この定時名簿制を採つてをります。選挙人名簿は次年の十二月十九日迄之を据置くので、据置名簿制とも云ひます。

## 隨時名簿と定時名簿

## 申告主義と職權調査主義

選挙人名簿調製に當つて、選挙人自身の申告による申告主義と、調製者の職權によりて調査登録する職權調査主義とがありますが、我國に於ては法規上は職權主義によつてをりますが、事實上は調査に當つて、一應用紙を配付して選挙人から申告させ、その上でその眞否を調査し脱漏を補ふことにしてをるのが普通でありますから、職權調査主義と申告主義の併用といつてもよいであります。

## 調査事項

市町村長が調査するのは、何人が選挙権を有するか、その選挙資格に就て、あつて、帝國臣民たる男子にして、前に述べた缺格者でなく、住居要件を備へてゐる、年齢二十五年以上の者を、選挙人名簿に登録するのでありますが、その年齢は選挙人名簿調製の毎年九月十五日現在ではなくて、選挙人名簿確定の十二月二十日を以て、満二十五年になればよいのであります。年齢は他の資格要件とは異り、調製期日に於て豫め確定の日に選挙資格を有すべきことの算定が出來るのでありますから、住居期間の短縮と同一主旨から、實際上選挙権を有する者をして、これが行使をなし得る様に改正したのであつて、これにより増加する選挙人數

第十二條  
第二項

天災事變の場合

は大凡十四五萬人と推定されてをります。

天災事變其の他の事故に因り、選挙人名簿を調製する場合に於ては、調製の期日等は命令を以て定めることになつてゐますが、この場合でも他の要件は九月十五日の現在で調査するわけであつて、年齢に就てはこの選挙人名簿確定の期日に依り之を算定することになるのであります。

名簿の縦覧

第十三條

職權調査主義により選挙人名簿を調製するのですが、選挙人名簿に脱漏や誤載が無いとは限りませんから、それを選挙人の協力により訂正するの途を開くために、選挙人名簿を公開縦覧せしめることにしてあります。即市町村長は十月三十一日迄に調製した選挙人名簿を十一月五日から十五日間、市役所町村役場、又は其の指定したる場所に於て、縦覧に供するのであります。その場所は縦覧開始の日から少くも三日前に告示しなければなりません。

修正の申立

第十四條

選挙人名簿に脱漏や誤載ありと認めたときは、この縦覧期間内に選挙人は理由書及證據を具へ、其の修正を市町村長に申立てれば、その申立を受けた日から二十日以内に、市町村長はそれを審査して、申立が正當

第十五條

だとなれば、直に選挙人名簿を修正し、其の旨を申立人及關係人に通知し、併せて之を告示すべく、其の申立を正當ならずと決定したるときは其の旨を申立人に通知するのであります。

第十六條

この決定に不服があれば、申立人又は關係人は、市町村長を被告として、決定の通知を受けた日から七日以内に、地方裁判所に出訴することが出来ませんが、この裁判は一審で大審院に上告する外は、控訴は出来ません。

名簿の確定

第十七條

かくして決定の最後の日から十日の間を置いて、十二月二十日を以て、選挙人名簿は確定するのであります。裁判所の確定判決により修正すべきものがあれば市町村長は、直に之を修正し其の旨を告示しますが、それ以外は確定して、次の年の十二月十九日迄は据置かれるわけであり、選挙人名簿に登録せられざる者は投票を爲すことを得ないのであります。選挙人名簿に登録せられてゐる者でも、その後選挙資格を失つた者であつたりして選挙人名簿に登録せらるゝことを得ない者は投票を爲すことを得ないのであります。反對に選挙人名簿に登録せられない者で

も、選挙の當日投票所へ選挙人名簿に登録せらるべき確定判決等を所持して来た者は投票することが出来ず。尙詐偽の方法を以て選挙人名簿に登録された者は百圓以下の罰金に處せられます。

## 第二節 議員候補者

### 立候補届出

選挙人は選挙資格があるだけではいけなくて、選挙人名簿に登録されておれば、投票することが出来ないやうに、被選挙人の方も選挙されて議員に當選する爲には、議員候補者としての届出を必要とします。本人が届出てるか、他人が届出てるか、何れにしても立候補の届出を選挙長に對してしなければ、選挙運動も出来なければ、その人に對する投票があつても、無効投票に數へられますから、たとひ多數を得たとしても、當選することはありません。

### 届出制度の理由

この議員候補者に關する届出制度を設けたのは、普選法になつてからであります。これは所謂泡沫候補者と呼ばれる様な、一寸選挙場裡に顔を出して、或目的を達すれば引込むといふ種類の者を排斥して、選挙

運動を混亂させない趣旨に出てるといはれてゐます。或る目的といふのは、自分の名を廣告して他の目的の爲めに供するものもありますし、自分の屬する政黨の他の候補者の爲に、反對黨の候補者の得票を牽制する目的で選挙運動をしてをいて選挙期間際に引込むものもあります。かくの如き當選の見込もなく、或は萬々の當選を僥倖して、選挙を争ふ者があることは、眞面目に一生懸命で選挙運動をする人々にとつては迷惑千萬であり、選挙取締の側からいつても、無きに若かずといふわけで、此の制度が新に出来たのであります。

それにはたゞの届出だけではいけないので、保證の金がいるのです。即ち立候補届出と同時に、二千圓又は額面價格二千圓の國債證書を供託局に供託するので、これは届出の要件であつて、これ無ければ届出の效力は發生せず、又その届出は受理されないであります。即ち届出の文書には、議員候補者たるべき者の氏名、職業、住所及生年月日を記載すると共に、この供託を爲したることを證すべき書面を添附しなければならぬのです。

二千圓の供託金  
第六十八條



## 供託金の没収

保證金といふ意味は、議員候補者の届出又は推薦届出と同時に、二千圓の供託金をして、議員候補者の得票数が一定数に達しない時には、それは政府に歸屬することになります。即ち得票数が、其の選挙区内の議員の定数を以て、有効投票の總数を除して得たる数の十分の一に達せざるとき、例を以ていへばその選挙区の有効投票が十萬で定員が五人ならば、二千票に達しない時には、供託金を没収されるのです。少くも五千票以上を得なければ當選出来ないのに、二千票にも達しないのは、當選する可能性がないのに立候補したもので、泡沫候補と看做されるわけがあります。

第六十八  
條第二項

又泡沫候補とすれば、わざわざ選挙の期日まで選挙運動を續けないうち途中でやめる者の方が多いであらうから、選挙の期日前十日以内に議員候補者たることを辭すると、二千圓の供託金は政府に歸屬するのであります。これを逆にいへば、選挙の期日より十日以上前に辭した場合には、供託金は供託した人に戻るのであります。

## 供託金の還付

第六十八  
條第三項

供託金が政府に歸屬するのは、寧ろ例外ともいふべき場合で、議員候

補者が當選した時には、多數の投票を得た時でも、無投票選挙で當選人となつた時でも、その選挙及當選の効力が確定したら、直に之を供託者に還付するのであります。その他選挙の期日前十一日迄に議員候補者たる事を辭したとき、立候補後華族になつたり、召集されたりして、被選挙権を有せざるに至りたる爲、議員候補者たることを辭したるとき、投票所を開くべき時刻迄に死亡したるときは、供託物の還付の請求があり次第直に還付するのであります。

## 令第五十一條

供託金制への非  
難

候補者制度、殊にそれが供託金を伴ふ場合に於ては、事實上是被選挙権に財産制限を付したのと同じことであつて、普選の精神と逆行するといふべきであります。即ち二千圓の供託金が調達出来ぬ人は、被選挙資格があつても、議員候補者とはなり得ず、従つて當選して議員となることは出来ないでありますから、被選挙権は滿三十年以上の帝國臣民たる男子で、二千圓の金なり國債證書なりを供託出来る人でなければならぬといふのと同じであります。殊にこれは自分から候補者に打つて出ないが、議員として最も適當だと選挙人の側から推薦される推薦届出の制

度の趣旨とは、實際に於ては全然反対することになるのであります。即ち推薦届出にも二千圓の供託金を要するといふことになれば、爲にする所がある者か、團體的に或人を擔ぐとか、相撲取か何かを應援する氣分でも、金を出すパトロンでもなければ、立候補者自身が推薦の體裁を作る外、事實上は無事になるのであります。

また二千圓の供託金と選挙費用制限とは、精神に於て相反する制度であります。選挙権に納税制限を撤廢して、所謂無産者にも参政の權利と義務とを擴張し、國家を負擔するの責任を分つたことは、選挙に金がかからぬ様にして、金の無い人でも國政を議するに適當の人ならば、誰でも議員になれるといふ趣旨でなければなりません。この意味からして、供託金制度を廢すべしとするの説が主張されてゐるのであります。

扱て議員候補者たるの手續でありますが、議員候補者たらむとする者は、選挙の期日の公布又は告示ありたる日より、選挙の期日前七日迄に、其の旨を選挙長に届出づるのであります。又他人を議員候補者と爲さむとするときは、此の期間内に、其の推薦の届出を爲すことを得るのであ

此の供託金の趣旨を  
擴張し、金を無  
い人でも國政を  
議するに適當の  
人ならば、誰も  
議員になれる  
といふ趣旨でな  
ければなりません。

立候補手續

第六十七條

同條第二項  
令第四十九條

候補者辭退

第六十七  
條第四項

届出期限延  
長の場合

第六十七  
條第三項

りますが、その推薦届出者は、選挙人名簿に記載せられてゐる人でなければいけません。そしてこれらの届出は、議員候補者たるべき者の氏名、職業、住居及生年月日、推薦届出の場合は、推薦届出者の氏名、住居及生年月日を記載した一定様式の文書を以てしなければなりません。

議員候補者となつた者が、これを辭する場合にも、選挙長に届出なければなりません。議員候補者が被選挙権を有せざるに至りたる爲めに、これを辭する場合の外は、選挙の期日前十日以内に辭したるときは、供託金は政府に歸屬するのでありますし、辭退者補充の立候補届出の關係もありますから、この辭退の事實及日時は明確にする必要があるのです。これも矢張り文書を以て選挙長に對してするので、選挙長は直にその旨を告示しなければなりません。

議員候補者数が定員に超えない場合には、其の選挙區では投票を行はずに、所謂無投票當選として、議員候補者を以て當選人と定めるのであります。一旦定員數を超えた場合に、其の期間後に於て、議員候補者が死亡したり、又は辭したときには、選挙の期日前二日迄は、議員候補

5292

者の届出又は推薦届出をすることが出来ます。これはその死亡し又は辭した議員候補者に投票するつもりでゐた選挙人が、之に代るべき議員候補者を求めるであらうことを豫想するのと、もう一つは、この死亡、又は辭退によつて、直に無競争當選となることは、選挙人の意思に反する場合もありませんから、もう一應、他に議員候補者の届出があるか無いかを俟つて、それでも無い場合に、初めて無競争當選としよう爲めてあります。

### 第九講 選挙運動の制限

選挙運動の意義——選挙運動の制限——戸別訪問等の禁止——立候補前の

選挙運動——選挙後の挨拶——選挙運動者——選挙事務長——選挙事務長の

解任と職務代理——選挙事務長に関する届出——選挙委員——選挙事務

者——選挙事務所

#### 第一節 選挙運動の制限

選挙は選挙人自身投票日に議員候補者の名を書いて投票すればいいわけですが、選挙の実際を見ますと、凡ての選挙人が誰に投票しようか初めからきまつてゐるわけではなく、いろいろの動機理由から、その時の情勢に従つて決心がかかるものであります。その爲めに議員候補者の側からも働きかけて、出来るだけ多くの投票を自分の方に集めようと努力するのであつて、これが即ち選挙運動と稱せらるゝものであります。併し乍ら何が選挙運動かと定義を求めると中々六ヶ敷く、選挙運動といふ

選挙運動の意義

のは、議員候補者の爲めに當選を斡旋する行爲を云ふのでありまして、「一定の議員選舉に付一定の議員候補者を當選せしむべく投票を得若くは得せしむるに付直接又は間接に必要且有利なる周旋勧誘其の他諸般の行爲を爲すことを汎稱するものである」といふ大審院の判例があるのてありますが、運動といへば、他に働きかける多少連続性と集團性をもつたもので、たゞ行爲といふよりは狭く解すべきであります。

選舉運動は由來自由であるべき筈のものでありますが、過去に於ける選舉の實際は弊害百出、公正なる選舉運動の自由は却つて阻害さるる状態なので、普選實施と同時に、從來の不正選舉運動に對する罰則を重くするのみに止らず、その機會ともなり、選舉運動の品位を傷けるが如き弊ある、戸別訪問等を禁じ、選舉運動費用を徒らに増加するが如き虞ある點を制限する爲めに、選舉事務所と選舉運動員に關する規定を新に設け、又選舉運動期間を限定することにしたのであります。

戸別訪問等の禁止  
第九十八條

戸別訪問といふのは、投票を得若しめ又得しめざる目的を以て、二人以上の選舉有権者を連続して訪問することであつて、それが選舉人

の居宅であることが普通ですが、その事務所であつても、通勤先であつても同じこととあります。それらの場所でない、往來とか演說會場であつた場合には、戸別訪問にはなりません。個々面接として、戸別訪問と同様に禁止されてゐます。又戸別訪問や個々面接をしなくても、電話によつて選舉運動をすれば同一の効果を收めることが出来ますから、これも禁止されてゐるのであります。個々面接、電話運動の場合には連続して個々の選舉人に對してなされなければ罪にならないのですが、戸別訪問の罪の成立には、被訪問者が諾否を表することは勿論、有権者自身に面接することも必要ではないと解せられるのであつて、單に投票を得若しめ又は得しめざる目的でもつて訪問すれば、戸別訪問の罪の既遂となり、別段面接も依頼も必要でないのであります。

戸別訪問等の罰  
第二百二十九條

戸別訪問、個々面接、電話運動を犯したる者は、一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられるのであつて、比較的重い罪とされてゐるのであります。これは主として買収と伴ふからで、買収を徹底的に取締らんが爲にその前提行爲から嚴重に取締らんとする趣意に出でゐるも

のであります。買収と戸別訪問とが競合して行はれ、個々面接と響應とが同時に同所に於て行はれたらば、一箇の行爲にして數箇の罪名に觸れるものとして處斷されますし、法定の選挙運動資格者に非ざる者が、戸別訪問や個々面接の罪を犯せばやはり同じであります。これは刑法の規定に従つて、其最も重き刑を以て處罰するのであります。

又選挙運動は立候補届出の後でなければ一切してはいけませんので、苟も議員候補者たらむとする者の爲めに當選斡旋をし、立候補の曉候補者自身の投票を得又はその人の爲めに投票を得せしむる爲めに選挙運動をしたらば、やはり一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられます。選挙の期日後に於ける挨拶は選挙運動ではありませんが、從來この種の行爲が、選挙運動の残務整理として、これに要したる費用を、選挙運動費用に加算されざることになつてゐる關係もあり、多額の出費をなすことにもなり、時には當選御禮、落選挨拶の戸別訪問が、選挙法違反の行爲を犯す機會ともなるので、これが取締り規定を設くる權限を内務大臣に與へて、

刑第五十四條

立候補前の選挙運動

第九十五條ノ二

第二百二十九條

選挙後の挨拶

第百條ノ二

取規第十  
三條

内務大臣ハ選挙ノ期日後ニ於テ當選又ハ落選ニ關シ選挙人ニ挨拶スル目的ヲ以テ爲ス行爲ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

る旨を定め、これによつて衆議院議員選挙運動等取締規則は、何人と雖も選挙の期日後に於て、當選又は落選に關し、選挙人に挨拶する目的を以て、選挙人に對し戸別訪問を爲し、又は連続して個々の選挙人に對し面接し、若は電話に依り通話を爲すことを得ず、自筆の信書を以てする場合は取締りの限りではありませんが、選挙人に對し印刷した文書圖畫を頒布したり、當選御禮の立札貼札を掲示したりすることを得ません。又新聞紙雜誌に當選御禮、落選挨拶の廣告をする事は勿論、記事論說によつてこれをなすことも禁じられてゐます。その他當選祝賀會や其の他の名義で集會を開催することも、苟もその目的が當選又は落選に關し選挙人に挨拶するにある以上は法の禁止するところであり、集會でなくても、多衆集合し又は自動車を連ね若は隊伍を組み往來する等、氣勢を張るの行爲を爲すことはいけません。これらの行爲を犯したらば百圓以下の罰金に處せられます。

取規第十  
八條

選挙運動者

### 第二節 選挙運動者と選挙事務所

選挙運動は、立候補届出をした後でなければ、何人もこれをしてはいけないのですが、立候補届出後と雖も、議員候補者、選挙事務長又は選挙委員といふ様な、法律で許された選挙運動者でなければ、原則として一般的の選挙運動は出来ないのです。たゞそれ以外の人々も演説又は推薦状に依る選挙運動に限り、これを爲すことが出来るのであります。

選挙事務長

選挙事務長といふのは、選挙運動の中心責任者でありまして、選挙運動事務の中心であり、責任の中心であります。選挙事務長でなければ、選挙事務所を設置し、又は選挙委員、若は選挙運動の爲使用する勞務者を選任することを得ず、選挙運動の費用を支出することを得ないので、議員候補者と雖もこれを支出する時には、選挙事務長の文書に依る承諾を得なければならぬのであります。選挙事務長を選任するのは、議員候補者、或は推薦届出者であります。一旦選任したらば、選挙運動の責任と事務の中心は、選挙事務長に移るのです。

第八十八條

議員候補者は、他人を選挙事務長に選任しないで、自ら選挙事務長になることも出来ます。推薦届出者は、自分で選挙事務長になつても、他人を選挙事務長に選任してもいゝのですが、議員候補者の承諾を得て、推薦届出をした場合には、選挙事務長に自分になるにも、他人を選任するにも、やはり議員候補者の承諾を得ることを要します。選挙事務長は一人です。推薦届出者が数人あるときは、その内の一人が選挙事務長になるわけです。

選挙事務長の解任と職務代理

第八十八條  
第三項  
同條第四項

議員候補者、推薦届出者は、何時でも選挙事務長を解任することが出来ますが、それには文書を以て通知することを要します。又推薦届出者が議員候補者の承諾を得て選挙事務長を選任した場合は、解任に付てもその承諾を必要とします。選挙事務長の方から解任するときも、文書を以て議員候補者及選任者に通知することを要します。

第九十五條

選挙事務長が一時的の故障がある時には、解任するには及ばぬので選任者が代つて其の職務を行ふことが出来ます。この場合、推薦届出者が選任者であつて、然もその人にも故障があれば、議員候補者が代つて其

の職務を行ふのです。但し議員候補者の承諾を得ないで、其の推薦届出を爲した場合には議員候補者が代つて職務を行ふわけにはゆきませんから、この場合には恐らく選挙事務長の解任新選が行はれるてありませう。選挙事務長は選挙権を有する者でなければなりません、推薦届出者の様に選挙人名簿に登録されてゐないでも、選挙権がありさへすればよいのです。又選挙事務に關係ある官吏及吏員は其の關係区域内に於ては、選挙運動を爲すことを得ませんから、選挙事務長になることも出来ません。若し選挙事務長が選挙権を有せざる者であつたり、かゝる官吏吏員だつたりした時には、地方長官は直に其の解任又は退任を命じなければなりません。

第九十四條  
選挙事務長に關する届出  
第八十八條  
第五項  
第六項  
第七項

選挙事務長を選任した時或は自ら選挙事務長に爲つた時は、選任者は直に其の旨を選挙区内警察官署の一に届出でなければなりません。選挙事務長の解任辭任等により異動のあつたときは、その届出をなした者から、届出をなした警察官署にその旨を届出なければなりません。選挙事務長に故障があつて、選任者が代りにその職務を行ふ場合にも、又その

選挙委員

第八十九條

令第五十三條

第九十三條

故障がなくなつて、代りに職務を行ふことを罷めた場合にも、やはり同様に届出るのであります。

選挙委員は、特定の議員候補者の當選を斡旋せしむる爲めに、選挙事務長に選任された法定の選挙運動者であります。

選挙事務長が選挙委員を選任したとき、選挙委員に異動ありしときは、直に選挙事務長の届出をした警察官署に届出なければなりません。その届出は文書によるべく、選挙委員の氏名、職業、住居、生年月日を記載し、且選挙委員が選挙権を有する者なることを證すべき書面を添附しなければなりません。選挙委員が辭任し、選挙事務長が選挙委員を解任するときは、文書を以て通知するを以て足りります。

選挙委員の數は議員候補者一人に付二十人を超ゆることを得ず、その異動ありたる場合と雖も、前後を通じて五十人を超えることを許しません。これは選挙委員を更替することによつて、二十人に制限を加へた意味を無にするのみならず、之を以て買収の効果を遂げんとする場合も疑はれるからであります。舊法にあつた選挙事務員といふものはなくなり

ましたから、實費辨償を受ける外、報酬を得るところの有給の選挙運動者といふものは無くなつたわけでありませす。

選挙の一部が無効となり更に選挙を行ふ場合、又は天災等により更に期日を定めて投票を行ふ場合の選挙委員の数は、地方長官が法定数の範圍内でこれをきめて、選挙の期日の告示があつた後、直に之を告示しますから、これによらなければなりません。

選挙事務員といふものが無くなつた代りに、改正法では選挙運動の爲め使用する労務者といふものを認めました。選挙運動をする者ではなくて選挙運動者の爲めに演説會告知のビラを貼るとか、推薦狀の表書をするとかいふ風な機械的勞務に服する者であります。従來はこれに關する何等の規定がありませんでしたから、數も資格も無制限であり、従つて實質上は選挙事務員であるか單なる勞務者であるのかわからぬ場合もあつたのであります。改正法はこれを議員候補者一人一日に付三十人を超ゆることを得ざることに制限したのであります。選挙運動の爲め使用する勞務者として、選挙事務長に選任された者でなければ、選挙運動の爲

第九十三條  
第二項

選挙勞務者  
第八十九條  
第九十三條  
ノ二

第九十六條  
第二項

取規第三條  
第十七條

選挙事務所  
第八十九條  
第九十條  
取規第一條  
第二條

め勞務を提供することを得ないのであります。但し議員候補者と同居してゐる親族、家族及常備の使用人が、封筒書きの手傳をしたとか、切手をはつたとかいふ事までも、取締るといふことになつては程度を超えますから、これらの人々には例外を認めたのであります。常備の使用人といふのは、家事上の使用人で職工とか小僧といふ様な職業上の使用人は含まないといふ解釋になつてゐます。そして此等の勞務者は警察官署の印の捺してある徽章を見易い場所に掲げておかなければなりません。この規定に違反したものは五十圓以下の罰金又は科料に處せられます。

選挙事務所は選挙運動の中心をなす場所でありますから、選挙事務長でなければこれを設置することを得ず、原則としては一箇所に制限され、たゞ交通不便の選挙區にあつては三箇所迄は認められますが、どの選挙區が交通不便で二箇所或は三箇所の事務所を設けることを許すかは命令によつて定められるのであります。普選法では七箇所迄事務所を設けることが認められたのですが、それでは選挙運動費用のみ増して、各種の弊害が伴ふ一方それ程の必要はないので、かく改正されたのであります。



取捨規則  
第二條

取捨規則では、選挙事務所を設置し得べき区域を選挙事務所区と稱し、各選挙事務所区に設置し得べき選挙事務所は議員候補者一人に付一箇所に限るといふことにしました。一時に一箇所であつて、選挙期間中、選挙区内の各所に轉々と移すことは禁ぜられてはゐませんから、事實左程の不便は無いらうと思はれます。

尙ほ選挙の當日は投票所を設けた場所の入口より三町以内の区域に置くことはいけませんし、休憩所其他之に類似する設備を選挙運動の爲めに設けることは、一切許されません。若し選挙事務長でない者が選挙事務所を設けたり、選挙事務長でも、制限以上の数の選挙事務所を設けた時には、地方長官は、その閉鎖を命じなければなりません。そして規定數を超え、又は選挙の當日投票所の場所から三町以内に、選挙事務所を設けたり、選挙運動の爲めに休憩所その他の設備を設けたる者は、三百圓以下の罰金に處せられます。又選挙事務長が選挙事務所を設置した時、異動ありたる時、直に其の旨を警察官署に届出ることを怠つた時には、百圓以下の罰金に處せられます。

選挙事務所

に関する制

限と罰則

第九十一條

第九十二條

第九十四條

第二項

第三十條

第三十二條

### 第十講 無料郵便物と選挙公營

選挙運動の保護 — 無料郵便物 — 選挙公報 — 掲載の申請 — 選挙公報の發送 — 選挙演説に対する保護 — 設備使用營造物の種類 — 使用申請書 — 使用の許可 — 使用許可の期間時間その他 — 料金徴收 — 選挙公營論 — 演説會施設の公營 — 公營の申請者 — 公營の範圍 — 公營の費用 — 選挙肅正委員會

#### 第一節 無料郵便と選挙公報

戸別訪問等は違法の選挙運動であります。それならば法の許した選挙運動は、どういふものかといへば、その主なるものは、演説による選挙運動と、文書による選挙運動であります。戸別訪問等を禁止したのは、それが他の各種の弊害を伴ふからであります。一つには普選法が、從來の情實因縁による選挙の積弊を打破して、専ら演説や文書による公明なる選挙を行はしめんと欲したからであります。

選挙運動の保護

その爲めには、これらの選挙運動に關して、特に保護獎勵の規定を設けてゐるのであります。即ち演説に關しては、公立學校その他の營造物の設備を使用せしめ、一定範圍の施設の公營をし、文書に關しては、選挙運動の爲めにする通常郵便物を、選挙人一人に付一通を限り無料で差出すことを得しめ、地方長官は議員候補者の政見書を掲載したる選挙公報を國の費用を以て發行することにしたのであります。

無料郵便物とは、議員候補者又は選挙事務長が、勅令の定むる所に依り、其の選挙区内に在る選挙人に對し、選挙運動の爲にする通常郵便物を、選挙人一人に付一通を限り、無料を以て差出すことを得るのであります。その重量は三十五グラム迄の無封の書狀か、私製葉書に限り、<sup>又</sup>特殊取扱とすることを得ないことは勅令に定めてあります。その他の詳細な事項は逓信大臣が定むることにしてあります。

無料郵便物の差出人は、議員候補者たる事が原則でありまして、選挙事務長は、推薦届出者が議員候補者の承諾を得ずして、選挙事務長の選任を爲したる場合に限るのであります。選挙事務長に異動があつた場合

## 無料郵便物

令第七十三條

令第七十五條

令第七十四條

に、まだ全部の選挙人に對して無料郵便物が差出してないときは、その残りの未だ差出されざる選挙人に對してのみ差出すことを得るのであります。

選挙公報といふのは、『地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ議員候補者ノ政見等ヲ掲載シタル文書ヲ發行スベシ』との改正法の規定によるものであります。衆議院議員選挙法施行令は新に第十二章ノ二を設け、選挙公報の發行に就て詳細の規定をしてゐます。

選挙公報は總選挙毎に一回之を發行するのであります。補闕選挙や再選挙には發行することを要しません。それは費用と手数が非常にかゝる上に、最長二十日最短十四日の選挙期間を認められてゐるに過ぎない補闕選挙や再選挙では、その印刷から宛名を書いて配達するまでの日子の餘裕が無いからであります。

選挙公報は選挙區毎に發行するのであります。印刷能力や交通機關の關係から、選挙公報を作成して送達するには、甚しい手数と日数を必要とし、これを困難とする様な事情にある選挙區に對しては、内務大臣

## 選挙公報

令第七十四條

條第二項

第四百  
條第四項令第八十  
七條ノ二令第八十七條  
ノ三第一項

同條第二  
項第三項  
昭和十年九月二  
日内務省告示第  
四百八十八號  
令第八十  
七條ノ八

掲載の申請

令第八十七條  
ノ三第一項

令第八十  
七條ノ四

④  
選挙公報とある。

同條第二項

の定むる所により、その選挙区の全部或は一部に關して、選挙公報を發行しないでもよいことになつてをります。尙無投票當選の場合には、選挙競争がないわけで、従つて選挙公報の發行は必要がないから、その事實が確定した時に、若しまだ發行送達が完了してゐなければ、その後の手續は中止するのであります。

選挙公報は地方長官が發行するのでありますが、それはその管轄區域である道府縣を區域とするのではなくて、選挙區毎に發行するのであります。地方長官は總選挙の期日の公布があつた後直に、掲載文申請の期日と、選挙公報發送の期日を告示しますから、議員候補者は選挙公報に掲載を受けんとする政見等を記載したる掲載文を具し、文書を以て地方長官に之を申請するのであります。この申請者は議員候補者に限り、推薦届出者はその申請が出来ないことに注意を要します。

この掲載文は字數三千を超ゆることを得ず、若し三千字を超えた場合は其の超過した部分を選挙公報に掲載しないのであります。掲載しないでもいゝばかりではなく、掲載してはいけないのであります。掲載文は

選挙公報の發送  
令第八十  
七條ノ六  
令第八十  
七條ノ七

令第八十  
七條ノ五

原文の儘を選挙公報に掲載するのであつて、誤りがあつても訂正をするわけにはゆかず、字數が超過したからといつて、要領を摘んで掲載してもいけないので、三千一字以後の部分に掲載しないのであります。但し掲載文が安寧秩序を紊し又は風俗を害するものと認むるときは、地方長官は内務大臣の指揮を請ふた上で、之を選挙公報に掲載せざることを得ます。若しその指揮を請ふの暇なきときは、地方長官が自己の意見に依り之を選挙公報に掲載せざることを得るのであります。

選挙公報は議員候補者毎に別の用紙に印刷して、且各候補者の分を綴り合すことなく、一枚一枚のものを一括して、豫め地方長官の指定する期日迄に、當該選挙區に於ける選挙人名簿に記載せられたる者に對し、名簿記載の住居に宛て、郵便を以て之を發送するのであります。これは一冊のパンフレットにするとか、一枚の大きな紙に印刷するといふことになるか、誰のを先にするとか、誰のが後になるとかいふ不公平が生じ配列の前後上下等に問題が生ずる虞があるので、別の用紙に印刷し編綴することなき様にしたのであります。それでもなほ重ねる場合に上に

令第八十七條ノ九

するとか下になるとかいふ問題は残ると思はれますが、若しこれらの事に關し、或はその以外の事で必要な規定は、地方長官がこれを設くることを得ることになつてゐます。その規定は選挙運動の爲にする公立學校等の設備の使用及其の使用に依る演説會開催の爲に必要な施設の公營に關し、應府縣令で必要な規定を設けることが出来る施行令第八十七條と同様に、勅令に定めた規定を補充する意味の規定に止め、それ以上の制限規定を設け得る趣旨ではありません。

### 第二節 公立學校等の使用

演説に依る選挙運動に關して、選挙法第四百十條が保護獎勵的の規定を設けてゐるのは、公立學校その他の營造物の使用を許可すべきことを命じ、演説會開催の爲に必要な施設を爲すべきことを命じてゐる點であります。これらの詳細の規定は凡て勅令に定められてゐるのであります。即ち施行令第十二章に、公立學校等の設備の使用及其の使用に依る演説會開催の爲に必要な施設の公營と題する第七十六條乃至第八十七

選挙演説に對する保護

設備使用營造物の種類  
令第七十六條

條がそれでありませぬ。

選挙演説會の爲に使用する事を申請されたならば使用を許可しなければならぬのは、市町村立、市町村組合立等の小學校、道府縣市町村立の中等學校等の公立學校の校舎講堂の外に、道府縣、市町村、市町村組合、町村組合、商工會議所又は農會の管理に屬する公會堂、議事堂の類であります。その外の營造物の設備を、地方長官は指定することも出来ません。議事堂にして、國又は公共團體の他の營造物の設備と同一建物内に在り、又は之と接近し若は近接し、其の使用に依り、國又は公共團體の事務に著しき支障ありと認むるものに付ては、豫め地方長官が指定すれば、その使用を制限し又は禁止することが出来ませぬ。此の指定をした時は直に之を告示しなければなりません。

これらの設備の使用を申請し得る者は、原則としては、議員候補者であり、推薦届出者が議員候補者の承諾を得ずして選挙事務長の選任を爲した場合に於てのみ、その選挙事務長が申請することを得るのであります。

使用申請者

令第七十七條

令第七十八條

その手續は、公立學校を使用せむときは、其の使用すべき學校の設備及日時を記載したる文書を以て、當該公立學校管理者に之を申請するのであります。それが市町村長である場合は、その土地で済むからよいのですが、道廳府縣立學校の管理者は地方長官ですから、わざ／＼その爲めに道府縣廳所在地まで、申請をしにゆかなければならぬ不便もあり、この場合の爲めに、地方長官はその管理者の權限を學校長に委任することを得ます。たゞその委任をしたときは直に之を告示しなければなりません。これは公立學校に限らず、公會堂、議事堂等の營造物の場合でも同じことで、その使用すべき設備及日時を記して當該營造物の管理者に申請するのです。

令第八十二條

この使用の申請書が到達したときは、公立學校管理者は、當該學校長の意見を徴して、其の許否を決定し、到達の日から二日以内に、申請者又は其の代人、及當該公立學校長に通知することになつてゐます。この使用の許否の決定といふのは、勝手に出来るわけではなくて、公立學校の授業又は儀式運動會その他の行事に支障ある場合は、使用を許可する

使用の許可

令第八十條

ことを得ないので、その他の場合は許可するのが法の精神であります。又設備に於ても教室、講堂、雨天體操場等を使用せしむることが、通常でせうが、職員室、事務室、宿直室、器械室、標本室其他公立學校長に於て著しき支障ありと認むる設備に付ては、其の使用を許可することを得ないのであります。若しこれらの使用の許可に關し、公立學校又は議事堂公會堂等の設備の管理者が、法規に違反し又は不當に使用の許可を爲し、又は爲さざるときは、使用の許可を取消し、又は地方長官自ら使用の許可を爲すことを得るのであります。この外に選挙運動の爲にする公立學校その他の營造物の設備使用に關して、必要な規定は、地方長官が設けることを得ます。

令第八十一條

令第八十六條

令第八十七條

使用許可の期間  
時間その他

令第八十一條  
第三號第四號

尙ほ使用を許可すべき期間は、選挙の期日の公布又は告示ありたる日から、選挙の期日の前日迄とし、使用の時間は、一回に付五時間を超ゆることを得ないのであります。これらの事も、議事堂、公會堂等の營造物使用に準用されるのであります。この場合公立學校長に該當する者がなければ、選挙演説に使用させては諸行事に支障あり、その設備に著

令第七十八  
條第二項

しき支障を來すと認むるのは、管理者自身の認定でよいのであります。同一議員候補者は、何回同じ學校を使用してもいいのですが、二回以上同一公立學校を使用せんとするときは、先の申請に對し許可せられたる使用の日を經過した後でなければ、更に申請を爲すことを得ず、初めから何日と何日とを貸して下さいと申請することは出來ないのであります。又同一公立學校を同一日時に使用すべき二以上の申請があつたときには、公立學校管理者は、先に到達したる申請書の申請に對して許可すべく、その到達が同時であるならば、既に使用を許可せられたる度数の少ない議員候補者の爲の申請に對し其の使用を許可し、其の度数も相同じるときには、申請者又は其の代人立會の上、抽籤に依つて其の使用を許可すべき者を決するのであります。

## 令第七十九條

料金徴收  
令第八十四條

公立學校や議事堂の場合は、使用料金は特別にとらないでせうが、公會堂の如き、設備の使用には一般に料金徴收の定めがあるものに關しては、其の料金を徴收することを妨げません。公立學校議事堂等の場合でも、設備の使用の準備か、其の後片付等に要する費用はかゝるので、そ

令第八十五條  
第一項第三項

## 選挙公啓論

れは使用の許可を受けたる者の負擔たる事を明かにしてあります。又これらの設備の使用に因り、其の設備を損傷したるときは、使用の許可を受けたる者に於て之を賠償し、又は原狀に復さなくてはなりません。

演說會開催の爲めに、公立學校公會堂その他の營造物を使用せしむることは、議員候補者にとつて非常な便利であるに違ひないのですが、それでも準備の費用や後片付の費用のみならず、電燈暖房その他設備の費用も相當かゝるのであります。それをもう一步進めて、選挙公報によつて、議員候補者の政見等を選舉人に公の費用で配付する様に、演說會の施設をも公の費用を以てするがよいといふのが、所謂選挙公啓論の主張であります。

選挙運動公啓の主張は、選挙運動が議員候補者の自由競争に任せられておればこそ、金をかける事の競争になり、選挙運動費用が増大すると共に、弊害も百出するのであるから、今でも適法の選挙運動といへば結局は演說と文書によるものに過ぎないのだから、それならば候補者の閱歴、政見等を選舉公報により一括して領布し、立札張札の馬鹿氣た競争

もやめて、一定場所に候補者名を公示し、演説會も公の設備と費用を以て、各候補者に平等の機会を與へて行ふといふことにして、一切の私的選挙運動を禁止するがよいといふのであります。昭和七年法制審議會の答申にも「選挙運動は公營を以て原則とすること」を、選挙運動費用の減少に關する事項として答申してゐるのでありますが、それより前、昭和五年の衆議院議員選挙革正審議會の答申にも、「揭示に依る選挙運動を公營とすること」及「演説會場の設備及演説會の揭示及告知を公營とすること」を掲げてゐたのであります。

改正選挙法に於ては、此等の答申にある様な廣い範圍の公營はせずに、『公立學校その他勅令を以て定むる營造物の設備』において開催する選挙演説會に就て、一定範圍の施設を公營し、各議員候補者が、その設備毎に一回づゝの演説會を、國庫の負擔によつて開くことが出来ることにしたのであります。即ち選挙法第四百十條第三項に於て、演説に依る選挙運動の爲に使用を許可すべき營造物の管理者は、法令の定むる所に依り、演説會開催の爲に必要な施設を爲すべきことを命じてをります。

演説會施設の公營

令第七十二條  
ノ二第一項  
第四百十  
條第三項

令第八十  
一條ノ三  
令第八十  
一條ノ二

公營の申請者

令第七十  
八條ノ二  
同條第二項  
同條第三項

そして施行勅令に於て、その施設の公營に要する費用は、その營造物の設備毎に議員候補者一人に付一回の公營の分を限り國庫の負擔とすることを定め、その他の費用は、演説會開催者が使用の前日迄に施設の公營に要する費用を納付したときに限り、照明、演壇、聴衆席等演説會開催の爲に必要な施設を爲すべきことを命じてゐます。暖房の施設を除く旨を特に掲げてあることを注意しなければなりません。

この演説會開催の爲に必要な施設の公營を申請する者は、原則として議員候補者に限り、たゞ推薦届出者議員候補者の承諾を得ずして選挙事務長を選任した場合は、その選挙事務長が申請することになつてゐます。その手續は、其の使用の前日迄に文書を以てその營造物の管理者に對して公營の申請を爲すのでありますが、公立學校等を使用せむとする申請書に附記してこれを爲してもいゝのであります。特別の事情があつて、管理者が使用の日の前日迄では困ると思へば、告示をしてそれより早い期限を付することも出来ます。その場合にはそれに従はなければならぬことは勿論です。

公營の範圍

令第八十一條ノ二第二項

令第八十一條ノ二第三項

同條第四項

令第七十二條ノ三  
令第八十一條ノ三  
一條ノ三

公營の施設の範圍は前に述べた如く、照明、演壇、聴衆席等演説會開催の爲に必要な施設(暖房の施設を除く)といふことに一應定めてありますが、其の程度その他必要なる事項は管理者に於て地方長官の承諾を得て之を定め、豫め告示することになつてゐます。天災其他已むを得ない事由があるときは、管理者はこれらの施設を爲さないでもいゝのですが、この場合には直にその旨を申請者に通知し、併せて地方長官に報告しなければなりません。地方長官に報告するのは、管理者が爲し得べき事項を爲さざるときは、地方長官が代つて之を爲すことがあるからであります。演説會開催者は例へば照明に關し電燈數を多くするとか聴衆席の莖を椅子にするとか、公營以外の施設を加ふることを妨げません。

これらの施設の公營に要する費用は、前述の如く營造物の設備毎に議員候補者一人に付一回の公營の分に限り國庫が負擔する外は、申請者の負擔でありますから、その使用の日の前日迄にその費用を、當該營造物管理者に納付しなければなりません。納付しなければ管理者は施設の公營をなさないでよいのであります。公會堂の如き使用料金がきまつてる

令第八十三條第二項  
令第八十一條ノ三第二項  
衆議院議員選挙法施行規則別表

公營の費用  
第七十二條ノ四  
第七十二條ノ三第二項

もので、その料金の中に施設の公營に要する費用もこれに包含してゐる場合には、この料金を以て施設の公營に要する費用と見做すのであります。その外の費用の額は、内務大臣の定むる規準に従ひ地方長官の承認を得て之を定め、豫め告示するのであります。その内務大臣の定むる規準といふのは、昭和九年十一月の内務省令で、公立學校講堂百五十坪以上のもの晝間四圓、夜間甲九圓、乙六圓五十錢以下、教室三十坪未満晝間一圓、夜間甲三圓、乙一圓五十錢以上の間各種類に分けて定めてゐるのであります。此の場合施設の公營に伴ふ準備及後片付の費用は公營の費用に包含せられてゐるのであります。

これらの施設の公營に要する費用は當該公共團體の經費を以て之を経理するので、申請者からの納付金は當該公共團體の収入とし、國庫が負擔すべき場合は、當該營造物の設備の管理者の定めた費用の額に依り、國庫から當該公共團體に對し之を交付するのであります。尙申請者の納付金は、天災其他已むを得ざる事由で施設の公營をなさざるとき、又は申請者が使用の前日迄に使用をなさず或は施設の公營を受けざる旨



令第八十一條  
ノ三第三項  
第四項

選挙肅正委員会

を、管理者に申出たときは之を還付するのであります。特別の事情あるときは、地方長官の承諾を得てこれと異つた期限を定めることも出来ます。

選挙肅正委員会は、選挙の肅正を圖る爲めに、道府縣毎に設けられ、地方長官の監督に屬し、その諮問に應じて、選挙に關する弊害の防止、公正なる選挙觀念の普及、及其の他選挙肅正に關する事項を調査審議する機關であります。もう一つ選挙公報の實施に關する事項をも、その職能任務とされてゐるのであります。即ち前述の選挙演説會場設備の使用、施設の公營、又は選挙公報の發行に關し、施行令を定むるもの、外必要な規定を設くる場合などには、地方長官はこの委員会に諮問して決すべきでありませうし、その他これらの事項の實施に關して、本委员会は調査審議し、又は意見を提出することを得るのであります。

### 第十一講 演説文書に依る選挙運動

合法的選挙運動——選挙公報發行區域に於る制限——推薦狀の發送——文書圖畫の制限——頒布の方法——立札看板の類——演説會告知の選挙文書——引札張札——演説に依る選挙運動——第三者の選挙運動——演説文書による選挙違反

合法的選挙運動

選挙法が選挙運動に就て種々の制限を設けたり、無料郵便物や選挙公報、公立學校等の使用及びその設備の公營を定めたりしてゐるは、畢竟するに選挙運動を演説及び文書によるものたらしめんが爲であります。選挙法の豫想してゐる合法的の選挙運動は、結局のところは演説文書による選挙運動の外にはないのであります。

#### 第一節 文書による運動

選挙公報發行區域に於る制限

併し乍ら改正法では、選挙公報を發行する區域に於ては、議員候補者

第九十八條ノ二

又は選挙事務長が無料郵便による通常郵便物を出すのはよいのでありますが、その外には、演説會告知の爲にする文書及び第三者の推薦状を除き、選挙運動の爲文書圖畫を頒布することを得ません。そうしますと、選挙運動員の爲し得る文書に依る選挙運動といふのは、無料郵便の表書きをすることか、演説會告知の爲にする文書の頒布の外にないことになります。これは恐らく選挙運動費の節約を目的とすると共に、選挙の公營により、選挙の私營を禁止する第一歩を踏み出したものと解釋すべきであります。

推薦状の發送

推薦状の發送は文書に依る選挙運動の主たるものですが、議員候補者等は無料郵便による通常郵便物の中に一回だけ封入することを得るので、その他は第三者でなければ推薦状を出せないわけです。

推薦状とは、『特定又は不特定の選挙人に對し特定人を議員候補者として推薦する趣旨を記載した文書であつて、特定又は不特定の選挙人に到達せしめ其の受けたる者に於て推薦者の何人なるやを知ることを得べきものを指稱す』といふのが、大審院の公定解釋でありますから、新聞紙

の號外として或る候補者の立候補を報じ、これを賞揚する趣旨の記事を掲げた如きものや、立看板貼札の類に、特定人を議員候補者として推薦する旨を記載したものは、推薦状による選挙運動とはいへぬといふ判例になつてゐます。推薦状を發送することを依頼する行爲も、推薦状を起草する行爲も、推薦状に依る選挙運動だと解されてゐますが、他人を推薦状に連名させる爲めに加入せんことを勧誘する行爲自身は、法の禁ずる所ではありませんが、その方法が戸別訪問になつたり、電話に依ることとはいけないことになつてゐます。

選挙公報を發行しない交通不便の例外的區域、選挙公報を發行しない再選挙や、選挙に於ては、一般に選挙運動の爲にする文書圖畫の頒布及揭示が許されてゐるわけですが、これも内務大臣の命令を以て制限されてゐます。即ち選挙運動の爲め使用する文書圖畫は、信書、名刺、引札、貼札、立札、看板の類であります。選挙運動の爲め文書圖畫を頒布し又は貼付し若は揭示する者は、表面に其の氏名及住居を記載しなければなりません。これは議員候補者、選挙事務長、選挙委員の外の人がして

文書圖畫の制限

第百條

既規第四條

頒布の方法

取規第五條  
第六條第二項

はならない選挙運動ではありますし、これらの人が制限規定に反することなからしむる爲めに、その責任を明かにする意味からであります。信書や名刺及び選挙事務所に貼付し又は掲示するものに付ては、その點は明かになつてゐますから、特にこれを必要としないのであります。

選挙運動の爲め使用する文書圖畫を頒布する方法は、演説會告知の爲めにする引札及新聞紙の廣告を除いては、郵便に依るの外は禁ぜられてゐます。演説會告知の爲め使用する文書と雖も、航空機（人の搭乘し得ざる氣球の類を含む）に依り之を頒布し又は掲示することを得ません。

航空機からピラをまき、廣告球によつて掲示する類の事を指すのであります。推薦状は信書であつて、その色彩形式を問ひませんが、選挙運動の爲め使用する名刺の用紙は白色のものに限り、これも郵便に依る外頒布出来ません。住居に配れば戸別訪問、往來で渡せば個々面接の罪になります。

立札看板の類

取規第十條  
取規第九條  
取規第十一條

選挙運動の爲め使用する立札、看板の類には、議員候補者及其黨派別の外記載することを得ず、且白色に黒色を用ひたるもの限り、縦二米

七十三糎（約九尺）横六十一糎（約二尺）を超ゆることを得ません。そしてその數は議員候補者一人に付、通じて百五十箇以内とし、且選挙事務所を設置したる場所の入口より百九米（約一町）以内の區域に於ては、通じて二箇を超ゆることを得ないとしたのは、恐らく近くに澤山立て、氣勢を副へることを虞れてゝありませう。

同第五條  
第五號

取規第十二條

選挙運動の爲め使用する立札、看板の類には、選挙事務長の届出をした選挙區内の警察署の檢印、演説會告知の爲め使用する張札には演説會場所在地所轄の警察署の檢印を受けなければなりません。また他人の土地又は工作物に演説會告知の爲め使用する張札を貼付し、立札、看板の類を掲示する場合には、その土地又は工作物の管理者の承諾を得なければなりません。この場合問題になるのは、この承諾を得る爲めの訪問が、戸別訪問になりはしないかの疑ひがあると共に、この承諾を與へること或は承諾を拒否することが、特定候補者の當選を得しめ又は得しめざる目的を以てする所の行爲として、選挙運動と見做されはしないかといふ虞れであります。

演説會告知の選挙文書

演説會告知の爲めにするものは、選挙文書の内で特殊の取扱ひを受けてゐるのであつて、他の文書圖畫は郵便に依るの外頒布することを得ないのに、これに限つては郵便に依らなくてもいゝとか、一般にはポスター類を禁止してゐるのに、演説會告知の爲めに使用する張札は許してゐるのであります。

取規第七條

引札張札

第六條  
第八條  
第五條第三號  
第五條第一號

演説會告知の爲め使用する文書には演説會の日時、場所、出演者及演題並に議員候補者及其の黨派別の外、政見とか推薦文とかを記載することを得ません。そして引札は長三十一糎(約一尺)幅二十二糎(約七寸)、張札は長九十四糎(約三尺一寸)幅六十四糎(約二尺一寸)を超えてはいけませんし、色は二度刷又は二色以下でなければなりません。張札の數は演説會一箇所に付三十枚を超ゆることを得ず、選挙の當日に限り、投票所を設けた場所の入口から三百二十七米(約三町)以内の區域に於て引札を頒布し、又は張札を貼付し若は掲示することを得ないのであります。但し演説會告知の爲め新聞紙の廣告に依り又は引札を郵便に依り頒布する場合は此の限でありません。

第五條第二號

張札は演説會告知の爲め使用するものか、演説會の爲め演説會場内に於て使用するものに限り、議員候補者の氏名或は所屬政黨を標示し、或はその政見を示すが如き、所謂選挙ポスターの類を禁じたのは、ポスター競争による選挙運動費用の膨張を制せんが爲めでありましたが、諸外國の實情に考へても、ポスター利用の現状を見ても、選挙を朗かにし、民衆の選挙關心を高め、蔭に隠れて行はるゝ選挙運動を、此の如き現れたるものに轉ぜしむる方がいゝのではないかと思ひます。

選挙運動の爲めにする文書中、演説會告知の爲めにするものを特別に扱つてゐることは、結局に於て文書戦は第三者の推薦狀と、地方長官の發行する選挙公報に限られ、選挙運動員の爲し得ることは候補者名を書いた立看板を掲示することだけになつてしまふのであつて、選挙運動は演説會を開催し言論戦を以て争ふ以外にないといふことを意味するのであります。

第二節 演説による運動

演説に依る選挙運動

演説に依る選挙運動といふのは、議員候補者又は選挙事務長開催の演説會に於て、出演者として選挙演説をすることは勿論、自ら演説會の主催者となり、演説を爲すに付必要な演説會場の借入其他の準備行爲をなすのも、亦演説に依る選挙運動たるを失ひません。大審院の解釋では「演説に依る選挙運動とは、特定の議員選挙に付特定の議員候補者をして當選を得しむる目的を以て、多衆集會の場所に於て其の多衆に對し直接同時に口頭を以て一定の事項を講談論議し、其の候補者の當選を斡旋する一切の行爲を汎稱す」るのでありますが、選挙人を多數招いて集會者一同に對して特定の議員候補者に投票すべく依頼する挨拶をなすが如きは、演説とはいへません。

演説會に對する制限は、文書圖畫に對する制限の様にはされておません。改正法が選挙演説會に出演し得べき者の數を議員候補者又は其の代理者を除き三人に制限したのは、選挙に際し押しかけ辯士の襲來を防止する政黨側の都合から來てゐるに過ぎません。罰則の規定を見ると、選挙演説を妨害したる者は四年以下の懲役若は禁錮又は三千圓以下の罰金

出演者數の制限

第九十八條ノ三  
第九十五條第二號

第三者の選挙運動

第九十六號

第三者運動の制限

令第五十七條ノ三

演説文書による選挙違反  
第二百二十五條

に處せられますから、これにより間接に演説が保護されてゐるわけでありませぬ。

演説又は推薦狀に依る選挙運動は、議員候補者、選挙事務長、選挙委員等の法定選挙運動者によつて行はるゝことは勿論であります。この二つの選挙運動に限つては、これらの法定選挙運動者に非る者、即ち所謂第三者も、これを行ふことが許されてゐます。政黨も法定選挙運動者ではないのですから、おかしいことには、この第三者の扱ひを受けて、演説と推薦狀による選挙運動だけが出来るのです。

改正法が第三者の運動を、勅令に定むる範囲内に限るとしましたが、勅令の定むる制限は、演説又は推薦狀に依る選挙運動を爲す場合には、戸別訪問や個々面接や電話に依つたり、演説會告知の爲めにする場合を除く外、新聞紙又は雑誌を利用することを得ない點であります。演説又は推薦狀に依る選挙運動を爲すに付、強て議員候補者又は選挙事務長の承諾を求むるを得ない事は云ふ迄ありません。

演説、新聞紙、雑誌、引札、張札其他何等の方法を以てするに拘らず、

第二百二十六條

買収その他の選挙犯罪を煽動したれば、一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金、又當選を得又は得しむる目的で議員候補者の身分、職業又は経歴に關し虚偽の事項を公にしたるとき、反對に敵方の候補者の當選を得しめざる目的を以て、議員候補者に關し虚偽の事項を公にしたるときは、二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處せられるのであります。選挙公報に掲載すべき文書に於てこれを爲したるときも同じであります。

第二百二十五條  
五條俱書

尙新聞紙雜誌にあつては、其の文章を記述し掲載せしめた者のみならず、其の編輯人及實際編輯を擔當したる者も共同正犯として罰せられるのであります。新聞紙雜誌が新聞紙法により、その他の印刷したる文書が出版法を適用されることは勿論でありますから、一般にその内容が風俗を害し安寧秩序を紊すことを得ず、出版届出をなさなければならぬ等の制限があり、演説による選挙運動は同時に治安警察法の取締を受けるのでありますから、集會の届出はしないで、警察官の臨監を受けなければならず、屋外集會や屋外運動も取締を受けるのであります。

### 第十二講 選挙運動の取締

選挙法罰則——買収行爲——第一百二十二條の罪——目的——當事者——行爲——供與の受諾と要求——交付と交付の申込約束——變應接待——事後の報酬供與——利害關係による誘導——特殊直接の利害關係——選挙關係官吏の嚴罰——選挙ブローカーの嚴罰——議員候補者當選人に對する買収——收受したる利益の沒收——選挙の自由妨害——暴力威力拐引——交通の妨害——集會の妨害——演説の妨害——偽計詐術其他の不正——利害關係による威逼——多衆集會——官吏吏員による選挙干渉——投票表示の要求——職務懈怠

#### 第一節 買収の罪

選挙運動を制限して、戸別訪問その他の行爲を禁止した結果、これに違反するものに刑罰を加へるといふ様に、一般の人に對するものもありますし、議員候補者や選挙事務長はどういふことをしなければならぬと

選挙法罰則

相対的  
多岐多岐

買収行爲

いふ様に一定の人に義務を負はせて、これを刑罰によつて、その履行を強制してゐるものもありますが、結局に於て、選挙罰則は選挙を公正嚴格に法規の命ずる通りに行はしめんが爲めに、選挙法に違反したものに對して刑罰を加へるのであります。この選挙罰則の主なる部分は、選挙運動取締りに關係するものであります。その内でも、買収行爲が一番問題になるのであります。その外にも暴力等を以て選挙運動の自由を妨害する行爲も罰せられることは勿論であります。近年の選挙場裡は、昔年の如く暴力威力によつて蹂躪されるよりも、遙かに廣汎に深刻に、金力財力、利害關係の利用によつて汚されてゐるのであります。

選挙犯罪の大部分は買収行爲であり、選挙界の腐敗といふのも結局この買収行爲の爲めであります。従つて選挙法改正の度に、この問題に付ては、必ず修正を加へ、足らざるを補ふと共に、規定を細かにし、罰を重くしてゐるのであります。併し乍ら買収犯罪は選挙犯罪の大部分を占めてゐることは依然たるものであり、その數が激増しつゝあることは次の表を見ても明かであります。

年	選挙人總數	犯罪數	買収犯罪	犯人	共	他
明治二十三年	159	131				28
同 二十五年	126	95				31
同 二十七年	359	254				105
同 三十一	229	189				40
同 三十一	364	258				106
同 三十一	339	310				29
同 三十五年	1,202	1,004				198
同 三十六年	487	424				63
同 三十七年	202	171				31
同 四十一年	1,427	1,338				89
同 四十五年	3,472	3,329				143
大正四年	7,437	7,278				159
同 六年	23,208	22,932				276
同 九年	5,393	5,266				127
同 十三年	14,363	13,986				337
昭和三年	10,401	8,844				1,557
同 五年	18,010	17,213				797
同 七年	6,842	6,446				396

買収行爲といふのは、選挙人又は選挙運動者が選挙に關して或行爲を  
するとか、しないとかいふことの代りにその代償として法の許さない利  
益を與へることでありまして、直接金錢物品等を與へる狹義の買収の外  
に、利害關係による誘導や、これらの行爲の周旋、勧誘等を含んでゐる  
のであります。これは國民の選挙權を行使するに當つては、選挙人が良

心に従ひ自由に判断すべきで、苟も利益に依つて左右さるゝが如きことがあつてはならぬからであります。

間違ひや誤解があつてはいけませんから、一讀したゞけては容易に判り難いのでありますが法文を其のまゝ掲げますと次の通りであります。

第一百十二條の罪

第一百十二條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢、物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與其ノ供與ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ饗應接待、其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタルトキ
- 二 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ
- 三 投票ヲ爲シ若ハ爲ササルコト、選舉運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者

第一百十二條 第一號の罪

- ニ對シ第一號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ
  - 四 第一號若ハ前號ノ供與、饗應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、第一號若ハ前號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第二號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ
  - 五 第一號乃至第三號ニ掲クル行爲ヲ爲サシムル目的ヲ以テ選舉運動者ニ對シ金錢若ハ物品ノ交付、交付ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ選舉運動者其ノ交付ヲ受ケ若ハ要求シ若ハ其ノ申込ヲ承諾シタルトキ
  - 六 前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ
- 選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ四年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同シ
- 先づ第一號から説明する爲に、この條文を、當事者と行爲とその目的に分けて表の如くして示すと次のやうになります。





## 目的

即ち議員候補者自らが當選を得んとするか、選挙運動者が議員候補者をして當選を得しめんとするか、議員候補者なり選挙運動者が、相手方の議員候補者をして當選を得ざらしむる目的を以て、選挙人や選挙運動者に對して、下記の如き行爲をなすときに買収犯罪として罰せられるのであります。それ故これは目的罪でありまして、そういふ目的を以てなされ、ば罪になり、同じことをしても、その目的でなされなければ罪にならないので、面倒なのであります。

## 當事者

議員候補者といひましたが、未だ立候補しないでも將來議員候補者たらんとする者が、自分の當選を期する目的である場合も、無論含んでゐますし、又こゝにいふ選挙運動者は選挙事務長によつて選任された選挙運動者に限らず、所謂第三者が演説又は推薦状によつて此等の行爲を犯したときも、又戸別訪問等など法の禁ずる行爲による潜行選挙運動者でも、凡て實質的に候補者の爲め選挙運動を爲す者を指すのであります。

## 行爲

金銭物品其他の財産上の利益の供與といふのは、金銭物品は勿論、債權の棒引、債務の免除、自分の方に損のゆかぬ債務の保證や、取引の開

始の約束等、財産上の價值のあるものは凡て含むので、それも主觀的に價值があれば買収行爲の目的物になるので、それが他人には無價值のものであつても、法律的には供與の行爲が當然無效の場合でも、買収罪が成立します。

公私の職務供與は財産上の價值といへませんから別に掲げてあり、妾を周旋するが如きも、財産上の利益の供與ではありませんが、饗應接待として罰せられるのです。相手方をして自己の勞務を利用せしむることは財産上の利益の供與であることは勿論で、醫者が相手方を治療してやるとか、相手方の辯護人となるが如き場合も、當選させる目的を以てされたなら買収になります。それが本當は醫者や辯護士の資格がなかつたりした場合でも、その約束が後日取消された場合でも、本罪の成立には影響がありません。そしてそれは現實に供與されなくても、申込や約束だけでよく、例へば選挙人に對し禮金を支拂ふべきことを申込んだ以上は、その金額が確定しなくてもいゝのです。

## 供與の受諾と要求

選挙に於ては、候補者又は選挙運動者の側から、利益を以て選挙人等

第一百十二  
條第四號

を買収し誘惑するのが、怪しからぬと同時に、利益を得て投票を賣り、誘惑に應ずる選挙人等の側も、選挙の公正を害し、選挙界を腐敗せしむるの罪は同じであります。殊に選挙界の實情、積弊の然らしむる所から、選挙人の側から利益を要求し、賣込みをなすが如きことも行はれてゐるのでありますから、これも同様に取締らなければなりません。そこで第四號に於て供與、饗應接待を受け若は要求し、申込を承諾した者も、同様に處罰するのであります。

又選挙運動者の中には、直接に自身の收得に歸せしめずして、他人を買収する爲に金錢又は物品の交付を受け、交付の申込若は約束を爲すものもありますから、これは供與ではありませんが、これを取締らなければ、買収行爲は跡をたちませんから、選挙運動者に対する交付行爲自身や、交付の申込若は約束と共に、選挙運動者側から交付を受け、交付の要求若は承諾した者を凡て處罰して、買収未遂行爲とその共犯をも罰することにしたのであります。

饗應接待

公私の職務の供與に關しては、別段の説明を要しませんが、饗應接待

交付と交付の申  
込約束

第一百十二  
條第五號

といふのは、饗應と接待との二つの觀念ではなく、饗應接待といふ一つの觀念であります。酒食遊覽其の他の遊興を提供して、相手方に慰安快樂を與ふることを云ふのでありますから、多くの場合は財産上の利益の供與をも含みますが、例へば婦女をして媚を呈せしめ色を賣らしむる如きは、通常行はるゝ財産上の利益供與でない所の饗應接待であります。事實上問題になるのは、この饗應接待が當選を得若は得しめ又は得しめざる目的で行はれたかどうかの點であつて、年始の祝儀や、結婚披露の祝宴など一般社交上の儀禮が、選挙期間及その前後に行はれた場合であります。苟も此の如き目的を以て行はれない以上は、これらの饗應接待は犯罪を成立せしむるものではありませんから、選挙違反の檢舉に當るものは、濫りに一般社交上の儀禮に迄干渉して平穩なる社會生活を攪ざらんことを期せねばなりません。

第一號の行爲は豫め利益を以て選挙人又は選挙運動者を釣り、其目的とする行爲を爲さしめんとするものであります。選挙人又は選挙運動者がした行爲に對する事後の報酬として利益を供與し、交付する場合も

事後の報酬供與

罰せられるのであります。即ちその報酬の性質は、(一)投票を爲したること又は投票を爲さざりしこと、(二)選舉運動を爲したること、選舉運動を止めたること、(三)以上各行爲に付周旋勸誘をなしたることでありまして、報酬の供與の側のみでなく、これを受け若は要求したものの、及びこの事後の報酬として饗應接待をなすもの、受けるもの、要求するものも罰せられ、これらの行爲を爲さしむる目的を以て選舉運動者に對し、金錢若は物品の交付、交付の申込若は約束を爲し、又は選舉運動者其の交付を受け、若は要求し、若はその申込を承諾したるときは、凡て所罰されるのであります。仍ほこれらの行爲を周旋し、勸誘を爲したのも同罪であります。

第四號

第五號

第六號

利害關係による  
誘導第一百十二  
條第二號

第二號に掲ぐる所は、第一號の狹義の買收行爲と、目的及び當事者に於ては同じであります。その行爲が、其の者又はその者の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附其の他特殊の直接利害關係を利用して誘導を爲したときであります。例へば

第四號後段

選舉人の村の用水路を改修するから、我黨代議士に投票せよとか、選舉人に對して小作條件を寛大にし、債權の取立を猶豫するから誰々を選舉してくれとか、此の村の社寺學校に寄附するから自分に投票しろとか、當選の曉には會社に何々を許可するから選舉せよといふ様なものがそれであります。尙ほその誘導に應じ若は之を促した者が罰せられるのは買收の場合と同じであります。

今日の選舉運動の實際を見ますと、此の利害關係の誘導は可成り廣く行はれてゐますので、選舉演説や政見發表に、選舉人の關係ある地方の爲にする道路の改良、港灣の修築、鐵道の敷設、學校の建設、河川の改修、國有林野の拂下げ、經營事業に對する國庫補助といふ様な所謂地方問題が多きを占めてゐるのであります。併し乍らその凡てを禁ずるのではなくて、特殊直接の利害關係だけを罰するのであります。何が特殊の直接利害關係であるかは、その場合に各般の事情によつて決すべきものであつて、法文に掲ぐる『其の者又は其の者に關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する云々』といふのはその例示であります。

特殊直接の利害  
關係

大正十三年(れ)

第一二二六號

何故に特殊直接の利害關係を利用して誘導することを以て犯罪とするかといへば、衆議院議員たるものは、國家の選良たるべくして、一地方又は自己を選出した人々の利益の代表者であつてはならぬからであります。此の點に關しては、大審院が判例により明快に説明してゐますから、引用すると次の如くであります。

衆議院議員ハ各選舉區ニ於テ選舉セラル、モノナリト雖其ノ選出セラレタル議員ハ國家ノ選良トシテ國政ニ參與スルモノニシテ宜シク國家全般ノ利害ヲ達觀シテ其ノ職務ヲ行フヘク固ヨリ自己ノ選舉區タル一地方ノ代表者ヲ以テ目スヘキニ非サルカ故ニ議員カ選舉人又ハ選舉運動者ノ委囑ヲ受ケテ自己ノ選舉區ニ特殊ナル地方的利益ノ増進ヲ圖ルカ如キハ其ノ職務ノ性質上決シテ之ヲ許スヘキモノニ非ス是ヲ以テ衆議院議員ノ選舉ニ際シ議員候補者カ投票ヲ得ルノ目的ヲ以テ國家ノ利害ニ關係ヲ有スル具體的政策問題ニ付公然其ノ主義政見ヲ發表シ又ハ其ノ抱負主張ヲ披瀝シテ選舉人又ハ選舉運動者ノ贊同ヲ求ムル場合ニ於テ其ノ主義政見ガ之ヲ客觀的ニ觀察シ主トシテ國家ノ政策問題タル性質ヲ有スルニ於テハ其ノ政策カ延テ地方ノ利害ニ關係ヲ及ホスコトアリトスルモ固ヨリ

選舉法違反ヲ以テ問擬スヘキニ非スト雖之ニ反シテ其ノ利害ノ關係カ主トシテ地方的利害ニ限局セラレ其ノ地方ニ於ケル住民ニ對シ特殊ノ利害ヲ及ホスヘキ事項ヲ利用シテ選舉人又ハ選舉運動者ヲ誘導スルノ行爲ハ選舉ノ公正ヲ紊ルモノニシテ假令其ノ事項カ獨リ此等一地方ノ利害ノミナラス延テ國家全般ノ利害ニ多少ノ影響ヲ及ホスコトアリトスルモ所謂利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルモノト謂ハサルヘカラス而シテ或事項カ地方的特殊ノ利害問題ナリヤ將又國家一般的ノ利害問題ナリヤハ主トシテ其ノ利害關係ノ及フヘキ範圍ノ廣狹ヲ基準トシテ一ニ裁判所カ諸般ノ事情ヲ綜合考覈シテ之ヲ判定スル外ナキモノトス

これらの買收行爲は、選舉界を腐敗せしむる惡むべき行爲であるのに、若しそれが選舉事務關係者によつて行はれたらば、選舉の公正を害し、その弊害一層甚しいのでありますから、此の如き行爲に對しては特別の規定を設けて嚴罰を以てこれに臨むことにしたのであります。選舉事務に關係ある官吏といへば、地方長官を初め、その命に依り選舉事務に従事する書記官、事務官、縣廳の屬の如きがそれであり、選舉事務に關係

選舉關係官吏

員の嚴罰

第一百十二  
條第二項

ある吏員といへば、市町村長、市町村書記を指すのであつて、内務大臣及その補助機關たる内務省の官吏を含まないといふ解釋を歴代政府がつてゐるのであります。警察官吏といふのも警視總監、警察部長、警視、警部、警部補は勿論、待遇官吏たる巡査も含めていふのであります。選舉事務に關係ある官吏の場合は、當該選舉に關すれば、その關係區域内と否とを問はないのであります。警察官吏の場合は其の關係道府縣内の選舉に關する場合に限り、普通の者よりも重い刑罰に處するのであります。關係道府縣といふのは、その者の所屬する廳府縣の所轄區域のみでなく、若し他府縣へ應援の爲めに派遣された場合、その出先で買収を行つたらば、やはり關係道府縣と爲ることはいふを俟ちません。これを嚴罰にするのは、説明する迄もなく、官吏の選舉干渉を防ぐ爲めであつて、選舉の自由は選舉人の心理環境に依存することが多いのに、選舉を監理し、選舉運動を取締る官憲が違反行爲を敢てしたのでは、選舉の公正を紊るこれより甚しきはなく、選舉制度の根本を覆すことになるからであります。

選舉ブローカー  
の嚴罰  
第一百十二  
條ノ二

多數人の投票を一時に動かす點に於て、官憲の選舉干渉に劣らぬものに所謂選舉ブローカーの買収行爲があります。普通選舉制の採用と共に選舉人が急激に増加した爲めに、特に此の如き買収業者とも稱すべきものが發生し、或は發達したのであります。これこそ選舉界を此の如く廣き範圍に亘り腐敗せしめたバチリスともいふべきもので、これが剽滅を期すべく特に此の如き行爲に對して嚴罰を以てしたので、法文は左の如くであります。

第一百十二條ノ二 左ノ各號ニ掲グル行爲ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁

錮ニ處ス

- 一 財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三項、第五號又ハ第六號ニ掲クル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキ
- 二 財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ請負ヒ若ハ請負ハシメ又ハ其ノ申込ヲ爲シタルトキ

前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ノ罪ヲ犯シタル者常習者ナルトキ亦前項ニ同シ

即ち財産上の利益を圖る目的をもつてゐること、一時に多數の選舉人又は選舉運動者に對してなさるゝことが、その要件であります。そしてその行爲としては、買收行爲を自らする場合のみならず、他人をしてこれを爲さしめ、自ら之を爲すことを請負ひ、或は他人にこれを請負はしめること、及びそれを申込むことであります。第二項に掲げたのは買收行爲常習者であります。これは必ずしも財産上の利益を圖る目的を必要としないのですが、常習者であれば多くの場合これを伴ふてせうし、萬一利益を目的としないでも反覆累行の習癖をもつてゐる常習者の如きは、財産上の利益を目的とする選舉ブローカーと同程度の惡質者として嚴罰に處すべきであるからです。これらの買收業者や買收常習者は、絶えず各種の選舉が行はれてをり、政黨腐敗、選舉人無自覺の現状では、盛に活躍する餘地があり、非合法の職業として成立ち得るので、刑罰の危険を冒して敢てこれをしてゐるのであります。

議員候補者當選人に對する買收行爲  
第百十三條

選舉人、選舉運動者に對する買收行爲よりも、その範圍は狭く、多數を一度に買收するといふ様なことはありませんが、一層深刻に選舉に影響を及ぼすのは、議員候補者を買收し、又は立候補を斷念させ、當選人をして當選を辭せしむる爲めに報酬を約束するといふ様な犯罪であります。これは從來もありましたが、普選法が、候補者届出の制度や、無競争當選の制度を設け、次點者を補充當選せしむる範圍を擴めた結果、今迄よりも更に此の種の、直接に候補者や當選人を買收する犯罪が多く行はれる懸念があるのであります。そこで選舉人又は選舉運動者に對する買收罪よりも刑を重くして、舊法では同一條文であつたのを第百十三條に獨立させたわけです。これも狹義の買收罪や利害關係の誘導があるのみならず、事後の報酬を罰し、供與饗應接待を受ける側、要求した者、周旋又は勧誘を爲した者を包含することは、選舉人の買收の場合と同じく、關係官吏吏員の嚴罰も一層必要であります。これには性質上選舉ブローカーや常習者の嚴罰は無いのであります。

第百十三條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ四年以下ノ懲役若ハ禁錮又

ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メシムル目的ヲ以テ議員候補者若ハ議員候補者タラムトスル者ニ對シ又ハ當選ヲ辭セシムル目的ヲ以テ當選人ニ對シ第十二條第一項第一號又ハ第二號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ

二 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メタルコト、當選ヲ辭シタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者タリシ者、議員候補者タラムトシタル者又ハ當選人タリシ者ニ對シ第十二條第一項第一號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ

三 前二號ノ供與、饗應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、前二號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第一號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ

四 前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ  
選挙事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選挙ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ四千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係道府縣内ノ選挙ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同シ

以上の廣義の買収罪が行はれた場合に於いて、收受した利益はこれを

收受したる利益  
の没收  
第百十四條

没收し、收受した利益の全部又は一部を没收することが出来なければ、その價額を追徴するのであります。即ち買収された側、供與饗應接待を受けた者の收受した利益は、不法に獲得したもので、犯人にその不法な利益を享受せしめぬ趣意は、刑法における收賄者に對する規定と同じであります。併し乍ら均しく收受した利益ではあつても、金錢物品以外の財産上の利益中には、債務の免除とか、公私の職務といふやうなものは、没收することは出来ませんから、従つてこれらの利益は追徴するわけにもゆかないのです。追徴は没收を爲し能はざる場合に行ふといふのは、本來没收の目的たり得る利益があつて、しかもその場合既に犯人の手になくて没收出来ないときに行ふのですから、初めから没收し得ざる利益は假令價額を有するものでも之を追徴することは出来ません。例へば饗應接待における女中や藝妓の給仕接待に要した費用とか部屋代といふやうなものは、没收の目的たり得ませんから従つてその價額を追徴し得ないのです。

選挙の自由妨害  
第百十五條

## 第二節 選挙妨害と選挙干渉

買収罪の方は利益を以て誘ふのでありますが、反対に暴力威力を以て脅かす等不正の方法により選挙の自由を妨害する行爲も罰せられなければなりません。第百十五條はその規定でありまして、三つの種類に分けられます。即ち(一)選挙人等に暴行若は威力を加へ又は拐引したるとき、(二)交通若は集會の便を妨げ又は演説を妨害しその他不正の方法を以て選挙の自由を妨害したとき、(三)選挙人等の特殊利害關係を利用してこれを威逼したるときであります。

選挙の自由といふのは、選挙人が外部の不正な影響から、何人に投票しようかといふ心持を亂されない投票の自由と、選挙人に公正な判断をさせるのに必要な材料を與へるべき選挙運動の純正を保つことを意味するのであつて、この選挙の自由が妨害されたのでは、選挙人の意思判断を投票に問ふところの選挙そのもの、意味が無くなつてしまふのですから、それが利益の誘惑であらうと、暴行威力の脅迫であらうと、刑罰を

暴行威力拐引  
第百十五  
條第一號

以て禁じ、選挙の自由を法を以て保護しなければならぬのであります。

選挙の自由を妨害する力の第一は暴行、威力、拐引であります。暴行といふのは暴行の結果傷害の結果を生ずると否とを問はず、例へば演説會場で蛇を投げるのも暴行であり、威力といふのは、主人が従僕に對し、傭主が被傭者に對し、債權者が債務者に對し、父兄が子弟に對して投票の指圖をしたりする場合には威力が加はるものと解せられます。拐引といふのは、例へば選挙の當日、朝から相撲見物に誘ふとか、前の晩から温泉場に泊りにゆき投票をさせないとかいふ類であつて、暴力や威力ではなく甘言か誘惑を以て連れ出すことを意味するのです。

これらの行爲は選挙に關係なく行はれても、普通刑法の暴行罪、脅迫罪、逮捕監禁罪、或は警察犯處罰令等の適用を受ける犯罪であります。特に選挙に關して行はるゝ場合本條に觸れるのであつて、選挙の自由を妨害するに於て、買収罪よりも惡辣の程度が甚しいわけですから、一層刑を重くしてあるのであります。選挙に關してといふのは、必ずしも選挙の時期に行はれないでも、その前後を問はず、尙も行爲の動機が選挙



交通の妨害  
同條第二號

に關係してゐればよいものではありません。

直接選挙人等に加へる暴行、威力、拐引による選挙妨害でなく、選挙の環境に於ける自由妨害ともいふべきものは、交通の妨害、集會の妨害、演説の妨害であります。交通の便を妨げるといふのは、道路橋梁を破壊して交通機關を妨害するのみならず、詐て往來止の立札を立てたり、自動車に借占めて反対派の妨害をする如きもそうであります。かの戸別訪問買収を警戒監視する爲めに他派運動員を尾行するのも、交通妨害の一態様と見られる場合があると思はれます。

## 集會の妨害

集會の妨害とは必ずしも演説會の如く不特定多數人の集まる會合のみならず、選挙運動の幹部の集りの如き小規模の場合にも成立するので、自分の方では使用しない場屋を借り切り他派の演説會を妨げたり、集會の近所で大きい音響をたて悪臭を放散する如きも本罪を構成します。

## 演説の妨害

演説の妨害は、演説會場の妨害ではなくて演説そのものを妨害するので、ブリキ罐や太鼓をたゞいて發言を邪魔しない迄も、彌次や拍手も程度を越えれば演説妨害になります。演説を不能にする程度に至らないで

## 偽計詐術其他の不正

も、それによつて不完全にされ、ば妨害することになるのであります。選挙戦が言論文書によつてのみ合法的に行はるゝ場合に、演説の重要性は、特にその保護を必要とするのであります。

その他偽計詐術等不正の方法による選挙の自由の妨害を凡て罰するのでありますから、その態様は千差萬別で、反対派の候補者と同名同姓の者を捜して來て立候補の届出をなさしめ妨害をするのも、公認候補ではないが某黨總裁は後援することを約したと虚偽の流言を放つが如き、皆これにはいります。

利害關係による威逼  
同條第三號

第三號に掲げた利害關係による威逼といふのは、利害關係を利用して他人の自由意思を抑壓することであつて、その誘導と異なるところは、誘導の場合は誘惑手段は用ゐても相手方の自由の決意を求むるのに反して、威逼の方は相手方の意思を壓迫することにあります。

多衆集合  
第百二十條

この暴行、威力、拐引による犯罪行爲を、多衆集合して行つた場合には、別に規定があつて、首魁、指揮者、率先助勢者に對しては、普通の暴行、威力、拐引による罪よりも重く罰し、附和隨行者はズツと軽く罰

## 同條第二項

してゐます。暴行、威力等を、選挙人議員候補者等に對して實際に用ゐないでも、そういふ目的でもつて多衆聚合して、取締官吏なり關係吏員から解散の命を受けること三回以上に及ぶも仍解散しないときは、首魁は二年以下の禁錮其他は百圓以下の罰金に處せられます。

官吏吏員による  
選挙干渉

## 第百十六條

選挙人議員候補者に對する威力の行使が、官吏、吏員によつて行はれることも、官尊民卑の時代官權優越の社會では多くあり得るので、選挙干渉の聲は常に聞く所ですから、買収による選挙界腐敗と共にこの弊を排除することは、選挙法改正、普選採用の際にも、特に問題になつたのであります。それでこれは別條に定めると共に、廣く職權を濫用して選挙の自由を妨害するものを嚴罰に處するのみならず、故意に職務の執行を怠るにより選挙妨害をしたのも同じ罪としたのであります。法文に云ふ所の「正當ノ事由ナクシテ議員候補者、選挙事務長若ハ選挙委員ニ追隨シ其ノ居宅若ハ選挙事務所ニ立入ル等」といふのは、こゝにいふ事實が選挙取締りの方法として行はれ、選挙の自由を妨害した事例が多きに鑑み、特にこゝに擧げたわけであつて、職權濫用の中の一つの例示に過ぎ

ないのであります。

官吏又は吏員が選挙人に對して、誰に投票したか、誰に投票するのかと問ふのも、實際の効果として、選挙干渉になるのですから、その意思如何をとはず、又無理に投票被選挙人の名を云はさないでも、たゞ「其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選挙人ノ氏名ヲ表示ヲ求メタ」だけで、三月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處することにして、投票の自由を保護すると共に、選挙干渉の疑惑をなからしめんことを期したのであります。

選挙に關係する官吏吏員がなすべき職務をなさず、例へば選挙を取締る司法警察官が或運動者に明かに選挙事犯があるのを知りながら、故らに檢舉をしないとか、或派の運動員が選挙人に暴行を如へ投票を抑止してゐるのを見ながら、これを故意に制止しなかつたといふやうな場合は、消極的行爲を以て選挙干渉をするものであつて、積極的に職權を濫用して選挙干渉をするのと同じことでもありますから、これをも同罪として罰するのであります。

## 投票表示の要求

## 第百十六條

## 職務懈怠

## 同條第二項

第百十六條  
第一項前段

### 第十三講 選挙運動の費用

選挙運動費用制限——法定額の告示——選挙運動費用——選挙運動費に加算せざるもの——費用支出責任者——精算届出——帳簿書類——選挙事務長の引継——選挙帳簿の検閲——精算届出額告示——當選無効の訴——但書による緩和——判決の通知

#### 第一節 選挙運動費用の法定

選挙運動方法を制限したり、選挙運動の責任者を定め、選挙運動員数を限つたりするのは、畢竟選挙に金を多くかけず、選挙を金力に支配させない爲めであつて、選挙運動の費用を制限する目的をもつてゐるのであります。

選挙運動の費用は、選挙区内の議員の定数を以て、選挙人名簿に記載された有権者数を除して得た数を、三十銭に乗じて得た額を超えてはな

選挙運動費用制限  
第二百二條

らぬことになつてゐます。即ち議員の定数が五名で、有権者数が十五萬人ならば、九千圓がその額であります。前回の総選挙に就ていへば、最高が大阪第四區の二萬四百五十七圓、最低が佐賀第一區の七千九百十八圓でありましたが、これは四十銭に乗じた額ですから、今度の改正により換算すれば、最高一萬五千三百四十二圓、最低五千九百三十八圓となるのであります。

地方長官(東京府では知事ではなくて警視總監)は、選挙の期日の公布又は告示があつた後、直に法定選挙運動費の額を告示しなければなりません。告示された額はたとひ計算に誤りがあつてもそれが法定運動費であつて、議員候補者の爲め支出せられた選挙運動の費用が、この額に超過したときは、其の議員候補者が得た有効投票数が多くて當選してゐても、その當選を無効とすることによつて、此の法定額を嚴重に守ることを要求してゐるのであります。

何が選挙運動の費用かといふことは、法が積極的に定めてをりませんが、文書印刷其他選挙事務所の諸費用、選挙事務長、選挙委員、又は豫

法定額の告示

第二百二條  
第二項

第一百十條

選挙運動費用

め議員候補者か選舉事務長の文書に依る承諾を得て、演説又は推薦狀に依り選舉運動をなす所謂第三者が選舉運動の爲めに要した飲食物、船車馬等の供給又は旅費、休泊料其の他の實費、選舉運動の爲め選舉事務長が選任した勞務者の報酬などは、選舉運動の費用として計算すべきものであります。その外現實の金錢の出費でなくとも、選舉運動の爲め財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、印刷物、飲食物その他の金錢以外の財産上の利益を使用し、若は費消したる場合に於ては、其の義務又は利益を時價に見積りたる金額を以て、選舉運動の費用と見做すのであります。例へば掛買の負債、未拂代金の如きを計算するのです。

選舉運動の費用ではあつても、法が選舉運動の費用として、選舉事務長の支出、計算、届出をしないでもよいとしこれを除外してゐるものがあります。即ち立候補準備の爲めに要する費用、選舉の期日後に於て選舉運動の残務整理の爲めに要したる費用、議員候補者が乗用する船車馬等の爲めに要したる費用の外に、議員候補者又は選舉事務長と意思を通じて、選舉委員又は第三者が支出したる費用以外のもの、立候補準備の

第百三條

選舉運動費に加算せざるもの

第百一條

第百四條

費用支出責任者

第百一條

同條第二項

第百三十三條

第百三十四條

爲めに要したる費用にして、議員候補者若は選舉事務長と爲りたる者の支出したる費用、又は其の者と意思を通じて支出したる費用以外のものは、之を選舉運動の費用に非ざるものと看做されます。

選舉運動の費用は、選舉事務長でなければ支出することを得ません。たとひ議員候補者でも、選舉運動費用を支出するときは、選舉事務長の文書に依る承諾を得なければなりません、選舉委員が支出する場合は勿論であります。議員候補者、選舉事務長、又は選舉委員に非ざる者は、第三者の選舉運動として許された演説又は推薦狀に依る選舉運動の費用の外は選舉運動の費用を支出することを得ないのであります。

選舉運動費用の支出責任者は、選舉事務長でありますから、告示された法定選舉運動費用の額を超えて選舉運動の費用を支出し、或は第三者に承諾を與へて支出せしめたときは、一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられます。又議員候補者、選舉委員が選舉事務長の文書に依る承諾を得ずして、選舉運動の費用を支出したるとき、所謂第三者が推薦狀又は演説に依る選舉運動以外の費用を支出したときは、一年以下の

精算届出

第二百五條

第二百六條

第二百七條

禁錮に處せられます。

選挙事務長は、選挙運動費用の計算を明かにしてをく爲めに、勅令の定むる所に依り、帳簿を備へ、之に選挙運動の費用を記載してをかなければなりません。そして選挙が済んだらば、その費用を精算して選挙の期日から十四日以内に、選挙事務長選任を届出た警察官署を経て、地方長官に届出でなければなりません。又この選挙運動の費用に關する帳簿及書類は、後日の證據の爲めに届出を爲した日から一年間保存しておかなければなりません。この帳簿を備へず、備へておいても記載をなさず記載をしても虚偽の記入を爲したとき、精算届出を怠り、又は虚偽の届出を爲したとき、帳簿又は書類を保存せざるとき、保存すべき帳簿又は書類に虚偽の記入を爲したときは、六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處せられます。

選挙事務長が備へておかなければならぬ帳簿は、承諾簿、評價簿、支出簿でありまして、承諾簿には、選挙事務長が選挙運動の費用の支出の承諾を與へたるときは、直に承諾に係る金額、其の用途の大要、承諾年

第三百三十五條

帳簿書類

第一百七條第二項  
令第六十一條

承諾簿

評價簿  
令第六十二條  
令第六十三條

支出簿  
令第六十四條

令第六十四條ノ二

精算書  
令第五十八條

令第五十九條

令第五十九條第二項

令第六十條

月日及承諾を受けたる者の氏名を記載するのです。評價簿には、選挙事務長が選挙運動の費用として財産上の義務を負擔し、又は金銭以外の財産上の利益を使用し若は費消したるときは、財産上の義務又は金銭以外の財産上の利益を時價に見積りたる金額、其の用途の大要、支出先、支出年月日及見積りの詳細なる根據を記載し、支出簿には選挙事務長が金銭を以て選挙運動の費用の支出を爲したとき、直に支出金額、其の用途の大要、支出先及支出年月日を記載するのであつて、その様式は施行規則で定つてをります。又選挙運動の費用の精算の届出も文書で以てしなければなりません。その精算届書の様式も施行規則で定つてあります。この外、選挙事務長は、選挙運動の費用の支出の承諾を與へたる場合に於て、承諾に係る支出終了したるとき、又は選挙の期日の経過したときは、遅滞なく其の承諾を受けたる者に就き、支出金額、其の用途の大要、支出先、支出年月日及支出者の氏名を記載したる精算書を作成しなければなりません。第三者が議員候補者又は選挙事務長と意思を通じて支出したる演説又は推薦狀に依る選挙運動の費用は、その都度遅滞なく

精算書を作成しなければなりません。従つて議員候補者は第三者と意思を通じて支出せしめた都度、直に其の旨を選挙事務長に通知しておかなければならぬのです。又立候補準備の爲めに要した費用であつて、議員候補者若しは選挙事務長と爲りたる者が支出し、又は他人が其の者と意思を通じて支出したるものに付ては、選挙事務長は其の就任後遅滞なく、議員候補者又は支出者に就き精算書を作成しなければなりません。これらの場合、一口五圓以上の支出を爲したときは、其の都度領收書其の他支出を證すべき書面を徴しておかなければなりません。而してこれらの精算書と領收書其の他の支出を證すべき書面を、前に掲げた帳簿と共に、精算届出を爲した日から一年間、選挙事務長は保存しておかなければならないのです。

選挙事務長が故障のあるときは、選任者が代つて其の職務を行ひますが、選挙事務長が解任し又は解任せられたる場合に於ては、遅滞なく選挙運動費用の計算を爲し、新に選挙事務長と爲りたる者に對して 選挙事務所、選挙委員、選挙運動の爲め使用する勞務者 其の他に關する事

領收書

令第六十七條

第七百七條  
令第六十八條

選挙事務長の引繼

第七百九條

令第六十九條

務と共に、其の引繼を爲さねばなりません。この場合は精算届書の様式に準じて、選挙運動の費用の計算書を作成して、引繼を爲す者及引繼を受くる者に於て、之に引繼ぐ旨及引繼年月日を記載し、共に署名捺印し、關係の帳簿書類と共に引繼がなければなりません。新に選挙事務長と爲りたる者なきときは、選挙事務長に代りて其の職務を行ふ議員候補者或は推薦届出者に對して引繼をなし、職務代行者が事務の引繼を受けた後に、新に選挙事務長定りたるときも同じ手續で引繼をなすのであります。そして選挙終了後精算届出を爲すのは、最後に選任された選挙事務長或はその職務を行ふ議員候補者又は推薦届出者であります。

警察官吏は選挙の期日後、何時にても、選挙事務長に對し、選挙運動の費用に關する帳簿又は書類の提出を命じ、之を検査し又は之に關する説明を求むることを得ます。選挙期間これをすれば選挙干渉の虞れがありませんから、選挙の期日後でなければなりません。これは行政警察上の監督であつて、司法警察權が犯罪捜査の爲めになすのではないのですから若し犯罪の疑ある時に捜査權の發動としてなす場合は、選挙期日前で

選挙帳簿の検閲  
第七百八條

もいふのであります。

## 第二節 当選無効の訴

選挙事務長が選挙運動費用を精算して届出でたらば、その費用額を地方長官(東京府では警視總監)が告示します。これは支出した選挙運動費用が法定額に超過した場合には、選挙事務長又は選挙事務長に代り其の職務を行ふ者が、一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せらるゝのみならず、其の議員候補者の当選は無効となるのでありますから、これを告示して、精算届出の金額に異議がある者に出訴の機会を與へるのであります。

議員候補者の爲め支出せられたる選挙運動の費用が、法定額を超えた爲め其の議員候補者の当選を無効と認めた選挙人又は議員候補者は、当選人を被告として、当選人告示の日から三十日以内に、大審院に出訴することが出来ます。この場合は出訴人は保證金として三百圓又は之に相當する額面の國債證書を供託することを要します。そしてこの保證金は、

第六十六條  
第二項

精算届出額告示

当選無効の訴

第八十四條  
第一項  
第八十七條

第八十五條

原告敗訴の場合、裁判確定の日から七日以内に裁判費用を完納しない時に、之に充當し仍足りないときは之を追徴するのであります。裁判所はこの訴訟を裁判するに當つては、検事をして口頭辯論に立會はせませす。これは公益に關する訴訟でありますから、訴訟當事者間のみの辯論に止めないで、公益の代表者たる検事を立會はせるのです。

併し乍ら此の規定は、但書に依つて、非常に緩和されてゐるのであります。議員候補者及推薦届出者が、選挙事務長又は之に代りて其の職務を行ふ者の選任及監督に付、相當の注意を爲し、且つ選挙事務長又は之に代りて其の職務を行ふ者に於て、選挙運動の費用の支出に付過失なかりしときは、法定額を超過してゐても、議員候補者の当選は無効としなないといふことになつてゐるのであります。即ち議員候補者が法定額に超過するのを承知で選挙運動費用を支出させてゐたとか、選挙事務長が超過支出を知り乍ら、或は當然氣付くべきを知らずに超過させてゐたとか、前科者とか浪費者とかいふ者を選挙事務長に選んでゐたといふ様な不注意がなければ、超過支出による当選無効はないのでありますから、事實

但書による緩和  
第一百十條但書

上に於ては、中々これを證明して當選無効を主張する事は困難であります。殊にこれは刑罰ではないのですから、選挙事務長が超過支出により刑罰に處せられても、當選告示以後三十日以内にこの當選無効の訴訟が起されてゐなければ、議員候補者の當選には無關係で、連坐規定におけるが如く、検事が公訴に附帶してこの訴訟を起すことは出来ない點を注意しなければなりません。

判決の通知

第八十六條

この訴訟が判決ありたるときは、裁判所の長は、其の旨を内務大臣及關係地方長官に通知し、其の判決書の謄本を内務大臣に送付します。帝國議會開會中なるときは併せて之を衆議院議長にも送付するのであります。これはこの判決の結果が、當選人即ち衆議院議員の資格の喪失に關し、再選挙又は補闕選挙を行はなければならぬことにもなりますから、選挙主管大臣たる内務大臣、選挙の期日を定めて告示をしなければならぬ地方長官は、之等の事實を知る必要があるからであります。

### 第十四講 投票の方法と設備

投票の方法——投票の秘密——投票を爲し得る者——投票用紙——投票に記載する文字——點字投票——投票拒否——假投票——投票立會人——詐偽投票——投票偽造——投票所——投票記載の場所——投票函——投票所の取締——投票に關する罪——氣勢を張る行爲——兇器携帯——投票所の開閉——投票函投票録の送致——投票日の繰上げ——再投票

#### 第一節 投票の方法

選挙は投票に依り之を行ふのであります。選挙人は選挙の當日、自ら投票所に到り、選挙人名簿の對照を経て、投票を爲すのであります。投票を爲すには、選挙人が投票所に於て、投票用紙に、自ら議員候補者一人の氏名を記載し、投票管理者及投票立會人の面前に於て、選挙人自ら投函するのであります。自ら議員候補者の氏名を書ること能はざる者

投票の方法

第十九條

第二十五條

第二十七條  
令第十八條



第三十條  
第十九條

は、投票を爲すことを得ません。投票は一人一票に限るのであつて、複數投票を認めず、何人も平等に一票であります。

選挙人の投票する投票所は、現に住居し選挙人名簿に掲載された投票區の投票所でありませんが、選挙人が選挙人名簿調製期日後、其の投票區域外に住居を移したる場合に於ては、名簿調製期日に於て住居を有したる地の投票區の投票所に到り、投票を爲すのであります。若しそれが、其の屬する投票區所在の郡市外に住居を移したる者、其の屬する投票區所在の郡市外に於て職務又は業務に従事するときは、不在者投票をなし得るのであります。

令第十一條

投票の秘密  
第二十七條

投票は秘密であります。投票用紙には選挙人の氏名を記載することを得ないのみならず、何人と雖も、選挙人の投票したる被選挙人の氏名を陳述するの義務はありません。萬一官吏又は吏員が、選挙人に對し、其の投票せむとし、又は投票したる被選挙人の氏名の表示を求めたるときは、六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處せられます。もしそれが選挙事務に關係ある官吏、吏員、立會人又は監視者であつて、選挙人の

第三十九條  
第一百六條

投票したる被選挙人の氏名を表示したるときは、二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處せられるのでありまして、それが虚偽であつても同じ處罰を受けます。それは發表された事實が虚偽であつても、選挙人はこれを辯解證明する途を有しないのでありますから、選挙人の蒙る不利益は同様であつて、嚴に之を罰するわけでありまして、尙その表示の時期は開票の前後を問はず本罪が成立すると解されます。

投票を爲し得る者  
第二十九條  
第二十九條  
第十九條

投票を爲し得る者は、選挙権を有する者でなければなりません。たとひ選挙権を有してゐても、選挙人名簿に登録されてゐる者でなければ、投票を爲すことを得ません。それは選挙人名簿が、有権的公簿である當然の結果であります。但し選挙人名簿に登録せらるべき確定判決書を所持して、選挙の當日投票所に到る者があるときは、投票管理者は之をして投票を爲さしめなければなりません。

選挙人は、投票所に於て、選挙人名簿の對照を経て、その本人たることを明かにした後に投票するのでありますが、投票管理者が投票を爲さむとする選挙人の本人なりや否や疑はしく、これを確認すること能はざ

るときは、其の本人なる旨を宣言せしめた上で投票させるのであつて、其の宣言を爲さざる者は、投票を爲すことを得ません。若しこの場合虚偽の宣言を爲した者は、百圓以下の罰金に處せられます。

投票用紙は選舉の當日投票所に於て之を選舉人に交付するのでありますが、投票管理者は投票立會人の面前に於て、選舉人を選舉人名簿に對照したる後、投票用紙を交付するのであります。投票用紙の様式は施行規則に定められておますが、表に廳府縣印を捺し、用紙は折疊みたる場合に於て外部より被選舉人の氏名を透視し得ざる紙質のものたることを要します。此の一定の投票用紙以外に記載した投票は無効でありますから、勝手な紙に被選舉人の名を書いたのではいけません。若し選舉人が誤つて投票用紙を書き損じその他で汚損したときは、其の引換を請求することを得ます。

投票に記載する文字に付ては、別段の規定はありませんが、被選舉人の氏名を書してあれば、それが漢字でなくても、平假名、片假名、ローマ字、朝鮮文字凡て有効であります。それが被選舉人の氏名たること

投票用紙  
第二百五條  
第百十一條

第二十六條

令第十六條

令第十七條

投票に記載する文字

第二十八條

點字投票

令第二十一條

投票拒否

第三十一條

を判別し得るものでなければならぬことは云ふ迄もありません。盲人の用ゐる點字も、勅令に定めた點字を投票に關する記載に付ては文字と看做します。自書といふ意味は、自身の手或は口で書いたものであることを要しますから、型紙を用ゐたり、ゴム判や活字を用ゐて、被選舉人の氏名を表示した場合は自書とはいへません。これは投票買収その他、選舉人の正當自由なる投票を妨ぐる手段となる虞れがあるからであります。點字に依り投票を爲さむとする選舉人が、投票管理者に對し其の旨を申立てたならば、投票管理者は投票用紙に點字投票なる旨の印を押捺して交付するのであります。點字に依る投票の拒否に付ては、投票立會人の意見を聽き投票管理者之を決定するのでありますが、此の場合には封筒に點字投票なる旨の印を押捺して交付しなければなりません。これらの點字投票をなし得るのは、盲人に限るものと解されておます。

選舉人が選舉人名簿に登録せられたる本人なりや否や、等につき判断を下して、投票を拒否するについては、投票管理者が決定するのではあります。投票拒否するについては、投票管理者が決定するのではあります。投票拒否するについては、投票管理者が決定するのではあります。

假投票

ん。投票立會人の内に異議がある選舉人に對しては、投票拒否の決定に不服ある選舉人と同じく、假に投票をさせるのであります。假投票といふのは、選舉人が投票を封筒に入れ封緘した上、表面に自ら其の氏名を記載し投函するのであります。この封筒を汚損したとき引換を請求し得ることは、投票用紙の場合と同じであります。

投票立會人

以上いろいろの場合投票に立會ふ投票立會人といふものは、議員候補者が選任するのであつて、議員候補者は各投票區に於ける選舉人名簿に記載せられたる者の中より、本人の承諾を得て投票立會人一人を定め、選舉の期日前二日迄に、投票管理者に届出るのであります。投票立會人の届出は文書を以て之を爲し、投票立會人の氏名、住居及生年月日を記載し、且本人の承諾書を添附しなければなりません。投票立會人は届出た議員候補者が死亡し又は議員候補者たることを辭したるときは、其の職を失ふのであります。又この届出はしなくてもいいのですから、若し届出た投票立會人の數が三人に達せざるとき、若し議員候補者の死亡辭退によつて三人に達せざるに至りたるるとき、又は投票立會人が投

第二十四條

令第十條  
第二十四條

第二十四條

第二百二十八條

詐偽投票

第三十條

第一百一十條

第二百二十七條

票を開くべき時刻に至るも三人に達せざるとき、若し投票立會人の數が三人に達せざるに至つた場合には、投票管理者が其の投票區に於ける選舉人名簿に記載せられたる者の中より三人に達する迄の投票立會人を選任し、直に之を本人に通知し投票に立會はせなければなりません。即ち三人の投票立會人が揃はなければ、投票所は完全でないのであります。投票立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを得ませんし、立會人正當の事故なくしてその義務を缺くときは百圓以下の罰金に處せられます。

選舉人名簿に登録せられたる者であつても、それが選舉人名簿に登録せらるゝことを得ざる者であれば、投票を爲すことを得ません。選舉人名簿に登録せられたときにはその資格があつても、選舉の當日選舉權を有せざる者なるときも、同じく投票をすることを得ません。若し詐偽の方法によつて選舉人名簿に登録せられたのならば、その者は百圓以下の罰金に處せられます。選舉人に非ざる者投票を爲したるときは、一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられます。又氏名を詐稱し、その

## 投票偽造

他詐偽の方法を以て投票を爲したる者は、二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處せられるのであります。

選舉人に非ざる者が氏名詐稱その他詐偽の方法に依り投票を爲すことより一步進んで、新に虚偽の投票を作成し、又は選舉人の投じた投票に於ける被選舉人の氏名を變更改竄補充し、其他投票に他事を記入して無効投票となすが如き投票偽造行爲、又は不正手段に依り投票函に投ぜられた投票の數を増減する行爲を爲した者は、三年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處せられます。若しそれが選舉事務に關係ある官吏、吏員、立會人又は監視者によつて爲されたときは、一層罪が重いので、五年以下の懲役若は禁錮、又は二千圓以下の罰金に處せられます。

第二百二十七  
條第三項

## 同條第四項

これは一般選舉人には出來難いことで、選舉事務の關係者に依つて犯さるゝ機會が多く、その害悪は怖るべきものでありますから、特に罰を重くしたのであります。此の如き投票の偽造増減を行はないでも、法令の規定に依らずして、投票函を開き、又は投票函中の投票を取出したる者は、三年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處せられます。

## 第二百十八條

## 第二節 投票の設備と取締

## 投票所

## 第二十一條

投票所は、市役所、町村役場、又は投票管理者の指定したる場所に、之を設けます。一投票區に一投票所があるわけであり、投票區といふのは、一投票所を設ける區域を意味するのでありますから、投票區は市町村の區域に依る原則に従へば、市役所、町村役場を以て投票所とするだけでいいわけですが、事實は市町村の區域を分ちて數投票區を設けることが多いので、これら以外の場所を投票所とするのであります。投票管理者は、選舉の期日より少くとも五日前に投票所を告示します。そして一定の區域に住居する選舉人は、どの投票所に於て投票するかを明かにするのであります。この場合投票管理者は、その所屬を明かにし、混雜を防ぐ等の必要ありと認むるときは、投票入場券及到着番號札を、豫め選舉人に交付することを許してゐますが、これが却て替玉投票の便利を供したり、買収の手段に利用されたりすることを警戒しなければなりません。

## 第二十二條

## 令第十二條